HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地方における公園緑地および都市緑化施策の役割・機能に関する研究 : 兵庫県における近年の事例を中心として
Author(s)	橘, 俊光; TACHIBANA, Toshimitsu
Citation	北海道大学大学院農学研究院邦文紀要, 28(2), 299-408
Issue Date	2007-02-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/18648
Type	departmental bulletin paper
File Information	28-299.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大農研邦文紀要 28(2)：299～408，2007

地方における公園緑地および都市緑化施策の役割・機能に関する研究*
―― 兵庫県における近年の事例を中心として ――

橘　　俊光
（兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課）

A Study about the Role and Function of Local Administrations in Parks and Green Policy
―― Recent Case Examples in Hyogo Prefecture ――

Toshimitsu TACHIBANA
(Parks and Greenery Division, Urban Development and Housing Bureau, Public Works and Development Department, Hyogo Prefecture)

目　　次

第Ⅰ章　研究の目的と方法…… 301
A．研究の背景と目的…… 301
B．研究の対象と範囲…… 301
C．研究の方法と既往論文の整理…… 302
第Ⅱ章　わが国の都道府県営都市公園整備の現況，特徴等と役割・機能…… 304
A．本章研究の背景と目的…… 304
B．研究の方法…… 305
C．都道府県営都市公園の現況等と役割・機能…… 306
ａ．都市公園整備における都道府県の役割・機能の歴史的経緯と考え方…… 306
ｂ．都道府県営都市公園の現況と整備経過…… 306
D．兵庫県における県立都市公園整備の現況等・特徴と役割・機能…… 313
ａ．兵庫県立都市公園整備の歴史的経緯と現況…… 313
ｂ．兵庫県立都市公園の役割・機能…… 316
E．ま　と　め…… 316
第Ⅲ章　面的地域整備と国際園芸・造園博覧会開催における公園緑地の役割・機能…… 320
A．本章研究の背景と目的…… 320
B．研究の方法…… 321
C．淡路島国際公園都市整備における公園緑地の役割・機能…… 321
ａ．淡路島国際公園都市の概要…… 321
ｂ．兵庫県立淡路島公園と国営明石海峡公園…… 322
ｃ．斜面地緑化事業と県立灘山緑地…… 325
ｄ．淡路夢舞台の整備…… 326
ｅ．兵庫県立淡路景観園芸学校の設立と運営…… 327
ｆ．淡路島国際公園都市の特徴と公園緑地の役割・機能…… 328
D．国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」における公園緑地の役割・機能…… 330
ａ．国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」の開催概要と意義，成果… 330
ｂ．国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」の成果を踏まえたその後の展開…… 331
ｃ．国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」開催における公園緑地の役割・機能…… 332
E．ま　と　め…… 332
第Ⅳ章　都市公園整備におけるハイウェイオアシス整備の役割・機能…… 333
A．本章研究の背景と目的…… 333

*北海道大学博士論文（2006）
Doctoral thesis submitted to the Graduate School of Agriculture, Hokkaido University (2006)

B．研究の方法…… 334
C．淡路ハイウェイオアシス事業の役割・機能…… 334
a．ハイウェイオアシス事業の概要とその特徴…… 334
b．全国の整備状況と淡路ハイウェイオアシスの特徴…… 334
c．淡路ハイウェイオアシスの内容・特徴と役割・機能…… 336
D．ま　と　め…… 342
第Ⅴ章　沿岸域における公園緑地整備の役割・機能…… 344
A．本章研究の背景と目的…… 344
B．研究の方法…… 344
C．瀬戸内海沿岸域における公園緑地整備の現況等と役割・機能…… 345
a．公園緑地の現況と特徴把握…… 345
b．公園緑地整備の役割・機能についての分析・考察…… 346
D．尼崎 21 世紀の森構想と尼崎の森中央緑地整備の役割・機能…… 349
a．尼崎 21 世紀の森構想の経緯，概要と意義…… 349
b．尼崎の森中央緑地整備の役割・機能…… 351
c．尼崎 21 世紀の森構想と尼崎の森中央緑地整備の課題および今後の方向性…… 352
E．ま　と　め…… 353
第Ⅵ章　広域防災拠点等となる公園緑地整備の役割・機能…… 356
A．本章研究の背景と目的…… 356
B．研究の方法…… 358
C．広域防災拠点としての三木総合防災公園整備の内容と特徴…… 358
a．経緯，経過…… 358
b．計画の概要と特徴…… 358
D．三木総合防災公園における施設の重複的活用の考察…… 361
E．三木総合防災公園が防災公園整備制度に与えた影響…… 362
F．ま　と　め…… 363
第Ⅶ章　住民の参画と協働による公園緑地の整備・管理運営における役割・機能…… 365
A．本章研究の背景と目的…… 365
B．研究の方法…… 365
C．住民の参画と協働による公園緑地の整備・管理運営の役割・機能…… 366
a．公園管理運営協議会の現状と内容… 366
b．特性把握と分析・考察…… 366
D．ま　と　め…… 371
第Ⅷ章　公園緑地整備における地域への経済波及効果分析…… 371
A．本章研究の背景と目的…… 371
B．研究の方法…… 372
C．兵庫県立播磨中央公園整備の地域経済波及効果分析…… 372
a．兵庫県立播磨中央公園の概要…… 372
b．整備に伴う経済効果分析と分析結果…… 373
c．分析評価…… 376
d．滝野町への経済効果分析…… 378
D．兵庫県立播磨中央公園開園後の管理運営等に伴う経済効果分析…… 380
a．維持管理に伴う経済効果…… 380
b．来園者の消費支出に伴う経済効果… 383
c．雇用の効果…… 383
E．ま　と　め…… 384
第Ⅸ章　都市緑化施策実施における地域への経済波及効果分析…… 385
A．本章研究の背景と目的…… 385
B．研究の方法…… 386
C．オープンガーデン実施の地域経済波及効果分析…… 387
a．前提条件の整理…… 387
b．分析と分析結果…… 387
c．分析評価…… 388
D．ま　と　め…… 392
第Ⅹ章　総　　括…… 392
A．本章研究の位置付け，目的…… 392
B．各章のまとめ…… 392
C．提　　言…… 394
D．今後の課題…… 396
引 用 文 献…… 396
摘　　要…… 403

謝　　辞…… 405
Abstract …… 406

第Ⅰ章　研究の目的と方法

A．研究の背景と目的

21 世紀のわが国は，地球温暖化・ヒートアイランド現象・生物多様性等への対応など地球環境問題をはじめ，自然的，社会的課題のなかで，残された自然環境の保護や緑地の保全，復元，創出，公園緑地の整備，緑化の推進など総合的，複合的な緑とオープンスペースの確保対策が求められている。これらは，国，都道府県，市町村など地方公共団体において様々なかたちで推進されてきているが，現状ではその対応は不十分で課題も多く，今後，さらに推進していくためには，近年の地方分権化，行財政やまちづくりのあり方等社会状況の変化を踏まえつつ，国や地方公共団体等が連携，役割分担し取り組む必要がある。この場合，効率的・効果的な取り組みを進めるうえでも国と地方がどのような役割を分担して，どのような内容を具体的に実行し効果をあげているのかなどを把握，検証し今後の取り組みを推進する必要がある。

一方，近年の社会状況の変化等から地方が果たすべき役割や機能も見直されつつあるといえるが，平成 11 年のいわゆる地方分権一括法等新たな地方分権への制度上の変化も踏まえ，特に都道府県の役割の重要性についてつぎのような指摘がされている。

「都道府県と市町村という，地方自治の 2 層制については，従来の制度が維持され，その上で住民に直接関わる事務については，その多くが基礎的自治体である市町村の事務となった。その結果，都道府県が直接執行する事務はこれまでに比べ減少した。しかし，その一方で，環境対策，広域的社会資本整備など，都道府県の広域的自治体としての役割や，国，市町村との新たな役割分担の中における，市町村に対する先導・補完的機能，支援・媒介的機能など，都道府県の担うべき役割は，より重要なものとなるであろう。」[1)]

また，今村[2)]は「都道府県が，政治的にも行政的にも，その存在理由を明らかにしうるかどうか，それが問われている」と指摘している。

すなわち，地方分権化のなかにおいて都道府県の役割の重要性が新たに増してきているともいえる。

これまでの公園緑地・都市緑化行政においても，都道府県は都道府県としての役割・機能を担ってきているが，その内容等実態を充分に知ることは，今後の新たな展開を進めるうえでも重要なことと思われる。

地方における公園緑地整備や都市緑化施策の成果，報告等については，これまで都市，または都市内の地域レベル，個人，団体等の活動がほとんどであり，一の都市を超えた広域的な地域，地方レベル（広域行政レベル）で評価されたものは少ない。具体的にはここでは特に，都道府県レベルや都道府県内の一の都市を超えた広域的な地域を指すが，広域行政としての都道府県が進める公園緑地整備や都市緑化施策が果たしてきた役割や機能というものについて深く議論されているとはいえない。

このため，本研究では，都道府県が進める公園緑地整備や都市緑化施策に着目し，特に兵庫県および兵庫県内の地域を対象の中心とした公園緑地整備や都市緑化施策の役割・機能について実証的に明らかにするとともに，課題等を明らかにし，今後のあり方等を提案することを目的とする。

B．研究の対象と範囲

本研究では，都道府県レベルの地方公共団体を一つの「地方」と捉え，公園緑地整備や都市緑化施策の具体的取り組みについて多面的に調査，検討するため，兵庫県を主たる対象地域とするとともに，全国の都道府県営都市公園および兵庫県の事例等を中心に研究の範囲を定める。

兵庫県は，日本列島のほぼ中央部に位置し，北緯 34 度から 35 度にまたがり，東経 135 度（子午線）が南の太平洋・淡路島から，日本海・但馬地域を貫いている（図 1）。多様で豊かな自然環境を有し地勢，気象，風土とも多彩なものになっている。県域は東西 112 km，南北 204 km に広がり，面積は約 8,390 km² で，全国 12 位の広さを有し，近畿 2 府 4 県では最大である。歴

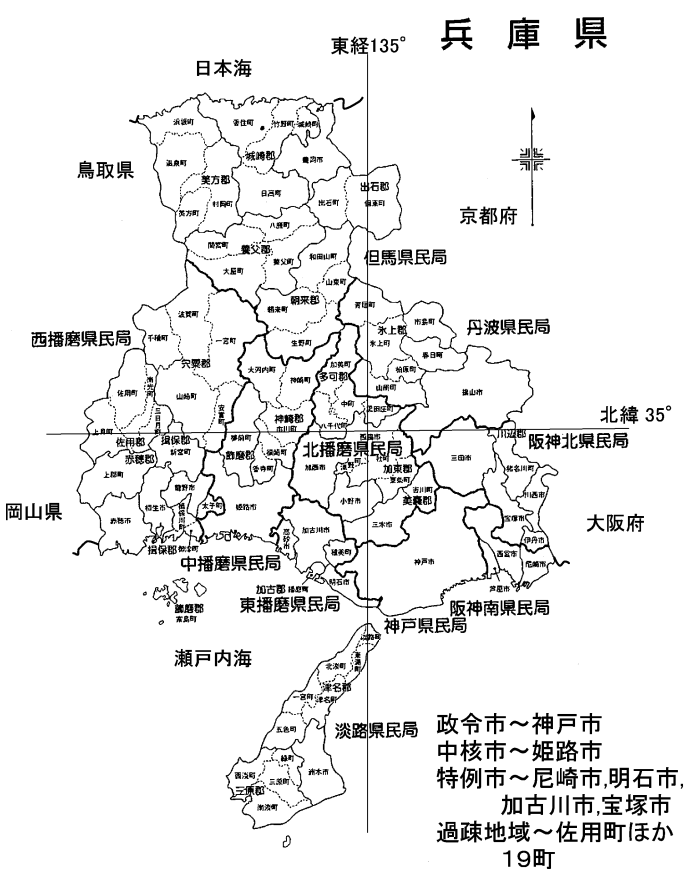

図 1　兵庫県全体図
注）兵庫県（2004）：市町要覧より引用，一部追加作成

史的にも，摂津，播磨，丹波，但馬，淡路の五つの地域が一つとなり，明治 9（1876）年，ほぼ現在の兵庫県の区域となった[3)4)]。人口は 555 万人（平成 12 年 10 月 1 日現在，国勢調査）で，産業・経済では瀬戸内海側は阪神工業地帯，播磨工業地帯を抱え工業が，県中北部，淡路島では農林水産業が盛んであるが，同時に，阪神間は過密,その他の地域では過疎が進むとともに，行政的には，政令指定都市，中核市，特例市を有するなど，大都市から中･小都市まで，また，大都市周辺の衛星的都市や山間部の小規模な町までと様々なタイプの市町が存在し,「日本の縮図」ともいわれる県である。

また，平成 7 年 1 月，阪神・淡路大震災という未曾有の近代都市型大災害を経験した唯一の県でもあり，県庁所在地・神戸市を中心とする阪神間地域という地方の中核地域が壊滅的被害を受けたが，この経験を踏まえ県としてその後の復興過程で公園緑地整備においてどのような対応がみられたかなどについて調査研究することの意義は大きいといえることも「兵庫県」をその対象地域とする大きな理由である。

C．研究の方法と既往論文の整理

1）研究の方法

本研究では，調査の目的，調査対象等から行政資料を中心に関係資料等を収集，分析するとともに，研究項目によりアンケート調査，関係者へのヒヤリング等を実施して調査，分析し，検討，考察等を行い研究を進めた。

2）論文の構成と内容

第Ⅱ章では，わが国の都市公園整備の歴史において都道府県営都市公園の歴史的経緯について明らかにするとともに，公園緑地の計画論研究等を通じ都道府県が担うべきと期待される役

割について概観し，都道府県営都市公園の役割・機能について検討する。つぎに，近年の都道府県営都市公園の整備現況，特徴等から，都道府県の役割・機能について明らかにする。また，兵庫県立都市公園整備の経緯，経過および現況等を把握し，その役割・機能について明らかにすることを目的とした。

第Ⅲ章では，北淡路地域の大規模土取り跡地の緑の復元，創出を目指した淡路島国際公園都市における公園緑地整備等の取り組み，さらにわが国で2回目の開催となる国際園芸・造園博覧会「ジャパンフローラ2000」（淡路花博）について，その経緯，経過，内容等を把握し，その特徴などとともに，これらに公園緑地が果たした役割・機能について明らかにすることを目的とした。

第Ⅳ章では，神戸淡路鳴門自動車道の淡路サービスエリア（SA）と県立淡路島公園とを一体的に整備し，近畿圏で最初のハイウェイオアシス（HO）として整備された淡路HOの経緯，経過，施設内容の特徴等とともに，雇用，地域産業，観光等地域活性化における役割・機能について明らかにすることを目的とした。

第Ⅴ章では，わが国の産業発展のうえで大きな位置を占めてきた瀬戸内海の沿岸域における公園緑地の整備の実態を明らかにするとともに，時代的変化も踏まえた役割・機能を明らかにすることを目的とした。また，新たな取り組みとして，尼崎市の工場地帯に整備が進められている「尼崎21世紀の森構想」およびそのリーディングプロジェクトである「尼崎の森中央緑地」の整備経緯，経過，内容等について明らかにするとともに，その意義や役割・機能，今後の方向性について明らかにする。

第Ⅵ章では，阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ，兵庫県が全国でも初めてとなる全県広域防災拠点として整備を進めている三木総合防災公園の経緯，内容等について把握し，その特徴，役割・機能について明らかにするとともに，わが国の防災公園の考え方，整備制度等に与えた影響について明らかにすることを目的とした。

第Ⅶ章は，公園緑地の整備，管理の運営手法として兵庫県立都市公園で取り組まれている「管理運営協議会」の内容を把握し，その特性を分析するとともに，役割・機能と効果，今後の方向性について明らかにすることを目的とする。

第Ⅷ章では，兵庫県が広域公園としてはじめて本格的に整備に取り組んだ兵庫県立播磨中央公園の整備，管理運営における県内に及ぼす地域経済波及効果について，兵庫県産業連関表を用い計測，分析し，公園緑地の整備，管理運営の地域経済的な役割・機能について明らかにする。

第Ⅸ章では，兵庫県内で行われているオープンガーデンの地域経済波及効果について，兵庫県産業連関表により兵庫県地域における経済波及効果について計測，分析し，都市緑化施策が地域に与える経済的な役割・機能について明らかにする。オープンガーデンは，個人の庭を一般に開放する民間活動といえるが，ここではこの活動のもつ花と緑のまちづくりへの貢献など公共的側面に着目し，経済的な役割・機能について明らかにする。

第Ⅹ章では，第Ⅱ章から第Ⅸ章までの結論を総括するとともに，これらを踏まえ今後の地方における公園緑地および都市緑化施策の役割・機能と方向性等について考察し，提言をまとめ，課題を整理する。

3）既往論文の整理

これまでの既存研究，報告では「都市公園」，「公園緑地」さらにはより幅広く「緑」，「緑とオープンスペース」における「役割」「機能」「効果」「意義」などとして整理されるとともに，それぞれ個別の役割，機能等については多くの調査研究等がある。

しかしながら，公園緑地および都市緑化施策の計画，整備，推進の主体が地方公共団体であるにもかかわらず，地方公共団体からみたときの役割・機能などについては整理，議論がされてきてはいない。

このことから，本研究では，地方における公園緑地整備，特に広域レベル，都道府県レベルでの公園緑地整備や都市緑化施策は，具体的にどのような役割を担い，機能することを期待し，

計画，整備され，維持管理，運営がなされるべきか，また，実際にどのような役割，機能を果たしてきているのか，ということが必ずしも明確ではなかったが，本研究ではこれらを明らかにするという点において独自性を持つといえる。

また，文献等においても，都道府県の公園緑地整備や都市緑化施策の事例紹介は多いが，それぞれの公園緑地整備や緑化推進方策が，地域整備や地域の振興等との関係において，どのような役割，機能を果たすとともに，結果的にどのような効果を発揮しているかなどの実証的研究はこれまで見当たらない。

しかしながら，ここでは公園緑地整備および都市緑化施策に関する実証的な研究や制度などに関する客観的な調査，研究論文についてレビューする。

塩島[5)6)]は，都市公園整備の地域振興あるいは地域経済における波及効果を明らかにし，地域開発の視点からの配置計画論の必要性を提言している。

坂本[7)]は，公園緑地行政の中核をなす都市公園の面的拡大等に大きな役割を果たしてきた「都市公園等整備五箇年計画」を公共投資計画の一つの指標として捉え，それが果たした役割に注目し，計画面と財政的側面から論じ，今後の果たすべき新しい役割の方向性を示しているが，必ずしも「地方」の視点では整理されていない。

また，申[8)]は，政治学の視点から都市公園を捉え，都市公園の歴史的変遷過程を踏まえ，その中で都市公園が担ってきた機能の変化に着目し，「機能の社会化」という観点から再構成し，「政策形成」の具体的過程の問題点を指摘している。歴史的，制度的な検討と社会的動向を踏まえた研究という点では評価できるが，実証的な研究ではない。

島尾[9)]は，広域的緑地保全戦略として，都道府県レベルにおける緑地環境の保全を意図し，都市化や開発から都市公園等をはじめ広く緑地を総合的，計画的に保全するシステムとしての方法論としての戦略について研究し，埼玉県，佐賀県をケーススタディしながら論じている。この研究では，緑地の「役割・機能」は既に前提条件で組み込まれており，あくまでも方法論を論じているのが特徴である。

また，清水[10)]は，地方で開催されてきた全国都市緑化フェアや，平成 2 年に大阪で開催された国際花と緑の博覧会の特性等を踏まえ，園芸博覧会が公園緑地の形成，並びに都市緑化の普及啓発に及ぼした影響について論じている。ここでは，ヨーロッパにおける園芸博覧会の特徴等とも比較しつつ，今後の園芸博覧会のあり方や，都市公園の整備等公園緑地の施策展開のあり方等について提言している。

以上，既往論文の主なものは近年の地方における公園緑地整備および都市緑化施策について部分的には触れてはいるものの，本研究で目的とするこれらの総合的，多角的な視点からの実証的研究としては充分とはいえない。

第II章　わが国の都道府県営都市公園整備の現況，特徴等と役割・機能

A．本章研究の背景と目的

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）では都道府県は都道府県立自然公園を，自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）では都道府県は都道府県自然環境保全地域を指定できることが定められているが，都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号）では地方公共団体または国の公園緑地の設置管理について定めているが，特に都道府県営都市公園について定義されているわけではない。

これまで全国の都道府県において都道府県営都市公園（以下「都道府県営公園」）の整備が進んできている。都道府県がどのような役割・機能を分担しつつ対応しているかを知ることは，今後の市町村も含めた地方における住民ニーズに対応した効率的で効果的な都市公園行政のあり方を構築し，推進していくうえでも意義があるものと考えられるが，わが国における都道府県営公園の現状に焦点をあて，全体像を明らかにした調査，研究がみあたらない。

行政主体の違いが公園緑地および都市緑化施策の役割・機能の違いを最も端的に表出する一つと考え，本章研究では本研究の基本視点であ

る地方としての都道府県に着目し都道府県営公園の実態を把握，分析し，その現況や特徴等を考察し，役割・機能を明らかにすることを目的とする。

このため，ここではまず，都道府県営公園整備の歴史的経緯および整備の考え方についてこれまでの調査，研究等をもとに検証する。次に，近年の整備現況および変遷について，各都道府県がどのような種別，内容の公園を整備し，このことからどのような役割・機能を果たしているといえるかなどを実態的に明らかにする。

さらに，地方としての兵庫県における県立都市公園[注1)]を取り上げ，歴史的経緯・過程について概観し，全国の実態と比較，対比することでその相違や特徴等を明らかにし，役割・機能について考察することとする。

明治期以降昭和40年代までの都道府県営公園整備の歴史的経緯等については，佐藤[11)12)]の調査，研究がある。また，都市公園制度制定100周年を記念して企画された日本公園百年史刊行会[13)]では，主な都道府県営公園等の歴史，概要等を個別に紹介，報告している。

広域レクリエーション機能論の面から，大規模公園整備の必要性および広域公園整備は都道府県が役割としてもつべきとの議論などは，ようやく昭和40年代後半に出てきている。田邊[14)]は，広域公園，レクリエーション都市，国営公園の総称が大規模公園であり，公園緑地行政への登場は第1次都市公園等整備五箇年計画（以下「五箇年計画」）の策定過程の昭和46年度と指摘している。また，㈶日本都市センター[15)]は，それまでの住区基幹公園，都市基幹公園に加え大規模公園等を位置付けるとともに，大規模公園のうち広域公園の目的，機能と事業主体としての都道府県の役割の重要性を具体的に明らかにした。

その後，昭和51年の都市公園法の改正において，広域公園も同法施行令に定義された。また，昭和54年，都市計画法施行規則の一部を改正する建設省令の公園種別の見直しが行われ，新たに広域公園が加えられ機能，名称，規模が明らかにされたが，事業主体についての明示はない[16)]。しかしながら，これらのことから都道府県は主に50 ha以上の広域公園を都道府県営公園として計画，整備するという考え方が昭和40年代後半から50年代前半において確立したといえる。

また，造園学における公園緑地の計画，整備の基本的考え方においても，国の考え方がそのまま採用されており，例えば日本造園学会[17)]，福富ら[18)]，高橋ら[19)]など多くの造園学の教科書ともいうべき著書において上記考え方を採用するとともに，広域公園については都道府県が整備することが原則または望ましいとしている。

一方，丸田ら[20)21)]は，大規模公園の概念について生活圏との関係からの定義づけの必要性を主張し，機能，規模とともに，配置構想や施設計画について論じているが，ここでは必ずしも広域公園が都道府県の役割であるべきとの言及はしていない。

また，その後の五箇年計画の推進に伴い，都道府県営公園の整備事例は着実に増え，㈳日本公園緑地協会発行の機関誌「公園緑地」において，五箇年計画の初期においては例えば島村[22)]，三浦[23)]，渡辺[24)]，兵庫県公園街路課[25)]，山根[26)]，佐藤[27)]などの報告がある。その後も各都道府県から多くの整備事例が報告，紹介されるようになった。そして，都市公園制度制定120周年を記念し建設省が監修した「都市公園整備大要」[28)]により全国の各都道府県公園緑地担当課長より都道府県営公園の事業概要がはじめて統一的に報告された。また，これと同時期，臨時増刊月刊政策により発刊された「日本の公園・緑地」[29)]においても全国の都道府県営公園が紹介された。しかしながら，これらはすべて個別に紹介されているものであり，これまでの整備成果や全体的な特徴等，詳細な内容検討が行われた調査研究や報告はない。

B．研究の方法

都道府県営公園整備の変遷，歴史的経緯，整備の考え方と都道府県営公園の役割・機能については，これまでの調査，研究等既往文献を収集し，検討，分析し進めた。また，都道府県営公園の現況と整備経過については，国土交通省の都市公園等整備現況調査の結果等を精査しそれを活用し分析，検討した。

また，兵庫県における県立都市公園整備の現況・特徴等と役割・機能については，既往の調査研究および行政資料等を収集，分析，検討するとともに，全国の現況調査等との比較により分析，検討することで進めた。

C．都道府県営都市公園の現況等と役割・機能

a．都市公園整備における都道府県の役割・機能の歴史的経緯と考え方

1）都道府県の役割・機能についての歴史的経緯

明治期から昭和 40 年代まで，わが国の都市公園整備の歴史的な流れのなかで都道府県がどのように関わってきたかについては，先に述べたように佐藤[11)12)]が明らかにしている。

これによれば，都道府県営公園成立の歴史的経緯では，明治期においては，わが国の都市公園の発生経緯と近代国家の成り立ちや府県制・市町村制の制度起源に大きく影響されていることがわかるとともに，少なくとも昭和 40 年代前半までの都道府県営公園としては以下のような性格，特徴を持ち，開設し維持管理，運営してきたことがわかる。

⑴　地盤国有公園において，国の機関としての府県が管理者となり管理することとなったもの。

⑵　市町村では維持管理が難しい大面積の規模を有する公園を府県が管理することとなったもの。

⑶　歴史性や歴史的経緯から府県が開設し管理することとなったもの。

⑷　利用者の範囲が一つの市町村を超えるような広範囲な利用がなされているもの。（ここでは，面積が 50 ha 以上ということではなく，面積が 10 ha 程度であっても当時の交通事情からは広範囲の利用であった。たとえば，名勝，旧跡など。）

そして，この当時これらの理由により都道府県営公園になったものは，現在にも引き続き都道府県営公園の成立や存続の理由になっているものと思われる。

2）大規模都市公園整備における考え方と都道府県の役割・機能

昭和 40 年代に入り国民の所得向上や経済・社会状況の安定化などとともに，スポーツ・レクリエーションニーズの高まりなどを背景に，公園緑地計画のあり方においても大きな変化がみられるようになる。すなわち，住区基幹公園，都市基幹公園などそれまで都市単位で考えられていたものとは異なる考え方が導入されることとなったのである。

丸田[21)]は，機能，規模など大規模公園の概念，配置構想や立地特性などについて理論的な検討を行い，考え方を提示している。まず，都市公園と生活圏との関係の定義づけとして，「より広域的な，数～数十市町村の行政区域となり，関係住民の週末および季節的利用を見込んだものとして配置される」とし，これは「Regional Park（地域公園）」といえ，これには広域生活圏（圏域半径約 15～30 km）および数～数十広域生活圏（圏域半径約 30 km 以遠）（これを高次生活圏と呼ぶ）が包まれるとしている[30)]。公園種別でいえば，広域公園，国営公園が高次広域公園，高次公園に該当するとしている（図 2，図 3）。

また，規模については最小規模を 50 ha 以上としているが，米国カリフォルニア州の州営公園（State Park）の事例と比較しながら，「最大規模については，レクリエーション施設の組合せ，自然的立地条件等により異なるため，一概に定めにくい」[31)]としている。

これらについて，地方公共団体の役割の視点から見れば，都道府県の役割についてこの段階では特に定義しているものではないが，国営公園を除く大規模公園の対象生活圏，規模などから広域公園，高次広域公園の一部が期待される都道府県営公園としての役割・機能であると読み取れる（図 2，表 1）

しかしその後の都市公園整備実績等を踏まえ丸田は，「一般には広域公園は都道府県が整備し，管理運営にはその外郭団体等」としており，ここに至って都道府県の位置付け，役割を明確にしている[32)]。

b．都道府県営都市公園の現況と整備経過

1）整備現況と特徴

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修の「公園緑地マニュアル（平成 16 年度版）」では，平成 14 年度末（平成 15 年 3 月 31 日現在）

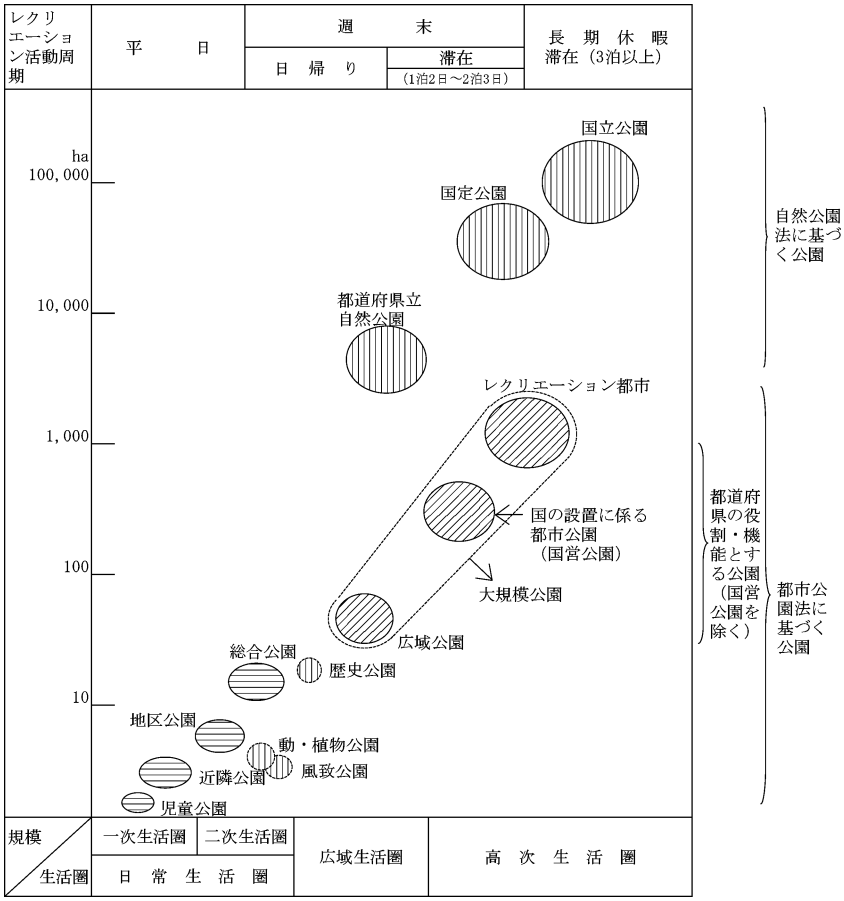

図 2　都市公園法および自然公園法に基づく公園と生活圏の関係，都道府県の役割分担
注）丸田頼一（1983）：「都市緑地計画論」丸善，p.153 より引用，一部追加作成

の全国の供用済都道府県営公園の整備状況（箇所数，面積），および各都道府県営公園一覧表を公表，掲載している（以下「国調査」）[33]。

ここでは，これが本章研究の調査時点で国土交通省が公表している最も新しい統計情報であること，また，第 6 次五（七）箇年計画[注2)]の最終年度に当たり，近年のこれまでの成果を総括するにふさわしいと判断されることから，国調査を活用し現況を把握し，分析を進めた。

調査方法は，国調査の各都道府県ごとの個別表を精査し，明らかな疑問点および不明確と判断されるものが 9 府県にみられたことから，これらについては各府県公園緑地担当課へ直接電話による問い合わせを実施しヒヤリングした（以下「今回修正調査」）（表 2）。今回修正調査結果（表 3）から，全国で 463 箇所の都道府県営公園があることがわかり，これらに係る都市計画決定面積（最終）[注3)]は 29,228 ha で，このうち 16,681 ha（都市計画決定面積の 57%）が供用されていることがわかった。国調査と今回修正調査結果比較では，箇所数，供用（最終）面積について若干の誤差が認められたが大きなものとはいえなかった。

また，箇所数，面積について 47 都道府県を順位付けすると箇所数，面積とも東京都が 75 箇所，1,683 ha と最も多く，次いで，埼玉県が 29 箇所，1,218 ha と続き，兵庫県は 14 箇所，615 ha で箇所数，面積とも第 7 位となっている。箇所数と面積の相関については明らかに強い相関関係がみられた（図 4）。

また，今回修正調査結果に基づき，全国の都道府県営公園の公園種別毎の整備状況をみる

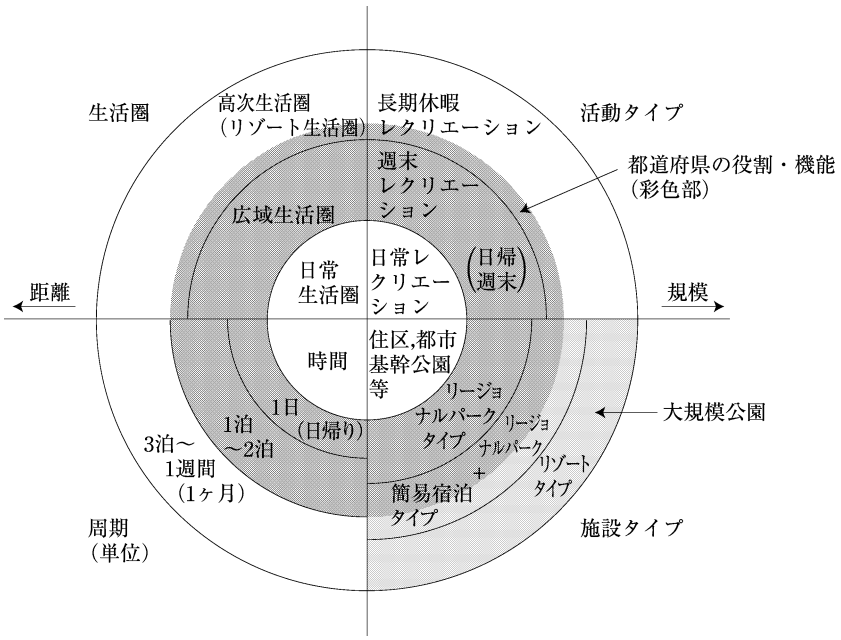

図 3　レクリエーション活動と大規模公園および都道府県の役割・機能

注）丸田頼一（1983）：「都市緑地計画論」丸善，p.154 より引用，一部追加作成

表 1　大規模公園のタイプと役割分担

項目	誘致圏		交通	利用						規模［ha］	誘致対象				役割・機能分担
	利用対象	対象圏	到達時間	立地	利用形態		利用型		施設型		単位	層	季節	目的	
					地域	広域	地域	広域							
広域公園	地域を中心とした利用＜広域を中心とした利用	各地方生活圏	地方中核都市等の人口重心地から自家用車(国道）国鉄･私鉄･バス等を利用し120分以内	内陸・臨水	日帰り＜滞在	日帰り＜滞在	日常＜週末	週末	リージョナル・パーク	50～	原則として全単位（家族・学校等）の利用	原則として全利用層（青少年･壮年。老年等）の利用	四季を通しての利用	原則として全利用目的（運動・見物・教養・鑑賞･飲食･遊戯･休養・防災等）のうちいずれかが単独的に立地し，その他はそれに付加	都道府県営都市公園
高次広域公園	地域を中心とした利用＜広域を中心とした利用	各地方生活圏＋地方中枢都市圏または大都市圏	既成市街地等の人口重心地から自家用車(高速道),国鉄(急行）私鉄（急行･特急）等を利用し120分以遠	内陸・臨水	日帰り＜滞在	日帰り＞滞在	日常＜週末	週末	リージョナル・パーク＋簡易宿泊	300～	原則として全単位（家族・サークル・学校等）の利用	原則として全利用層（青少年･壮年。老年等）の利用	四季を通しての利用	原則として全利用目的のうちいずれかが複合的に立地	国営公園
高次公園	地域を中心とした利用＜広域を中心とした利用	各ブロック＋国土スケール	既成市街地等の人口重心地から自家用車(高速道),国鉄(特急），新幹線を利用し120分以遠	内陸・臨水	日帰り＜滞在	日帰り＞滞在	日常＜週末	長期休暇・週末	リージョナル・パーク＋リゾート	500～	原則として全単位（家族等）の利用	原則として全利用層（青少年･壮年。老年等）の利用	四季を通しての利用	原則として全利用目的のうちいずれかが複合的に立地	その他公園等

注）丸田頼一（1983）：「都市緑地計画論」丸善，p.155より引用，役割・機能分担の項一部追加作成

表 2　平成 14 年度末都市公園等整備現況調査における都道府県営公園整備状況調査（国調査）と今回修正調査の内容

A．平成14年度末都市公園等整備現況調査における都道府県営公園整備状況調査（国調査）の内容			
1）調査期間	平成15年 5 月～ 7 月		
2）調査対象	47都道府県		
3）調査内容	①都道府県営公園について，その種別，都市計画決定の面積及び年月，供用面積及び年月等について把握することを目的とする。 ②調査対象は，すべての都道府県営公園。 ③平成13年度に提出のものに，平成14年度中の変更及び訂正箇所を上書きして提出する。また，新規に供用を開始した公園については最下部に行を挿入し，記入すること。 ④都道府県事業と市町村事業で一体的に整備されている公園の場合，県事業分と市町村事業分を分けて記入すること。 ⑤現在整備中の一部開設済公園を含めること。 ⑥「計画決定」には，当初決定と最終変更の面積，年月を記入すること。不明の場合は，〝－〃を記入する。 ⑦「供用」には，当初供用開始した面積及び年月と，平成14年度末現在における開設面積，最終の供用開始した年月について記入すること。 ⑧「主な施設」には，野球場，日本庭園等の代表的なものを記入すること。		
B．今回修正調査の内容			
1）調査期間	平成16年 1 月25日～ 2 月14日		
2）調査対象	以下の 9 府県に対し，それぞれ以下の内容について担当課に電話等にて問い合わせ，確認。 ただし，兵庫県については内部にて確認。		
3）調査内容 〈府県名〉	〈担当課〉	〈問い合わせ内容〉	〈問い合わせ結果〉
①　群馬県	土木部都市施設課	・多々良沼公園は未開設公園。訂正すべき。	・訂正する。 ・箇所数が 1 箇所減となる。
②　千葉県	都市部公園緑地課	・八柱霊園は県立都市公園か。 ・羽衣公園の特殊公園の種別は何か。	・県立都市公園ではない。訂正する。 ・箇所数が 1 箇所減，面積が104.7ha 減となる。 ・歴史公園。
③　山梨県	土木部都市計画課	・桂川ウェルネスパークは未開設公園。訂正すべき。	・訂正する。 ・箇所数が 1 箇所減となる。
④　大阪府	土木部公園課	・山田池公園，箕面公園がともにダブル計上されている。訂正すべき。 ・大阪国際空港周辺緑地は府営公園か。	・訂正する。 ・市立公園となる予定で，訂正する。 ・箇所数が 3 箇所減，面積48.89ha 減となる。
⑤　兵庫県	県土整備部公園緑地課	・三木総合防災公園，丹波並木道中央公園は未開設公園。訂正すべき。 ・舞子公園の特殊公園の種別は。	・訂正する。箇所数が 2 箇所減となる。 ・風致公園。
⑥　香川県	土木部都市計画課	・丸亀総合運動公園，琴弾公園，琴平公園の供用最終面積は供用当初面積と同じか。	・同じ。面積が66.26ha 増となる。
⑦　高知県	土木部都市整備課	・土佐西南大規模公園は 1 市 2 町にまたがり，3 箇所の公園となっているが，一つの公園として計上すべき。	・訂正する。箇所数が 2 箇所減となる。
⑧　宮崎県	土木部公園下水道課	・西都原古墳公園の特殊公園の種別は何か。	・歴史公園。
⑨　沖縄県	土木建築部都市整備課	・海軍壕公園，中城公園は未開設公園。訂正すべき。	・訂正する。箇所数が 2 箇所減となる。

（表 3，表 4）と，全体的にほぼ全種別に該当していることがわかるが，なかでも箇所数，面積とも広域公園，総合公園，運動公園，風致公園が多い。割合でみると広域公園が全体の箇所数で 32%，面積で 54%を占めて最も多く，都道府県が広域レクリエーション需要に対応すべく，大規模公園に重点的に取り組んでいることがわかる。しかしながら，見方を変えれば，大規模公園以外の面積の小さな住区基幹公園や緑地なども整備していることがわかり，必ずしも

表3　平成14年度末全国都道府県営都市公園現況（箇所数・面積）

都道府県名	各都道府県計		住区基幹公園						都市基幹公園				特殊公園								大規模公園				緑地等									
			街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		動植物公園		歴史公園		墓園		広域公園		レク都市		緩衝緑地		都市緑地		都市林		緑道		広場	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
北海道	6	608.20																			6	608.20												
青森県	3	91.70			1	1.80															2	89.90												
岩手県	4	175.10									1	25.40									2	149.40					1	0.30						
宮城県	7	569.98									1	21.02	1	370.64							4	153.23			1	25.09								
秋田県	3	289.90																			3	289.90												
山形県	7	356.48							1	10.50	1	17.40	1	31.10							1	50.30	2	186.90	1	60.28								
福島県	7	257.83			1	1.00			1	17.30											5	239.53												
茨城県	21	385.59					2	16.10	3	36.70	3	73.00	1	44.20			1	3.10			6	199.46					4	12.48					1	0.55
栃木県	8	570.10							2	47.70	2	179.90									4	342.50												
群馬県	6	629.18							3	57.38	1	17.80	2	554.00																				
埼玉県	29	1,218.06			1	3.50			9	200.03	2	64.60									9	459.25					4	469.30			4	21.38		
千葉県	12	390.00							3	27.60	2	68.00					1	0.60			5	255.50	1	38.30										
東京都	75	1,683.20			1	2.11			29	569.78	9	120.50	11	230.83	3	146.18	9	108.51			6	356.70					6	140.94			1	7.65		
神奈川県	22	482.59			2	3.28	2	7.25	3	73.35	1	34.70	6	122.65							7	211.79							1	29.57				
新潟県	10	205.17							1	19.85											3	128.51	5	41.21	1	15.60								
富山県	9	237.80			1	1.20			2	33.10	3	79.00									1	95.90			2	28.60								
石川県	16	319.15			1	1.50	1	3.30	5	93.50	2	72.00	1	2.35			1	11.40			2	94.70					3	40.40						
福井県	11	253.00			1	1.90	3	12.10	5	76.60	1	28.00													1	134.40								
山梨県	10	319.20							2	40.40	3	71.60									4	171.60					1	35.60						
長野県	8	211.37			1	1.80	1	5.80	2	12.03	2	16.14									2	175.60												
岐阜県	8	299.75	1	0.62			2	6.50	1	10.20	1	23.20									3	259.23												
静岡県	6	442.00							1	14.30	1	23.80									4	403.90												
愛知県	10	478.76			1	0.98	1	7.60			1	12.54									6	433.58									1	24.06		
三重県	4	138.10							2	69.40											1	19.80	1	48.90										
滋賀県	5	192.41			1	1.05			2	55.00											1	132.00							1	4.36				
京都府	10	258.00					1	3.70	3	39.60			3	37.30							3	177.40												
大阪府	18	848.20							1	30.60											17	817.60												
兵庫県	14	615.43					3	19.52	1	13.00			1	7.60							7	561.91					2	13.40						
奈良県	9	621.35			1	2.20			2	45.80	2	21.80									2	536.81					2	14.74						
和歌山県	7	114.95			2	3.51			2	47.65	1	14.63													1	46.56					1	2.60		
鳥取県	4	107.64							1	52.00											1	55.10											2	0.54
島根県	3	235.00																			3	235.00												
岡山県	6	101.74			1	2.60					2	54.04					1	13.30			1	19.80			1	12.00								
広島県	7	678.10							1	36.60	1	10.90	1	421.80			1	4.70			3	204.10												
山口県	3	111.51									1	10.46									2	101.05												
徳島県	5	133.09					1	3.80	1	29.20	2	34.70									1	65.39												
香川県	14	351.66							1	10.16	3	54.55	5	84.33			1	75.48			1	51.30			1	20.79	2	55.05						
愛媛県	6	228.00																			1	33.72	5	194.28										
高知県	6	177.38							1	19.90			1	19.50			1	10.10			3	127.88												
福岡県	8	174.10			2	8.30			4	114.30			1	17.00							1	34.50												
佐賀県	3	97.40							1	24.40											2	73.00												
長崎県	5	120.63							4	94.73											1	25.90												
熊本県	5	145.92									2	112.60									2	28.32					1	5.00						
大分県	3	171.25									1	16.40									2	154.85												
宮崎県	5	224.00							2	54.40							1	54.30			2	115.30												
鹿児島県	8	213.30					1	6.00	1	30.90	1	19.40					1	1.80			3	140.40									1	14.80		
沖縄県	7	147.55							2	11.43	1	21.97									4	114.15												
全国計	463	16,680.82	1	0.62	18	36.73	18	91.67	105	2,119.39	54	1,320.05	35	1,943.30	3	146.18	18	283.29			149	8,993.96	14	509.59	9	343.32	26	787.21	2	33.93	8	70.49	3	1.09

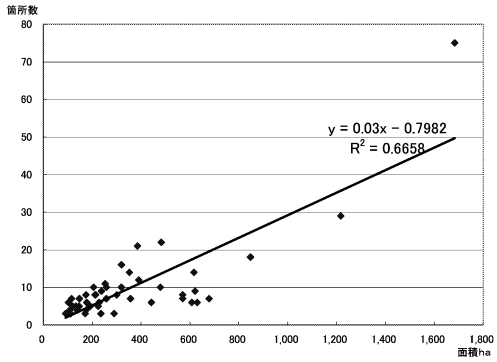

図 4　各都道府県における都道府県営都市公園の箇所数と面積の相関関係

広域公園だけではないことも明らかになった。

都道府県営公園の役割・機能についてみる場合，公園種別による役割・機能だけで説明できるものではなく，例えば，面積が小さくとも都道府県有地の活用，歴史的な経緯，社会的・政治的状況等により取り組まれるなどの結果であるともいえ，個別の事情や状況に左右されるものと考えられる。

2）整備の変遷と特徴

第 1 次五箇年計画がスタートした昭和 47 年以降における全国の都市公園整備の変遷について，これまでの国の調査結果をもとに検討する。

箇所数，整備面積について，国，都道府県，市町村の事業主体別にその変化についてみる（表 5）と，全国の都道府県営公園の昭和 47 年から平成 14 年までの 30 年間の変化では，箇所数で 2.2 倍，面積では 3.4 倍に伸びている。また，全国の都市公園と都道府県営公園の整備推移について比較すると，都道府県営公園は箇所数割合では 1.6%から 0.6%弱に減少しつつ推移しているが，面積割合では 16%から 17%前後で安定的に推移してきたことがわかり，五箇年計画に基づき，市町村同様に都道府県においても都道府県営公園の整備に積極的に取り組まれてきたといえる。

一方，今回修正調査結果の供用面積（当初）に着目し，時代区分を設定してその供用時期をみる（表 6）と，供用面積（最終）では昭和後期から平成期に開園したものが約 71%にもなり，五箇年計画期間において飛躍的に伸びてきたことがわかる。

また，都道府県営公園は箇所数伸率では全国の都市公園箇所数伸率と比較すると大きく下回っているが，逆に面積の伸率では全国を上回っており，このことからも都道府県が大規模な面積の都市公園整備を行ってきたことが指摘でき，都市公園整備の量的推進ということの貢献度は高いといえる（図 5）。

また，各都道府県営公園の整備が本格化してきたと思われる第 2 次五箇年計画終了時点の昭和 55 年と平成 14 年を比較し，各都道府県における箇所数と面積の伸びを一つのベクトル量として捉え把握し検討した。面積の増加量を x 成分，箇所数の増加量を y 成分としたベクトルを想定し，このベクトル量を求め，ここでは都道府県の比較を容易にするため便宜的に兵庫県を 100 とした相対的な指数を求め，これを都市公園整備指数として表わし把握した。その結果，全国平均は 47 となり，兵庫県の 100 を上回るのは東京都（201），埼玉県（178），宮城県（108）であり，100 以下 80 以上は栃木県(93)，静岡県（91），北海道（80）であった。また，全国平均を上回る都道府県に着目すると東日本の都道県において数値が高い傾向がみられた。これを図示（図 6）し検討すると，同様の指数であって

表 4　都道府県営都市公園の公園種別別箇所数・面積内訳とその割合

	公園種別	住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園				大規模公園		緑地等				
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	風致公園	動植物公園	歴史公園	墓園	広域公園	レク都市	緩衝緑地	都市緑地	都市林	緑道	広場
箇所数	463	1	18	18	105	54	35	3	18	0	149	14	9	26	2	8	3
割合 (%)	100.0%	0.2%	3.9%	3.9%	22.7%	11.7%	7.6%	0.6%	3.9%	0.0%	32.2%	3.0%	1.9%	5.6%	0.4%	1.7%	0.6%
面積 (ha)	16,680.82	0.62	36.73	91.67	2,119.39	1,320.05	1,943.30	146.18	283.29	0.00	8,993.96	505.59	343.32	787.21	33.93	70.49	1.09
割合 (%)	100.0%	0.0%	0.2%	0.5%	12.7%	7.9%	11.6%	0.9%	1.7%	0.0%	53.9%	3.0%	2.1%	4.7%	0.2%	0.4%	0.0%

表 5　全国の都市公園箇所数，面積に対する都道府県営都市公園箇所数，面積の割合の推移

五箇年計画（第 6 次は七箇年計画）	年　度	(A)人口（千人）	全国都市公園		(D) 1 人当り公園面積（m²/人）	(E)都道府県営公園箇所数	(F)＝(E)/(B)（%）	(G)都道府県営公園面積（ha）	(H)＝(G)/(C)（%）
			(B) 箇所数	(C)面積（ha）					
第 1 次	昭和47	87,617	13,534	25,226	2.88	213	1.57	4,874	19.3
	48	90,844	15,532	27,053	2.98	216	1.39	5,066	18.7
	49	93,677	18,583	29,271	3.12	219	1.18	5,259	18.0
	50	95,367	21,238	31,947	3.35	222	1.05	5,451	17.1
第 2 次	51	98,651	23,875	34,053	3.45	225	0.94	5,644	16.6
	52	99,804	25,899	36,251	3.63	228	0.88	5,836	16.1
	53	101,032	28,738	38,100	3.77	243	0.85	6,080	16.0
	54	101,809	31,367	40,260	3.95	253	0.81	6,075	15.1
	55	102,962	34,117	42,507	4.13	265	0.78	6,690	15.7
第 3 次	56	104,055	36,971	45,130	4.34	276	0.75	7,448	16.5
	57	104,792	39,867	47,222	4.51	285	0.71	7,776	16.5
	58	105,914	42,810	50,081	4.73	298	0.70	8,211	16.4
	59	106,779	45,535	52,474	4.91	303	0.67	8,575	16.3
	60	107,809	48,073	54,681	5.07	305	0.63	8,824	16.1
第 4 次	61	108,595	50,576	57,063	5.25	333	0.66	9,430	16.5
	62	109,263	52,872	59,287	5.43	344	0.65	9,675	16.3
	63	110,024	55,059	61,836	5.62	353	0.64	9,983	16.1
	平成元	110,721	57,139	64,617	5.84	372	0.65	10,572	16.4
	2	111,337	59,324	67,255	6.04	379	0.64	10,923	16.2
第 5 次	3	112,174	61,319	70,097	6.25	386	0.63	11,389	16.2
	4	112,663	63,396	72,817	6.46	404	0.64	11,869	16.3
	5	113,549	65,311	75,233	6.63	422	0.65	12,350	16.4
	6	113,844	67,725	78,343	6.88	426	0.63	12,863	16.4
	7	114,415	69,745	80,683	7.05	430	0.62	13,376	16.6
第 6 次	8	114,986	72,331	83,751	7.28	433	0.60	13,888	16.6
	9	115,532	74,344	86,226	7.46	416	0.56	13,515	15.7
	10	115,998	76,714	89,435	7.71	431	0.56	14,057	15.7
	11	116,447	79,005	92,097	7.91	445	0.56	14,598	15.9
	12	116,769	80,786	94,891	8.13	451	0.56	15,839	16.7
	13	117,259	82,858	97,875	8.35	464	0.56	16,235	16.6
	14	117,685	84,840	99,841	8.48	464	0.55	16,786	16.8

注 1）人口は，都市計画区域人口

注 2）都道府県営都市公園に係る昭和 48，49，50，51，53 および平成 4，6，7，10 年度の箇所数，面積については，資料が得られなかったため，前後の年度より按分して推計した

も整備の重点が箇所数か，面積か，あるいはその両方かなど相違が把握できる。

また，少なくともこの数値が大きいということは，事業主体である各都道府県の取り組み姿勢を特徴的，象徴的に表す指数としても捉えられることから，ここでは，地方公共団体の財政力の強さを表わす指数である財政力指数[注4)]に着目し，これとの相関をみることを試みた。その理由は，都市公園整備にはこれまで緊急性が強いとの認識が一般的に薄いことから，都市公園整備には相応の財政的基盤をもつことが前提条件として不可欠であると判断されることによる。今回の都道府県営公園の整備指数を求めた同時期の昭和 55 年度から平成 14 年度までの財

表 6　都道府県営公園の供用面積（当初）時期による時代別分類

時代区分		公園数	供用（当初）面積（ha）	供用（最終）面積（ha）
a 明治期	明治時代（1864～1911）	15(3.2%)	409.72(4.4%)	562.26(3.5%)
b 大正期	大正時代（1912～1925）	8(1.7%)	629.37(6.8%)	667.68(4.1%)
c 昭和前期	昭和１～20年（1926～1945）	11(2.4%)	138.48(1.5%)	149.64(0.9%)
d 昭和戦後期	昭和21～45年（1946～1970）	90(19.4%)	2,483.45(26.9%)	3,240.55(20.1%)
e 昭和後期	昭和46～63年（1976～1988）	195(42.1%)	3,448.59(37.3%)	7,684.55(47.4%)
f 平成期	平成時代（1989～2002）	144(31.1%)	2,128.49(23.0%)	3,847.02(23.8%)
計（a～f）		463(100%)	9,238.10(100%)	16,151.70(100%)

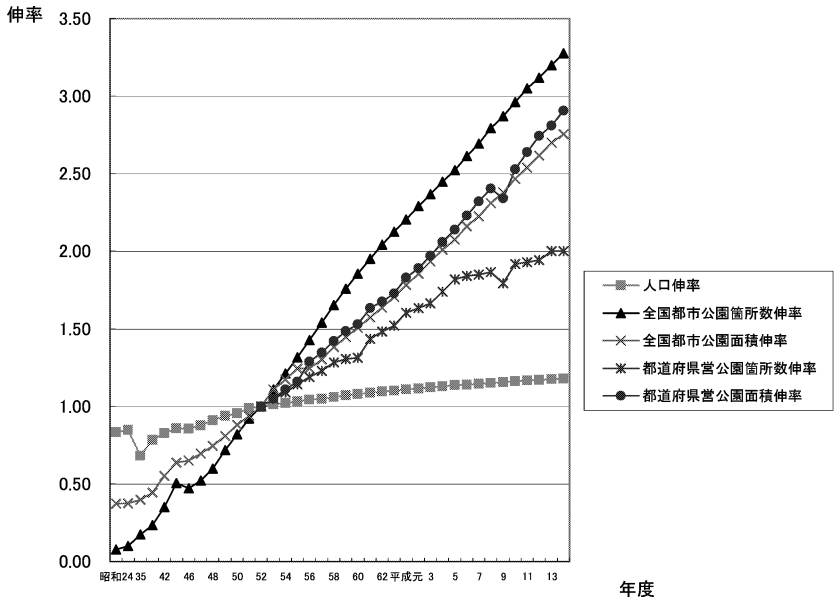

図 5　人口および全国と都道府県営都市公園の箇所数・面積伸率比較

政力指数を求め，これとの相関関係をみる（図７）と，都市公園整備指数と財政力指数との間には強い相関関係があることがわかった。

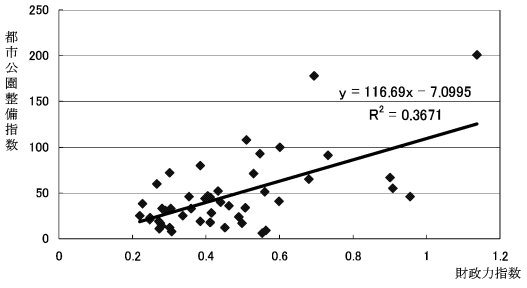

図 7　財政力指数と都市公園整備指数との相関関係

D．兵庫県における県立都市公園整備の現況等・特徴と役割・機能

a．兵庫県立都市公園整備の歴史的経緯と現況

1）兵庫県における都市公園整備の歴史概観と経緯

兵庫県における都市公園の歴史，および近年の県立都市公園整備等の経緯，経過については，兵庫県資料[34)35)]のほか，特に近年の辰巳[36)37)38)39)40)]の一連の著書により明らかにされている。

これらによれば，兵庫県における都市公園の歴史は，神戸港の開港当時に米国人によって旧居留地に造られた東遊園地に始まる。その後，

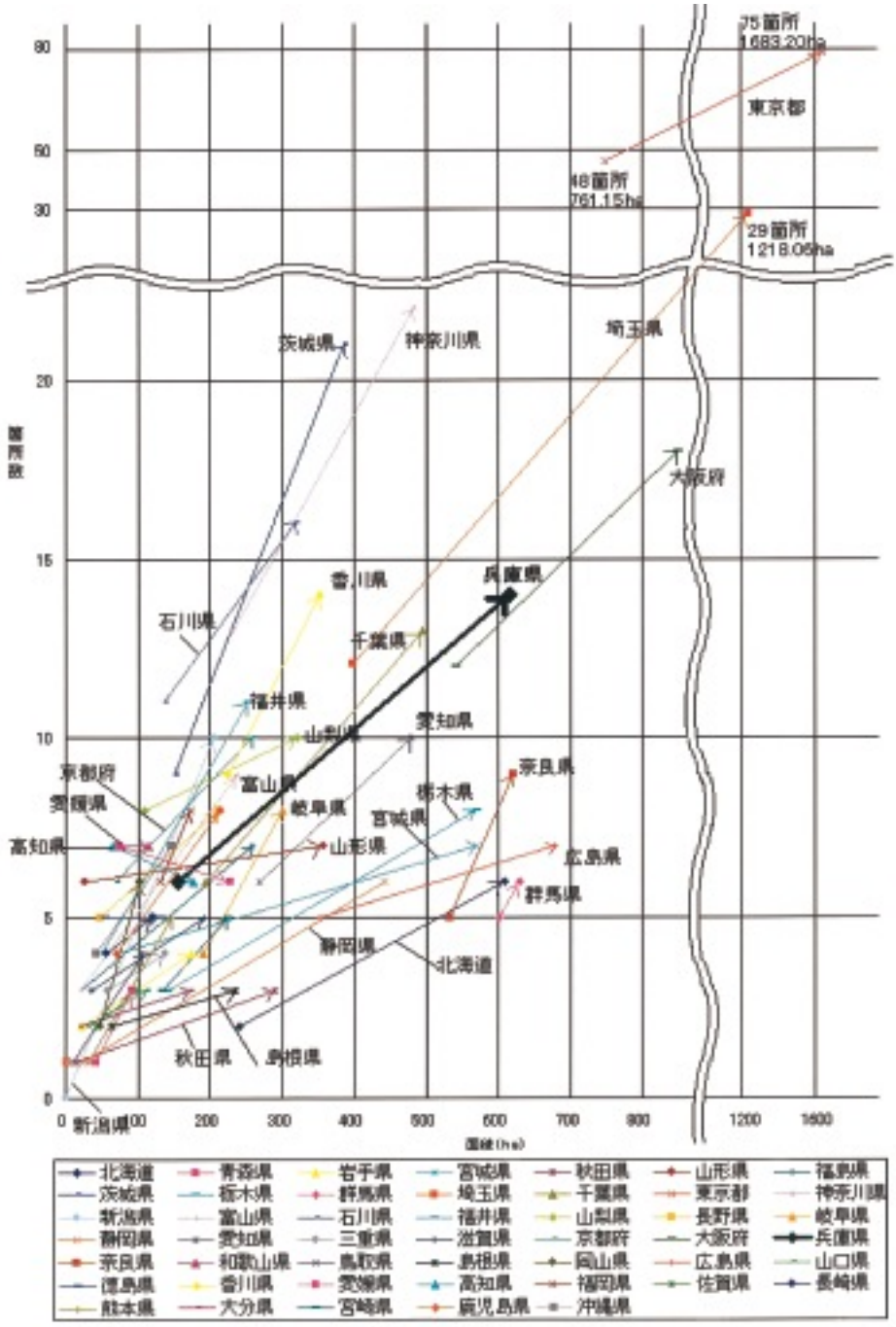

図 6　都道府県営都市公園の箇所数・面積の伸びの比較（S 55 から H 14 年度末）

明治から大正にかけて，主として国有地の借地によって名所旧跡が公園化されたといえ，県立舞子公園（明治 33（1900）年）[41]，姫路市立姫路公園（大正元年），県立明石公園（大正 7 年）[42] など，現在も兵庫県を代表し，都市の貴重なオープン・スペースとなっている公園が開園した。

第二次世界大戦時の戦時体制下には防空緑地の整備に重点が移され，県事業として尼崎市の

西武庫緑地が昭和17年に，伊丹市の昆陽池緑地が昭和19年にそれぞれ着工された。しかし，やがて戦争の激化とともに，他の公園緑地と同様にこれらは農地として利用された。

昭和31年の都市公園法施行により，法的体制が確立され，兵庫県においても都市公園の整備推進，管理運営体制確立の大きな論拠となった。

昭和35年，先の西武庫緑地はあらためて県立西武庫公園として都市計画決定され，わが国初の交通公園として整備された。さらに，大規模公園の整備にも目が向けられるようになり，昭和42年には〝明治百年記念事業〟および〝県政100年記念事業〟として県立甲山森林公園の整備が進められた。

また，昭和47年の第1次五箇年計画スタートにより，公園事業もようやく本格的に推進されることとなった。兵庫県においても広域公園の整備に力を入れることになり，全県の五つの地域に県民が特色の異なる広域公園を2箇所以上利用できるよう計画した県立都市公園配置構想を策定するとともに，昭和48年度には県立播磨中央公園を，昭和49年度には県立赤穂海浜公園を相次いで着工した。兵庫県におけるこのような状況について辰巳は「この時代から兵庫県の公園政策は，専ら県固有の役割である広域公園の建設に当たることに転換された」[43]とし，「また市町の指導のみならず広域行政を担うべき県の役割が明確になった。すなわち数都市からの利用になる広域公園は，まさしく県が責任を持って分担すべき公園であることがはっきりした」[44]としている。

この後，五箇年計画に基づき，県立の淡路島公園，一庫公園，有馬富士公園，丹波並木道中央公園などの広域公園等の計画，整備に着手し，積極的に取り組まれた。

また，平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を教訓とし，安全・安心な都市づくりのうえから特に防災公園整備の重要性が再認識され，全県の広域防災拠点となる県立三木総合防災公園の整備に着手した。

2）兵庫県における都市公園整備および県立都市公園整備の現況と特徴

県立都市公園も含む兵庫県全体の都市公園の整備状況は，平成14年度末現在で4,825箇所，面積5,480 ha，1人当たり公園面積10.3 m²となっている。これを全国と比較すると，兵庫県は人口では全国の4.5%，公園箇所数で5.7%，公園面積で5.5%を占め，1人当たり公園面積では全国平均8.5 m²を上回り着実に実績をあげてきているといえるが，将来目標である1人当たり公園面積20 m²を達成するにはさらなる整備推進が必要な状況にある。

兵庫県全体の都市公園に占める県立都市公園の割合は，面積，一人当たり公園面積ともに約1割強を占める（表7）とともに，基本的に県立都市公園が存在する市町の一人当たり公園面積に一義的に大きな影響を与えている。また，近年，県立都市公園整備は着実に進んでいる（図8）。さらに，県全体の都市公園整備量に占める県立都市公園の割合も大きく，都市公園整備推進の点からも大きな役割・機能を担っているといえる。

兵庫県立都市公園は，平成14年度末現在で箇所数14箇所，面積615 haが開園している（表3，表8）が，兵庫県では広域公園の箇所数，面積とも全国に比べて割合が非常に大きく（表3，表4），広域公園整備にウェイトを置いて取り組んできたことがわかる。都市公園整備指数では，兵庫県は西日本の府県で最も高い数値を示しており，他府県と比較しても箇所数，面積とも実績を上げてきたことが指摘できる。

しかしながら，県域全体からみた県立都市公

表7　平成14年度末兵庫県都市公園現況に占める兵庫県立都市公園の割合

	都市計画人口	都市公園箇所数	都市公園面積 ha	一人当たり公園面積 m²/人
兵庫県合計	5,312千人	4,825 100%	5,479.90 100%	10.32 100%
うち兵庫県立都市公園		14 0.29%	615.43 11.23%	1.16 11.24%

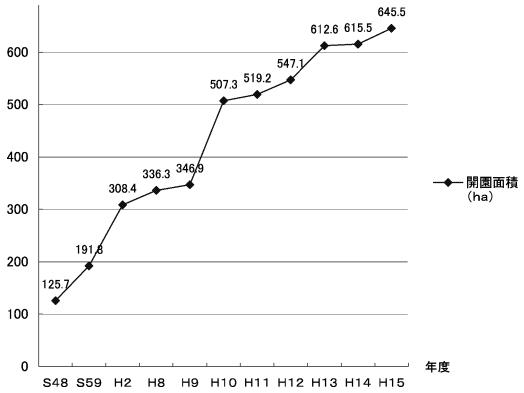

図 8　兵庫県立都市公園の開園面積の推移

園の配置では，県中央部から南部区域に集中しており，配置上の地域バランスには片寄りがある状況である。

b．兵庫県立都市公園の役割・機能

兵庫県立都市公園の役割・機能について検討するため，個別に各公園の成立の経緯・経過，整備内容，特徴等について把握した。まず，先に示した兵庫県資料および辰巳の一連の著書等を読み込み，成立経緯等を記述的に整理した。つぎに，これら整理した内容から以下のように分析視点，項目を整理，設定し特性を把握した。

〈分析視点〉	〈項目〉
歴史・文化的視点	①歴史性や歴史的経緯
	②国や県の重要文化財，史跡等
土地・位置的視点	③国有地や県有地等（県土地開発公社等を含む）
	④二つの市町にまたがって存在
政策的視点	⑤国や県のプロジェクトとしての取り組み
	⑥地域振興の視点からの取り組み
公園利用の視点	⑦広域レクリエーション需要に対応
	⑧施設内容が先取的

〈分析視点〉と〈項目〉に対して，各公園の重点の大きさを判断し，明らかにウェイトが大きいといえるもの(◎)，ある程度ウェイトが大きいといえるもの（○）として，各公園についてそれぞれ最大 2 個までとして相対的な評価を行い，それぞれの評価項目の数値合計を最下段に示した（表 9 ）。

これによれば，特性は各公園によりそれぞれ分かれ，必ずしも同傾向に分類できるとは言い難いが，数値合計から，国有地・県有地であったものの有効活用，国または県のプロジェクト，広域レクリエーション需要に対応するため取り組まれたものの数値が高く，また，特徴的な公園整備や施設整備等先取的な取り組みとして県が行ったものがこれらに続いて高い数値を示している。

これらから，兵庫県における県立都市公園の役割・機能として，特に近年の取り組みでは広域レクリエーション需要に対応することを目的として広域公園の整備に取り組んできているということが一義的にいえるものの，成立経緯からは，国有地あるいは県有地の有効活用，あるいは，国または県のプロジェクトとしての位置付けや取り組みのもとに行われていることも大きいといえる。

E．ま　と　め

以上から，本章では以下のような結論を得ることができた。

(1)　明治期の都市公園の成り立ちからは国の機関としての府県が，地盤国有公園を府県営公園として管理することから始まり，市町村では管理が難しいと判断される，あるいは歴史性や歴史的経緯から都道府県が管理すべきである等の理由により府県営公園が存続し，管理運営されてきており，これらは現在にも引き継がれてきている。

(2)　近年の広域レクリエーション重要の高まりへの対応として，都道府県は主に 50 ha 以上の広域公園を都道府県営公園として計画，整備する考え方が昭和 40 年代後半から 50 年代前半に確立したことが明らかとなった。また，丸田の指摘する広域生活圏に対応する広域公園等が都道府県営都市公園としての役割・機能といえる。

(3)　都市公園整備の推進は，昭和 47 年からスタートした五箇年計画により取り組まれ，特に都道府県は大規模公園である広域公園を整備することが期待された。事実，五箇年計画では，各都道府県により差はあるものの，全体として積極的に整備推進された。その結果，五箇年計

表 8　平成 14 年度末兵庫県立都市公園一覧表

種別	公園名	所在地都市名	都市計画区域名	市街化・調整区域の別	a 全体計画面積 ha	b 計画決定（当初）		d 計画決定（最終）		f 開園（供用当初）		h 開園（供用最終）		j 現在の都市計画事業認可			平成14年度年間利用者	駐車場（普通車＋大型車）	所管事務所	管理委託先
						c 面積 ha	年月日	e 面積 ha	年月日	g 面積 ha	年月日	i 面積 ha	年月日	k 面積 ha	年度	認可額（百万円）	万人	台		
地区公園	①西武庫公園	尼崎市	阪神間	内	7.2	7.3	S35. 3. 7	7.2	S60. 2. 5	2.0	S38.11. 1	7.2	S40. 4. 1	－	－	－	52	60＋ 3	阪神南	園芸・公園協会
	②西猪名公園	伊丹市川西市	阪神間	内	6.0	5.4	S54.10.19	5.4	S59. 1.17	5.4	S57. 4. 8	6.0	H11. 1.19	－	－	－	24	163＋ 0	阪神北	園芸・公園協会
	③明石西公園	明石市神戸市	東播神戸	内	6.3	－	－	－	－	4.0	H 7. 7. 3	6.3	H14. 6. 4	－	－	－	14	135＋ 0	東播磨	園芸・公園協会
総合公園	④北播磨余暇村公園	中町	中	未線引	13.0	12.4	S51. 3. 5	13.0	H 4. 3. 3	7.0	S62. 6. 1	13.0	H 5. 8. 6	－	－	－	19	243＋ 7	北播磨	園芸・公園協会
運動公園	⑤淡路佐野運動公園	津名町	津名	未線引	29.5	－	－	－	－	0	－	0	－	－	－	－	－	－	淡路	－
特殊（風致）公園	⑥舞子公園	神戸市	神戸	内	7.6	5.5	S53. 3.17	6.4	H 4. 3.21	2.3	M33. 7.25	7.6	H10. 4. 1	－	－	－	118	222＋10	神戸	園芸・公園協会
広域公園	⑦明石公園	明石市	東播	内	54.8	54.8	S52.12.20	54.8	S59. 3. 9	54.8	T 7. 4.15	54.8	S39. 4. 1	－	－	－	263	463＋ 0	東播磨	園芸・公園協会
	⑧甲山森林公園	西宮市	阪神間	調整	110.6	17.7	S36. 3. 7	110.6	H 3.12.13	57.6	S45.11.10	82.5	H12. 3.29	94.1	H 2～H14	6,688	93	50＋ 0	阪神南	園芸・公園協会
	⑨播磨中央公園	滝野町	東播	内調整	381.6	381.6	S49. 3. 1	381.6	H14. 3.12	30.0	S53. 8. 5	164.5	H10. 7.25	184.8	S48～H16	23,000	41	1260＋25	北播磨	園芸・公園協会
	⑩淡路島公園	淡路町	淡路・東浦	未線引	148.8	82.6	S53. 3. 3	148.8	H 6.12.20	12.9	S60. 4.21	74.7	H14. 4. 1	148.8	S52～H15	39,500	129	802＋65	淡路	淡路花博協会
	⑪赤穂海浜公園	赤穂市	西播	調整	71.7	71.7	S50. 2.28	71.7	S58.11.29	30.0	S62. 7.25	71.7	H 9. 4. 1	－	－	－	54	1252＋ 0	西播磨	園芸・公園協会
	⑫一庫公園	川西市	阪神間	調整	116.1	116.1	S58. 1.25	116.1	S58. 1.25	48.2	H10. 7.29	48.2	H10. 7.29	－	－	－	15	146＋ 0	阪神北	園芸・公園協会
	⑬有馬富士公園	三田市	阪神間	調整	416.3	416.3	H元. 3. 3	416.3	H15. 3. 7	65.5	H13. 4.29	65.5	H13. 4.29	179.4	S63～H16	39,560	52	500＋ 8	阪神北	園芸・公園協会
	⑭丹波並木道中央公園	篠山市	篠山	未線引	132.3	132.3	H 4. 3. 3	132.3	H 5. 9.21	0.0	－	0.0	－	70.9	H 3～H19	10,500	－	－	丹波	－
	⑮三木総合防災公園	三木市	東播	調整	202.5	162.9	H 8. 2.27	202.5	H13.10.23	0.0	－	0.0	－	202.5	H 7～H16	55,800	－	－	北播磨	－
都市緑地	⑯神陵台緑地	神戸市	神戸	内	2.1	2.1	S51. 1.23	2.1	S51. 1.23	1.3	S54.11. 1	2.1	H 5. 7. 9	－	－	－	*	*	神戸	園芸・公園協会
	⑰灘山緑地	東浦町	淡路・東浦	未線引	11.3	－	－	－	－	11.3	H12. 3.18	11.3	H12. 3.18	－	－	－	*	*	淡路	淡路花博協会
	⑱あわじ石の寝屋緑地	淡路町	淡路・東浦	未線引	75.4	75.4	H14.10.11	75.4	H14.10.11	0	－	0	－	75.4	H14～H21	8,500	－	－	淡路	－
	⑲尼崎の森中央緑地	尼崎市	阪神間	内	18.9	18.9	H14.12.17	18.9	H14.12.17	0	－	0	－	－	－	－	－	－	阪神南	－
	合計19箇所				1,812.0	1,563.0		1,763.1		332.3		615.4		955.9		183,548	874			

注）兵庫県資料より作成

表 9　兵庫県立都市公園の成立の経緯等と特性把握

種別	公園名	所在地都市名	当初供用年月日	最終供用面積 ha	公園成立の主な経緯・経過，整備内容，特徴等	左の参考文献，資料等	公園成立経緯・施設内容等からの特性把握							
							歴史・文化		土地・位置		政策		公園利用	
							①歴史性・歴史的経緯	②重要文化財・史跡等	③国有地・県有地	④二市町にまたがる	⑤国および県のプロジェクト	⑥地域振興	⑥広域レク需要対応	⑦施設内容の先取性
地区公園	①西武庫公園	尼崎市	S38.12. 6	7.2	戦前の防空緑地としての西武庫緑地（昭和17年，都市計画決定44ha），戦後農地化，都市化に伴い土地区画整理事業導入，西武庫緑地の廃止，西武庫公園の都市計画決定。広域的利用や先取性に富んだ公園計画の視点から，わが国初の交通公園，戦後初めて都市公園に設けられた分区園。昭和43年，皇太子同妃両殿下ご視察。	辰巳（2000）p.61，95～99，辰巳（2003）pp.9～81	○		○					◎
	②西猪名公園	伊丹市川西市	S57. 4. 8	6.0	昭和51年から54年にかけて運輸省が，大阪国際空港周辺の騒音対策のための環境整備一環として緑地とすべく工場用地を買収。伊丹・川西両市にまたがる土地。昭和53年，運輸省行政財産の無償使用方針が決定。昭和57年，球技場，テニスコート，展望広場など一部開園，引き続きウォーターランドなど整備し，昭和60年全園開園。	辰巳（2000）pp.144～147，辰巳（2003）pp.83～122			◎	◎				○
	③明石西公園	明石市神戸市	H 7. 7. 7	6.4	昭和62年，加西市に移転した兵庫県農業総合センター跡地。明石市と神戸市にまたがる。弥生時代中期から江戸時代にいたる複層遺構で，特に白鳳時代の郡役所跡。県立看護大学，県立中央児童相談所と公園利用との検討。県立明石公園の一部施設（バレーボールコート，菊苗圃）移転地。	辰巳（2000）pp.211～213			◎	○				
総合公園	④北播磨余暇村公園	中町	S62. 4.21	13.0	中国縦貫自動車道の沿線開発関連。用地は地元中町の高田郷生産森林組合所有。周辺ゴルフ場開発の抑制と地域振興の視点から県立公園としての取り組み。周辺地域も含めた滞在型のレクリエーションの核として計画。宿泊施設，日本庭園，しょうぶ園，バラ園など，昭和62年度 7 ha 一部開園，平成 5 年全園開園。	辰巳（2000）pp.139～141，199～200						◎	○	
運動公園	⑤淡路佐野運動公園	津名町	H15. 5. 3	29.5	平成 9 年から10年度，県企業庁の埋立地に県企業庁と地元津名町がサッカー場を整備。2002年ワールドカップサッカーのイングランドチームのキャンプ地になり有名になる。平成13年度から全国大会・全県レベルの公式大会の開催，野球王国兵庫の支援等全県のサッカー，少年野球の拠点となる運動公園として整備。	兵庫県記者発表資料等			◎				◎	○
特殊（風致）公園	⑥舞子公園	神戸市	M33. 7.25	7.6	古来より白砂青松の地として有名。明治天皇は，明治18年以来 7 回にわたり舞子に行幸。舞子浜は農商務省所管の国有林であったが，明治33年内務省に移管。国有地（国有林2.2ha）の無償借地と県有地（3.8ha）とあわせて，明治33年，県立都市公園第 1 号として誕生。明治33年，皇太子殿下（後の大正天皇）行啓。大正 4 年，舞子浜に中国の豪商・呉錦堂により「移情閣」建設。昭和11年，明治天皇歌碑建立。昭和30から40年代，老松・名松保護対策実施。昭和58年神戸華僑総会が移情閣を県に寄付，公園施設となる。昭和61年，明石海峡大橋着工に伴い，公園および周辺が大きく変貌，JR 舞子駅南区域の人工地盤上の公園化，アンカレイジ周辺・作業ヤード跡地および大橋桁下の海上プロムナードの公園化，移情閣（国重要文化財）の移転等を経て現状。	辰巳（2000）pp.34～35，52～53，99～102，174～175，253～263，㈱兵庫県園芸・公園協会（2001）pp.1～127	◎	○	◎		○			
広域公園	⑦明石公園	明石市	T 7. 4.15	54.8	江戸時代の明石藩の明石城跡。明治16年，明石公園保存会により明石公園開園。明治31年城跡が御料地に編入，明石公園廃止。大正 7 年，明石公園開園。その後，大正13年，昭和 7 年と拡張，現在の区域に。戦後，総合運動場等各種運動施設整備，昭和31年第11回国民体育大会開催。昭和32年角櫓が国重要文化財に指定。昭和49年，県・市立図書館開館。昭和55年，公園サービスセンター，緑の相談所整備。昭和57年，明石公園百年祭開催。平成元年「日本の都市公園100選」，平成 2 年「さくら名所100選」。平成15年明石城武蔵の庭開園。	辰巳（2000）pp.19～22，30～33，42～48，64，77～83，92～93，167～174，176，182～183，213～214，230～234，辰巳（2005）pp.1～306	◎	◎	○				○	
	⑧甲山森林公園	西宮市	S45.11.10	82.5	昭和42年の県政100年記念事業のひとつ。さらに，明治百年記念公園として国の採択。用地は主として国有林と西宮市有地。	辰巳（2000）pp.111～115，辰巳（2002）pp.1～135，			○		◎		◎	

（次頁へつづく）

種別	公園名	所在地都市名	当初供用年月日	最終供用面積 ha	公園成立の主な経緯・経過，整備内容，特徴等	左の参考文献，資料等	公園成立経緯・施設内容等からの特性把握							
							歴史・文化		土地・位置		政策		公園利用	
							①歴史性・歴史的経緯	②重要文化財・史跡等	③国有地・県有地	④二市町にまたがる	⑤国および県のプロジェクト	⑥地域振興	⑥広域レク需要対応	⑦施設内容の先取性
広域公園	⑨播磨中央公園	滝野町	S53. 8. 5	164.5	中国縦貫自動車道沿線を文化交流の動脈として，昭和47年に県策定の「緑の回廊計画」の中核施設として位置付け。昭和48年「県立公園整備構想」を策定するとともに，東播磨地域の広域レクリエーション需要に対応する県ではじめての広域公園として整備着手。民有地と国有林の買収による用地取得。野外ステージ，運動施設（野球場，テニスコート，球技場），サイクルランド，バラ園，皇太子殿下御成婚記念広場などの整備。	辰巳（2000）pp.128～134，176，188，193～195，214～215					◎		◎	○
	⑩淡路島公園	淡路町	S60. 4.21	74.7	本州四国連絡道路の昭和48年の実施計画認可に伴い，昭和49・50両年度に建設省近畿地方整備局と県合同の大規模公園調査実施。基本構想を策定するも，県立公園整備構想にもとづく淡路地域の広域公園として計画。将来の本四道路 IC 周辺を計画。昭和60年の大鳴門橋開通記念行事にあわせ展望広場開園。平成10年，明石海峡大橋開通式，ハイウェイオアシス開園。	辰巳（2000）pp.141～144，248～253					○	○	◎	◎
	⑪赤穂海浜公園	赤穂市	S62. 7.25	71.7	昭和46年，県土地開発公社が赤穂市東浜塩田跡地を取得。昭和49年，赤穂市東浜開発基本計画を策定するも，県立都市公園の導入決定。西播磨地域の広域公園としての位置付け。昭和49年度から事業着手。塩田跡地のため，大量盛土，人工池，塩田の作業体験施設「塩の国」の整備など。昭和62年，一部開園。その後，オートキャンプ場など整備し，平成９年全園開園。	辰巳（2000）pp.134～138，196～198				○		○	◎	
	⑫一庫公園	川西市	H10. 7.29	48.2	水資源公団による一庫ダム建設事業に伴い，川西市土地開発公社が共有林である知明山の買収。ダム本体の整備が進む一方，受益公共団体である大阪・兵庫両府県の流域市町による「猪名川流域総合開発促進協議会」が知明山の整備構想をまとめるも，都市公園整備手法を決定。阪神間の２つ目の広域公園として，川西市の協力のもとに整備することになり，昭和57年度事業着手。自然観察の森，ネイチャーセンターなど整備し平成10年全園開園。	辰巳（2000）pp.147～150，200～202				○	○		◎	
	⑬有馬富士公園	三田市	H13. 4.29	65.5	昭和58年，県が三田市に建設を進めていた多目的ダム・青野ダムが起工。周辺環境整備が急務となる。一方，昭和61年，県長期計画「兵庫2001年計画」を受け，「兵庫県広域公園整備構想調査」を実施し，県立公園配置構想を見直す。阪神地域の広域レクリエーション需要に対応した第３の広域公園の必要性が明らかになるとともに，青野ダム水没用地の代替用地の活用等から，市整備の公園，道路との役割分担を明確にして，平成元年，事業着手。	辰巳（2000）pp.205～208					○		◎	
	⑭丹波並木道中央公園	篠山市	※	0	平成元年，県では丹波地域の整備について「丹波の森構想」として取り組むこととなった。昭和63年度，丹波地域の広域公園計画としての候補地選定の検討。古来からの街道文化の復権を並木道公園としてイメージし，沿道における生活や文化にかかる計画をまとめるもの。平成３年度，事業着手。	辰巳（2000）pp.208～210					○	○	◎	
	⑮三木総合防災公園	三木市	※	0	平成７年１月の阪神・淡路大震災の経験と教訓から，全県の広域防災拠点整備の必要性が認識。三木市の住宅供給公社取得用地が，アクセス等位置的，規模的に適当と判断。同年４月，方針，建設が決定。	辰巳（2000）pp.238～245			○		◎		◎	○
都市緑地	⑯神陵台緑地	神戸市	S54.11. 1	2.1	昭和51年，明舞団地の県営住宅の一部に国庫補助事業としての都市緑地のモデルとして整備。	辰巳（2000）p.184			◎					○
	⑰灘山緑地	東浦町	H12. 3.18	11.3	淡路島の淡路町と東浦町にまたがる土取り跡地の灘山に計画された淡路島国際公園都市の斜面地に，自然回復の先進事例として平成５年事業着手，法面の緑化，プロムナードガーデンなどを整備し，平成12年春開園。	辰巳（2000）pp.274～276			◎		○			○
	⑱あわじ石の寝屋緑地	淡路町	※	0	明石海峡大橋が淡路島に取り付く正面に位置し，石の寝屋古墳がある。緑の景観保全と絶好の展望地として，平成12年，事業着手。	辰巳（2000）p.279			◎		○			○
	⑲尼崎の森中央緑地	尼崎市	※	0	尼崎市の国道43号線以南約1,000ha の区域を尼崎の森として整備。尼崎の森中央緑地はそのリーディングプロジェクトとして整備。				○		◎			○
合計19箇所				645.0		◎	2	1	7	1	4	1	9	2
						○	1	1	6	2	7	3	2	8
						合　計	3	2	13	3	11	4	11	10

注）最終供用面積は，平成15年度末現在の開園面積

画終了の平成 14 年度末現在で，全国で 463 箇所，16,681 ha の都道府県営都市公園が把握され，このうち，昭和後期から平成期に供用されたものが 7 割にのぼることがわかった。

⑷　都道府県営都市公園は，約 6 割が広域公園，レクリエーション都市の大規模公園，約 3 割が総合公園，運動公園，風致公園となっているが，箇所数，面積に差はあるものの墓園を除く，すべての種別にみられ，多様な役割・機能を担っていることがわかった。

⑸　兵庫県においても，五箇年計画に呼応して整備が進められ，平成 14 年度末現在，14 箇所，615 ha の県立都市公園が整備されるとともに，昭和 55 年度から平成 14 年度までの箇所数，面積の伸びをベクトルで表した都市公園整備指数では全国平均 47 に対し約 2 倍の指数を示すとともに，この数値の比較では東日本の区域において指数値が高く，また，兵庫県は，西日本では最も高い値を示すことがわかった。

⑹　兵庫県立都市公園は，平成 14 年度末現在の県全体の都市公園整備面積，一人当たり都市公園面積の約 1 割を占めるとともに，県立都市公園の成立経緯等から特性把握をすると，国有地・県有地の有効活用，国または県のプロジェクト，広域レクリエーション需要に対応するものとしての役割・機能が顕著であるといえるが，歴史的・文化的，行政課題解決型，地域振興，特徴的な公園施設整備等先取的な取り組みなどの役割・機能をもつといえる。

【注】

注 1）「県営都市公園」および「県立都市公園」の表現には特に定められたものはなく，また，内容に差はない。筆者の調査によれば，25 府県で「府県営都市公園」，兵庫県を含む 22 都道府県で「都道府県立都市公園」を慣例的に採用していることがわかった。このため，本研究ではこの実態を踏まえ，全体では「都道府県営（都市）公園」を，兵庫県の事例に対しては「県立（都市）公園」を採用し，表現した。なお，国土交通省は，環境省の自然公園法に基づく「国立公園」に対して「国営公園」を使用している。

注 2）第 6 次都市公園等整備五箇年計画は，当初，平成 8 年度から平成 12 年度までの五箇年間で計画されたが，平成 9 年に制定された「財政構造改革に関する特別措置法」に基づき，計画期間が 2 年延長され，平成 14 年度までの七箇年の計画となり終了した。

注 3）国調査では，「最終」と表現しているが，これは調査時点での「最新」を意味している。すなわち，都市計画決定，供用における「最終」とは，調査時点における都市計画決定，供用における面積の最新の面積を意味している。

注 4）「財政力指数」とは以下のように定義される。

・財政力指数＝{(前々年度基準財政収入額÷前々年度基準財政需要額)＋(前年度基準財政収入額÷前年度基準財政需要額)＋(当年度基準財政収入額÷当年度基準財政需要額)}×(1/3)

ここでは，以下の日本政策投資銀行ホームページ資料の採録年次より，昭和 55 年度から平成 14（2002）年度までの平均値を算出し採用した。

http://www.dbj.go.jp/japanese/download/database/data2002/excel/g09.xls

採録年次：’80，’85，’90，’95，’96，’97，’98，’99，’00，’01，’02，

期種：年度，単位：－，資料：総務省「都道府県決算状況調」

第III章　面的地域整備と国際園芸・造園博覧会開催における公園緑地の役割・機能

A．本章研究の背景と目的

広域的な地域における大規模面的整備といえば，全国的にニュータウンや工業団地開発等の地域開発の事例報告や研究については多くあるといえるが，公園緑地等を主体とし，または大部分を占めるような複合的，連携的面的整備についての事例報告や研究はほとんどみられない。公園緑地等の公的レクリエーション空間の面的整備が大規模に，かつそれらが地域整備の中核となるとともに，その周辺地域においても

緑に関わる施設整備などハード面の整備はもちろん，園芸・造園に係る教育・学習機能施設の整備・運営や，国際的な園芸・造園博覧会の開催などソフト面の施策展開などの複合的，連携的な整備事業における公園緑地の役割・機能についての事例報告や研究などもない。

このため，本章研究では兵庫県の北淡路地域を事例として，大規模な土取り跡地の緑の復元，創出を目指した淡路島国際公園都市（以下「公園都市」）における公園緑地等整備の取り組みの経緯，内容，特徴等の把握とともに，その役割・機能について明らかにすること，さらに，当地域を舞台とした国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」（以下「淡路花博」）の開催経緯，内容，特徴等を踏まえ，その意義，成果と淡路花博開催における公園緑地の役割・機能について明らかにすることを目的とする。また，兵庫県立淡路景観園芸学校（以下「景観園芸学校」）についても設立趣旨，設立時期等公園都市や淡路花博開催等と密接な関係があることなどから，ここでは公園都市の一部と捉え，研究内容に含める。

B．研究の方法

兵庫県の行政資料，関係既往研究文献，報告等の資料を収集，整理し，経緯，内容，特徴等について把握分析し，検討を行うことにより進めた。また，淡路花博については，平成 2 年，わが国初めての国際園芸博覧会として大阪で開催された「国際花と緑の博覧会」（以下「花の万博」）との比較によりその概要を把握するとともに，意義，成果について考察し，公園緑地の役割・機能について検討を行うことにより進めた。

C．淡路島国際公園都市整備における公園緑地の役割・機能

a．淡路島国際公園都市の概要

1）淡路公園島構想と淡路島国際公園都市整備の経緯等

兵庫県では各地域特性や文化，風土を生かしながら，全県を公園のイメージで，花と緑あふれる美しく〝さわやかな県土づくり〟に取り組んできた。なかでも〝花とミルクとオレンジの島〟淡路島の北部地域で近年，自然環境の復元，創出にかかわる事業等を展開してきた[45)46)]。

淡路島[47)48)]は，大阪湾ベイエリアに位置し，1 市 10 町（平成 15 年 12 月末現在，以下同じ）からなり，人口約 16 万人，面積 595 km² で，ほぼシンガポールの面積に相当する。古くから独自の産業経済，文化，風土を有し発展してきたが，昭和 60 年の大鳴門橋の完成後，明石海峡大橋（以下「大橋」）および本州四国連絡道路・神戸鳴門ルート（以下「本四道路」）の早期全線開通が強く要望され，〝淡路島らしさ〟を生かした計画的な開発整備を誘導するため，兵庫県は昭和 63 年，「淡路島リゾート構想」[49)50)]を策定した。そして，乱開発を防止し秩序ある土地利用を図るため，「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」[51)]を制定した。また，平成 3 年に策定された「兵庫 2001 年計画－1990 年代の重点方策」[52)]によって，淡路地域の整備方向として「世界に開かれた公園島」の創造が提唱された。

その後，自然環境と調和したアメニティ豊かな公園島をめざす「淡路公園島構想」[53)]へと発展し，その先導的プロジェクトとして淡路町，東浦町一帯に広がる公園都市の整備に取り組むこととなった。

その後，平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災（以下「大震災」）では震源に近く，種々の影響を受けたが，その教訓，経験等も生かして整備が進められることとなり，また，平成 4 年に制定された大阪湾臨海地域開発促進法（以下「ベイエリア法」）にもとづく開発整備地区にも指定され，これにより，大阪湾ベイエリアの国際的交流拠点としての役割・機能を求められた。

2）淡路島国際公園都市とその内容

公園都市は，淡路の北の玄関口となる津名郡淡路町，東浦町の 2 町[注1)]にまたがる灘山地区の土取跡地に自然環境を復元，再生するとともに，県立淡路島公園（以下「淡路島公園」）等を含み，人と自然と文化が交流するコミュニケーション都市の形成をめざすものである[54)55)]。

灘山地区は阪神臨海部の埋立て用の土砂採取地として，1960 年代以降 30 年以上にわたり 1 億 m³ の土砂を採掘した 120 ha の区域で，最高標高差 100 m にもおよぶ大岩盤斜面地と荒廃

した跡地を残していた。県は自然環境の復元を主とした公共性の高い整備を志向し，石灰岩の採掘跡地を世界的に有名な庭園に甦らせたカナダのブッチャート・ガーデンについて県トップが自ら現地を視察するなどして経緯等を学んだ[56]。そして，灘山地区を主とした公園都市構想を策定し，新たなランドスケープを創出した公園都市づくりをめざすこととなった。

全体計画面積は約 350 ha で，国営明石海峡公園（淡路地区），淡路島公園，淡路夢舞台，関連事業（国道 28 号，港湾，砂防河川，広域下水道等），民間開発等から構成され（図 9，図 10，表 10），その成り立ち，内容等から辰巳は，面的都市開発事業ではなく「公共的なプロジェクトのコンプレックスの構想」[57] と指摘している。

b．兵庫県立淡路島公園と国営明石海峡公園

1）兵庫県立淡路島公園の整備と日仏友好のモニュメント

① 兵庫県立淡路島公園の整備

淡路島公園は，淡路島の北部丘陵地に広がる大阪湾から明石海峡まで展望できるとともに，自然環境豊かな地域に位置する広域公園である。辰巳[58] によれば，近畿圏における国営公園の計画可能性調査として始まったが，結局は実現せず，県が阪神間および淡路地域の広域レクリエーション需要に対応する県立都市公園（広域公園）として昭和 52 年度，事業着手した。

昭和 60 年，展望広場，駐車場など 13 ha を一部開園したが，昭和 61 年，大橋着工決定後，本四道路本線ルート，サービスエリア（以下「SA」）等の位置等の決定過程において，県から本州四国連絡橋公団（以下「本四公団」）に対して「開かれた SA として淡路島公園との相互利用」の強い要望が出された。昭和 63 年，ハイウェイオアシス（以下「HO」）事業が制度化され，平成 5 年，淡路島公園 HO も建設大臣の承認を受け整備を進め，平成 10 年 4 月，大橋開通に合わせオープンした[59)60)]。

淡路島公園は，事業着手以来，25 年以上をかけ整備してきているが，HO のほか，後述する日仏友好のモニュメント（以下「日仏モニュメント」），国営明石海峡公園などの計画にあわせ，調整，区域変更等の対応をするなど段階的な整備を図ってきている（図 11）。これらから淡路島公園の特徴を，1）国営公園候補地として検討されたが，結局，県立都市公園となったもので

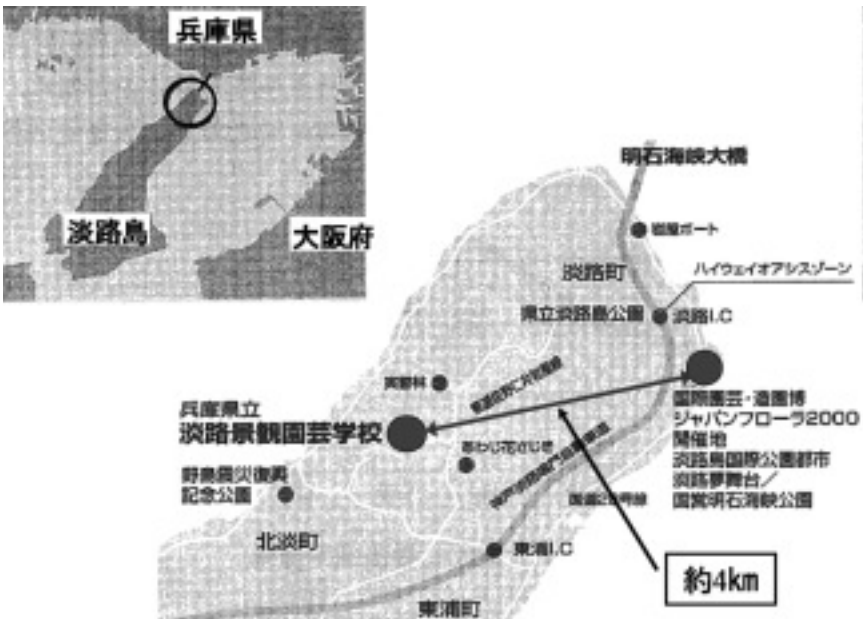

図 9　淡路島国際公園都市等の位置図

注）兵庫県立淡路景観園芸学校パンフレットより引用，一部追加作成

図 10　淡路島国際公園都市全体配置図
注）兵庫県企業庁パンフレットより引用，一部追加作成

表 10　淡路島国際公園都市等の面積内訳

エリア	土地面積
淡路夢舞台	28ha
（灘山緑地）	（12ha）
国営明石海峡公園（淡路地区）	96ha
県立淡路島公園	149ha
（中央ブロック）	（58ha）
（ハイウェイオアシス）	（30ha）
民間開発	35ha
淡路交流の翼港	1ha
国道28号，砂防河川等	41ha
	計　350ha

注）行政区域は 2 町（淡路町／東浦町）にまたがる

あること，2）HO，日仏モニュメント，国営明石海峡公園等他事業との調整，連携のうえに成り立ってきたものであること，3）隣接する他の事業に先行し昭和 52 年度から段階的に整備が進められてきているが，他事業の先導，契機となっているといえること，と整理できる。

②　日仏友好のモニュメント

昭和 61 年，日仏両国民の新しい友好と交流，さらには 21 世紀の地球社会を支える〝コミュニケーション〟のひろがりを願い日仏モニュメントを，日仏両国民の共同事業として建設しようとフランスの推進組織が設立された。これは，100 余年前，自由の女神が仏米友好の証しとしてニューヨーク湾に建設された精神に学び，文化的に深い交流関係を保ってきた日本とフランスが結びつきをいっそう深め，21 世紀の国際社会に不可欠となる地球規模の「交流-コミュニケーション」の象徴となるモニュメントの実現をめざすというものである。フランス側はモニュメントの建設場所は，日本こそふさわしい国としている[61]。昭和 63 年，フランス側が兵庫県・淡路島を建設地に決定，翌平成元年のデザイン・コンペで，フランスの建築家 P.ベルジェの「淡路：回帰線の庭」が選ばれた。

兵庫県では，淡路島での可否を検討し，地元から公園区域に含めることの要望のあった淡路島公園隣接の八畳岩地区を計画地とし，都市計画区域を変更して淡路島公園の区域拡大を行い，その結果，面積は 82.6 ha から 133.5 ha になった。

日仏モニュメントについては，平成 6 年 9 月には国が必要な協力を行う旨の閣議了解，さらに，11 月には建築基準法上の建設大臣の承認を得て，12 月にはモニュメント基礎工事の契約にこぎつけた。明けて平成 7 年 1 月 12 日，着工記念式が行われたが，この 5 日後の平成 7 年 1 月 17 日，付近を震源とする大震災発生により，工

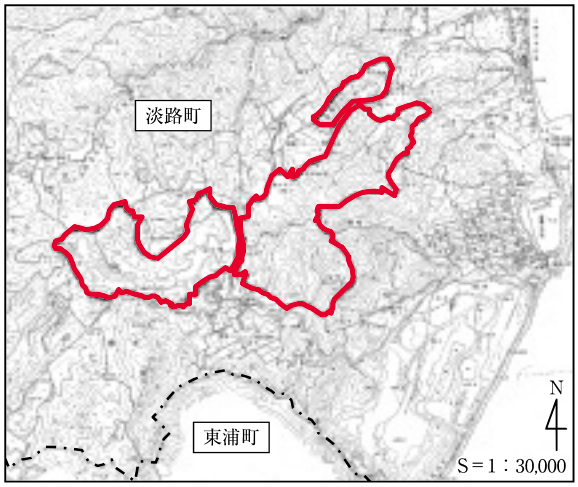

都市計画決定

・年月日：昭和 53（1978）年 3 月 3 日
・面　積：82.6 ha

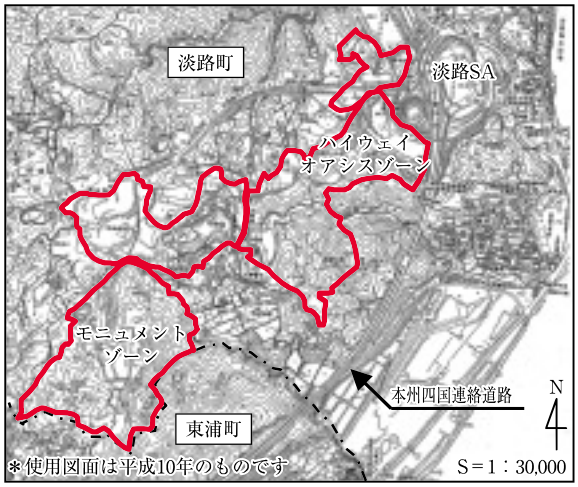

都市計画変更

・年月日：平成元（1989）年 6 月 27 日
・面　積：133.5 ha

主な区域の追加・変更内容
・ハイウェイオアシスゾーンの変更
・モニュメントゾーンの追加

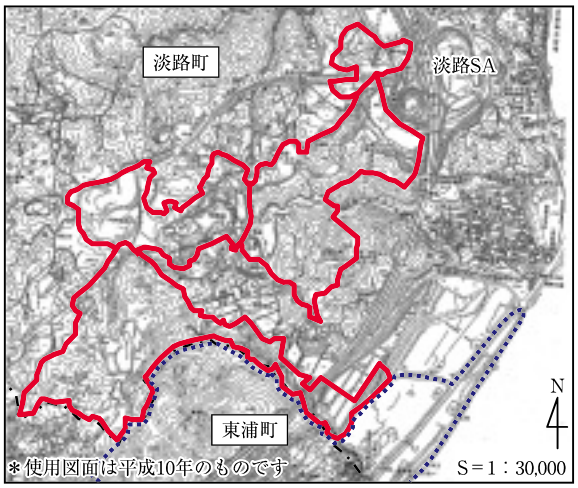

都市計画変更

・年月日：平成 6 （1994）年 12 月 20 日
・面　積：148.8 ha（淡路島公園部分）
（ただし，国営明石海峡公園（淡路地区）も含めた 244.9 ha の変更）

主な区域の追加・変更内容
・モニュメントゾーンの区域拡大
・国営明石海峡公園（淡路地区）の追加

図 11　淡路島公園の都市計画決定および変更の変遷（年月日，面積，変更内容等）
注）兵庫県資料等より作成

事延期を決定し，基礎工事契約も解除された。

平成 8 年，フランス側から大震災を踏まえた縮小修正案が提示され，当初計画と比べ極めて控えめなものとなった[62](図 12)。公園施設としてみた場合，ユニークな施設であり，経緯，内容等国際的な話題性も期待されるが，その後，震災復興も進みモニュメント建設の世論が一部にみられるものの建設スタートには至っていない。

2）国営明石海峡公園の誘致，整備

公園都市の中核の一つが，国整備の国営明石海峡公園（淡路地区）で，平成元年より兵庫県・神戸市などが一体となり誘致活動を積極的に展開した結果，近畿圏で 3 番目，全国で 16 番目の国営公園として平成 5 年度事業着手された。近畿圏における広域レクリエーション需要の増大に対応するため，神戸市立都市公園・しあわせの村に隣接する神戸地区（234 ha）と淡路島公園に隣接する淡路地区（96 ha）の 2 地区から成り，「自然と人との共生，人と人との交流」をテーマとしている[63]。整備は淡路地区が先行して進み，平成 14 年 4 月，約 30 ha が一部開園した。淡路花博は，主催者である㈱夢の架け橋記念事業協会が「特別協力」の立場の国から整備途上のこれら区域の占用許可を受け開催されている。

国営明石海峡公園は，位置，施設内容，その後の取り組み状況等を踏まえ，地元地方の視点から捉えた場合，1）森とのふれあい空間としての神戸地区，海辺の園遊空間としての淡路地区の 2 地区が本四道路，大橋で結ばれ，県立都市公園（淡路島公園）と市立都市公園（しあわせの村）等とも連携，一体となり一つの公園として役割・機能を果たすといえること，2）大震災の教訓等を踏まえた広域防災拠点として機能すること（兵庫県地域防災計画（平成 7 年修正）に位置付けられた），3）公園都市の他事業・イベント等と密接に連携しつつ整備，管理運営が進められていること，が特徴として整理される。

c．斜面地緑化事業と県立灘山緑地

公園都市のなかでも最優先に取り組まれたのが，斜面地緑化事業（12 ha）である。平成 5 年，緑化アクションプログラムが策定され，樹種，植栽基盤等の綿密な計画がたてられ，試験植栽を経て平成 6 年から 6 年間植樹が進められた。

日仏友好のモニュメント完成予想図(左手は明石海峡大橋)

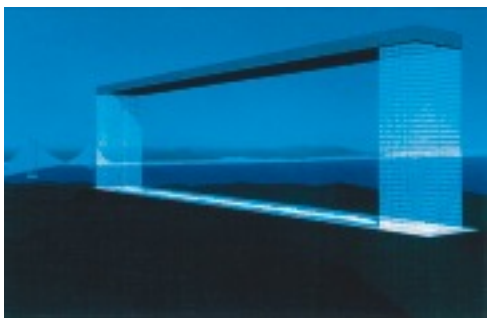

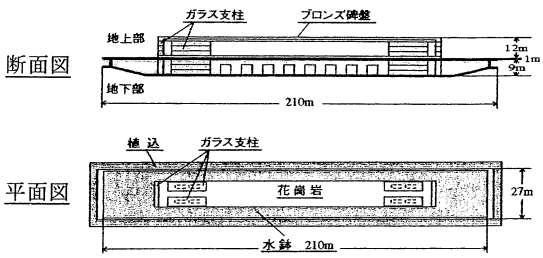

【モニュメントの当初計画】

1）テーブル(碑盤)…長さ 210 m，幅 21 m，桁高さ 4.2 m
2）4 本の中空ガラス支柱…高さ 50.8 m，幅 8.9 m，奥行き，12.9 m
3）碑盤直下に敷設される花崗岩の敷石…長さ 210 m，幅 7 m
4）花崗岩の敷石周りの流水プール（2 本）…長さ 223.5 m，幅 10 m，深さ 1 m

【モニュメントの修正計画】

1）碑盤の長さを 210 m から 150 m に，幅 21 m から 15 m に縮小する
2）モニュメントの高さを 22 m に抑え，その半分を地下に埋める
3）ガラス支柱を 4 本から 6 本に増やす。モニュメントの地下部分に慰霊と復興のための施設を整備する。

図 12　日仏友好のモニュメントの当初計画予想図と修正計画予想図
注）日仏友好のモニュメント日本委員会パンフレットより引用，作成

斜面地緑化の経緯，計画内容，実施経過などについては，石原[64]，芝原[65]，井上[66]，企業庁[67]が報告している。これらによれば，植栽計画については，当該地域の自然植生（ウバメガシ－ヤマモモ群落）を踏まえた自然林の早期復元をめざし，岩盤斜面地の植栽基盤造成では基盤厚 30 cm を確保し，植栽はポット苗を高密度植栽し，成長の早い落葉樹により早期緑量を確保してその下に将来の景観構成種となる常緑樹が育つ複層林の形成をめざした。また，現地は瀬戸内海でも有数の少雨地域であることから，砂漠緑化に使われるドリップチューブを敷設し，太陽電池使用による夏季自動潅水システムを採用し，潅水水源も雨水，下水道処理水を利用した。背丈 30 cm のポット苗は生育の早いものは 5 年で約 5 m にまで成長し，みごとな緑の森となり，事業も平成 12 年 3 月完成し，県立都市公園（「県立灘山緑地」）として開園し，淡路花博の会場の一部となった（写真 1 から写真 4 ）。

斜面地緑化事業の特徴は，現地の状況を充分に把握した計画，設計に基づき，最も早期に取り組み施工実施したこと，大規模な法面の施工事例であること，また，淡路花博の会場の一部となることも想定し取り組まれたことをあげることができる。今後の自然の遷移を見守るとともに，これを手助けする人的管理が重要となっている[68]。また，この斜面地緑化の意義について，吉田[69]は，1）従来の日本人が抱いていた緑は自然に復元するとの自然破壊への甘い考えへの反省と人的緑化の取り組みの重要性を知らしめたこと，2）新しい緑化技術の研究と実践につながったこと，3）兵庫県における歴史的な緑化事業（明治期の六甲山の緑化，昭和期の須磨ニュータウンの緑化，神戸総合運動公園等公園緑地の整備など）の延長線上に位置し成功を収めたこと，と指摘している。

d．淡路夢舞台の整備

淡路夢舞台は，兵庫県企業庁が担当し，平成

写真 1　斜面地緑化前の状況（1994 年）

写真 2　斜面地緑化施工中（1996 年）

写真 3　斜面地緑化生育後（1999 年）

写真 4　淡路島国際公園都市の状況（1999 年 12 月）

注）写真 1 から写真 4 は兵庫県企業庁資料より引用

5年に計画がスタートした。これは，リゾートとコンファレンスを基本コンセプトに，先に述べた12 haの斜面地緑化と世界的な建築家安藤忠雄設計の国際会議場，ホテル，温室，野外劇場，展望レストラン，斜面地の大花壇・百段苑など県立施設および民間施設からなる全体面積28 haの施設群である。当初計画は斜面地を最大限に生かした建築計画であったが，大震災の影響により斜面地に断層がみつかり，建物群を海側に移動させるなど計画が修正された[70]。平成9年7月，建築工事に着工し，平成12年3月予定どおり完成し，淡路花博の開幕にあわせ供用された（図13）。

淡路夢舞台の特徴は，大規模な斜面地を有効に利用した施設計画，緑の景観を活かした施設配置であるとともに，国際会議場，ホテル，展望レストラン，フォーラムなど国内外の人々が交流する施設群と温室，百段苑などの花と緑の空間づくりを行った点にあるといえる。

e．兵庫県立淡路景観園芸学校の設立と運営

景観園芸学校は，平成11年4月開校した，他に例をみない自然と共生したまちづくり，環境づくりを担う新しい概念である「景観園芸」の専門家を養成するわが国で初めての学校で，学校教育法に基づかない県独自の学校である。また，県土整備部が所管し，造園・園芸に加え建築，土木分野なども含めた総合的なカリキュラムによる実技・実践主体の専門的な教育研究機関である[71]。教育･研究分野は，園芸文化･生活，景観植物資源，景観デザイン，景観マネジメントの4部門からなり，大学卒業者を対象とし大学院レベルを想定した景観園芸専門課程（2年間）のほか，一般県民対象のまちづくりガーデナーコースなど多様な教育を展開している（表11）。

また，景観園芸学校は，人材育成，生涯学習のほか調査研究，情報発信，産業振興の機能の発揮もめざしており，そのため，教員について

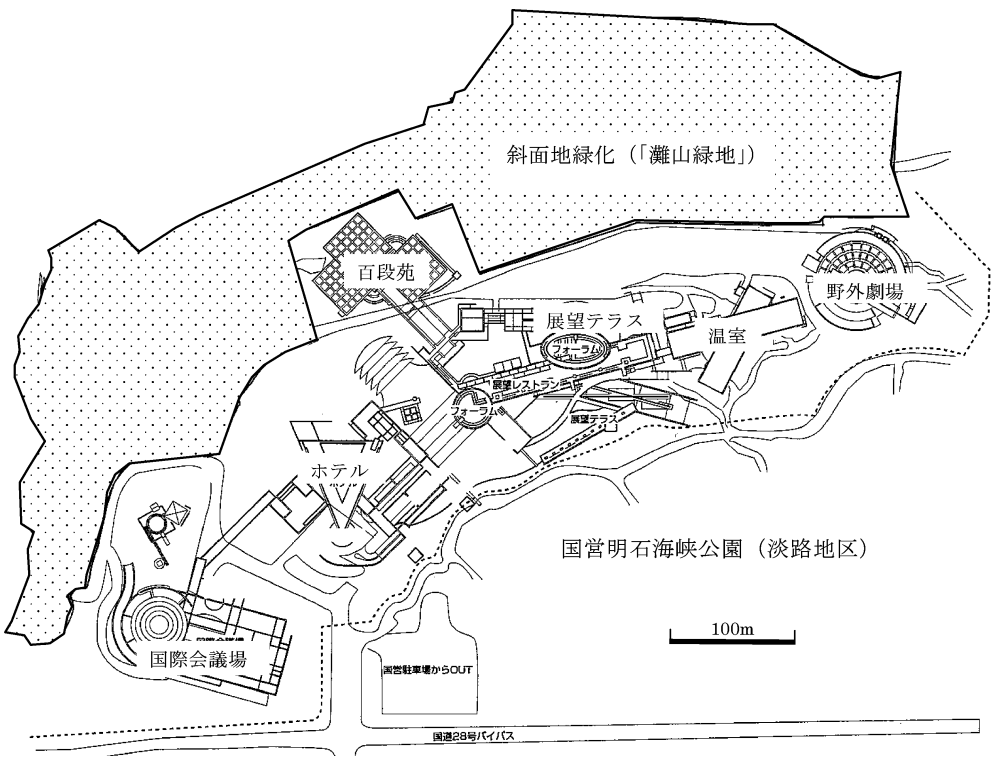

図13　「淡路夢舞台」配置図（基本計画変更後）
注）兵庫県企業庁（2000）：「淡路夢舞台建設のあゆみ」p.54より引用，一部追加作成

表 11　淡路景観園芸学校のコース・プログラム内容

コース・プログラム名	開設年度	入学資格	定　員	期　間
景観園芸専門課程	平成11年度	大学卒業者	20人	2 年間
景観園芸専門研修　1 ヶ月コース	平成11年度	社会人・大学生	10人	1 ヶ月
景観園芸専門研修　課題解決型	平成12年度	社会人・大学生	10人	6 ヶ月～ 1 年
景観園芸入門プログラム	平成13年度	高校卒業以上，2 年間の実務経験	5 人	1 年間
園芸療法専門プログラム	平成14年度	医療・福祉関連の国家資格取得者・園芸・造園関連の短期大学卒業者・大学卒業者	15人	1 年間
まちづくりガーデナー本科コース	平成11年度	県内在住・在勤・在学者	40人× 2 グループ× 前・後期	月 1 回（3 日間）× 5 ヶ月間／延べ15日
まちづくりガーデナー体験コース	平成11年度	県内在住・在勤・在学者	50人，年間 9 回	3 日間
まちづくりガーデナーテーマコース	平成12年度	県内在住・在勤・在学者	40人× 3 グループ	月 1 回（3 日間）× 2 ヶ月間／延べ 6 日

注）兵庫県立淡路景観園芸学校資料より引用

は，景観園芸学校開設にあたり広く公募により採用された県立姫路工業大学(現兵庫県立大学)の教員が兼務するという新しい形態をとっている。教育フィールドは，キャンパス内にとどまらず淡路全域を対象とし，淡路花博開催時における出展計画，運営等への参画等をはじめ，島内各自治体との共同研究や教員によるアウトリーチプログラム（出張講義）などを通じ地域に根ざした学校と位置付けている。そして，ここから県内，全国，そして国際的にも貢献できる教育研究機関としての方向性を打ち出している。

景観園芸学校の特徴は，従来の教育制度や考え方にこだわらず時代や社会の変化・ニーズを先取りし，新しい考え方で取り組んだ独創的なランドスケープの教育，研究環境を，兵庫から全国，全世界にむけて発信しようとするものであるとともに，兵庫県がハード面の取り組みだけでなく，今後必要となる人材育成等ソフト面にも同時に取り組んでいることといえる。

ｆ．淡路島国際公園都市の特徴と公園緑地の役割・機能

公園都市全体の計画，整備の経緯等（表 12）から，時系列的に関係と流れを整理し，公園都市の成立過程を明らかにする（図 14）と，これらからいえることは，公園都市全体のスタートが公園整備に始まり，公園整備に終わるということができるが，はじめから「公園都市」の計画ありきではなく，県の総合計画において時代や社会経済状況の変化，地域ニーズの変化，国家的プロジェクトの動向などを吸収，取り入れるとともに，土取り跡地，本四道路・大橋の整備など淡路地域の課題や状況を踏まえ,『淡路島国際公園都市』というコンセプトに収斂させてきたということができる。国営明石海峡公園の誘致，淡路花博開催など，推進に当たっては地域性を主張しつつも全国的，国際的状況も視野に入れて進められてきている。公園都市における公園緑地の役割・機能については，以下のように整理できる。

(1)　公園都市は個別公共事業等のコンプレックスからなるものであるが，面積の 70％が淡路島公園と国営明石海峡公園の都市公園で，これらが中核事業としての役割・機能を担ったこと。

(2)　斜面地の早期緑化は，近年のわが国の特筆すべき大規模な自然環境復元・創出事例で，兵庫県における六甲山緑化など歴史的な事業の延長上にあるが，これら公園緑地が，地域の新たなランドスケープ創出の役

表 12　淡路島国際公園都市等整備の流れ

	県立淡路島公園			国営明石海峡公園（淡路地区）	淡路夢舞台（国際会議場等）		淡路花博（JF2000）	淡路景観園芸学校（ALPHA）
		ハイウェイオアシスゾーン	日仏友好のモニュメントゾーン			灘山緑地		
昭和53年	3月3日　都市計画決定（82.6ha）			ポートアイランド，六甲アイランド，関西国際空港等の埋め立て事業のため，昭和38年から平成6年までの31年間，1億m³の土取りが実施される。淡路花博の会場となった，　淡路夢舞台，国営明石海峡公園（淡路地区）は，この土取り跡地に創造・整備された。				
昭和60年	4月　第1期開園（12.9ha）森のゾーン（展望広場，林間遊歩道等）							
昭和61年			9月　仏日シンボル協会により，モニュメント建設について提案される					
昭和62年		道路と都市公園との一体事業として事業開始						
昭和63年			11月　淡路島がモニュメントの建設予定地に決定					
平成元年	6月27日　都市計画決定の変更（区域拡大133.5ha）							
平成3年	4月　交流ゾーン（野外ステージ，県民の森等）追加開園19.9ha（計32.8ha）			7月　「国営明石海峡公園」整備促進協議会発足				
平成4年					2月　「淡路島国際公園都市構想」発表			
平成5年				4月　建設省近畿地方建設局において事業化（全国で16番目，近畿では3番目）		7月　岩盤斜面地緑化検討会が発足	9月　「国際園芸・造園博覧会」の開催を決定	
平成6年					10月　安藤忠雄氏による「淡路夢舞台実施設計」が完了	3月　緑化アクションプログラムを策定		学識経験者による企画懇話会の設置
	12月20日　都市計画決定の変更（区域拡大148.8ha）			12月20日　都市計画決定（淡路地区96.1ha）	12月　建築工事に先立ち，造成工事及び基礎整地工事着工	12月　土取り跡地約12haの自然復元を目的とし，斜面地緑化工事を着工		
平成7年			1月12日　モニュメント着工記念式典開催					4月　開設準備室，準備委員会の設置。基本計画の策定
	平成7（1995）年1月17日　阪神・淡路大震災発生（震源地淡路島北部，マグニチュード7.2）							
		3月　ハイウェイオアシス事業着手	3月　モニュメント工事の休止が決定	淡路地区の工事着手	3月　「株式会社夢舞台」が設立	3月　「バベ（ウバメガシ）の実5万粒大作戦」を実施	10月　「ジャパンフローラ2000」基本構想を決定	
平成8年		9月　ハイウェイオアシス内の事業提案コンペ開始。8社の応募があり，URA㈱に決定	8月　フランス側よりモニュメントの修正案提示　モニュメントのデザインが変更される		12月　「淡路夢舞台実施設計」の見直し完了。施設配置，デザイン等を見直し，耐震性が向上			基本設計，実施設計が完了
平成9年					7月　「淡路夢舞台」起工式典開催		10月　国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」開催基本計画策定	7月　工事着工
平成10年		4月　ハイウェイオアシスゾーン（オアシス館，花の谷等）追加開園36.0ha（計68.8ha）						
	平成10（1998）年4月5日　本四道路・神戸淡路鳴門自動車道開通（明石海峡大橋　橋長3,911m）							
					3月　「淡路夢舞台」建築周辺植栽工事着工			
平成11年					12月　「淡路夢舞台」建築・設備工事竣工			1月　学生の募集 2月　入学試験の実施 4月　景観園芸専門課程 1期生，23名が入学
平成12年					2月　「淡路夢舞台」建築周辺植栽工事完了	2月　斜面地緑化工事が完了。郷土種を中心としたポット苗約30万本が植栽された		
				3月　国土交通省の特別協力により「淡路花博」の会場となる	3月　「淡路夢舞台」供用開始			9月　ナイアガラ園芸学校と姉妹提携調印
	4月　交流ゾーン（水の遊び場等）追加開園3.0ha（計71.8ha）	国際園芸造園博覧会　淡路花博（ジャパンフローラ2000）開催　入場者約700万人 平成12（2000）年3月18日～平成12（2000）年9月17日（開催日数184日間）						
平成14年	4月　森のゾーン（多目的広場等）追加開園2.9ha（計74.7ha）			3月　文化・交流ゾーン及び海岸ゾーンの一部を開園（30.1ha）				9月　園芸療法課程を開設1期生，17名が入学
平成15年				4月　皇室の臨席のもと「緑の愛護のつどい」開催。淡路町側6.2haを追加開園				8月　園芸療法課程1期生の16名が修了。初めての兵庫県園芸療法士が誕生
平成16年	4月　交流ゾーン（芝生広場等）追加開園12.5ha（計87.2ha）			4月　文化・交流ゾーン及び海岸ゾーン追加開園（淡路ロゲート，大型遊具等）0.9ha（計37.2ha）				
資料参考文献	辰巳信哉（2000）：神戸からの公園文化，pp.141-143，248-252，280-282			㈱公園緑地管理財団（2005）：国営公園管理の概要，p.253	兵庫県企業庁（2000）：淡路夢舞台建設のあゆみ，pp.254-259 兵庫県企業庁（2000）：企業庁事業概要		国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000日本委員会」㈱夢の架け橋記念事業協会(2001)：JAPAN FLORA 2000	兵庫県企画部（1995）：淡路園芸学校（仮称）開設構想 淡路景観園芸学校（2004）：開学5年の歩み

注）各事業の実質的スタートと思われる事項についてハッチで示した

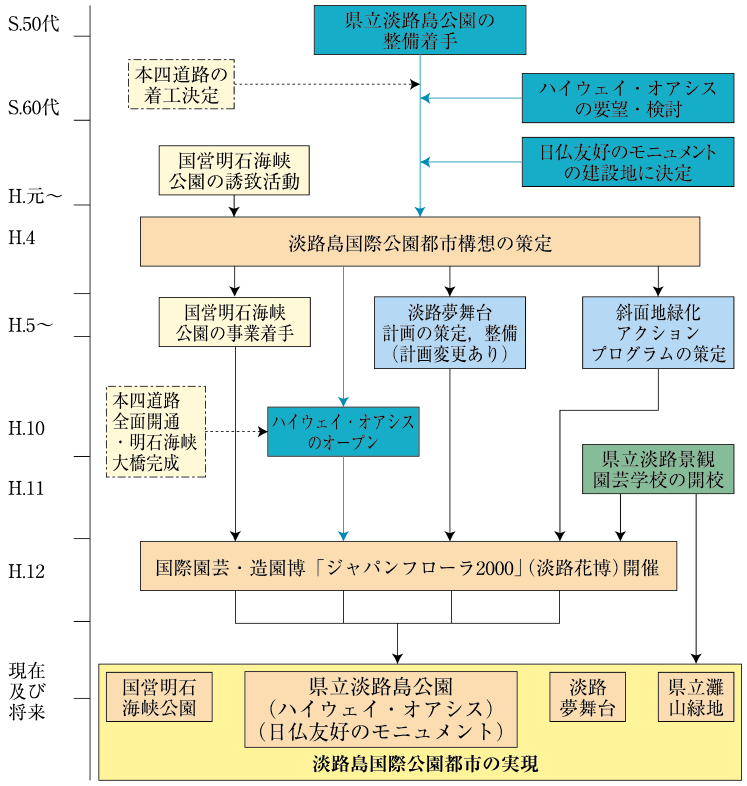

図 14　淡路島国際公園都市の成立過程
注）経緯・経過等を踏まえ作成

割・機能を持ったといえること。

(3)　斜面地の早期緑化事業は，県立灘山緑地として管理運営されることから公園都市の象徴的事業としての役割・機能を担っているといえること。

D．国際園芸･造園博「ジャパンフローラ 2000」における公園緑地の役割・機能

a．国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」の開催概要と意義，成果

平成 5 年，国際園芸家協会（AIPH）総会において，花の万博に次いでわが国で 2 回目となる同協会承認の淡路花博の開催が決定された。これについては，平成 4 年，オランダで開催されたフロリアード '92 の開催状況等について，兵庫県トップおよび関係者が視察，調査することに始まる[72]が，平成 10 年の大橋開通にあわせ開催予定であった[73]。

しかし，平成 7 年の大震災により当面復興事業を優先との判断から 2 年延期することとし，既に策定していた開催の意義，基本理念等も見直し，大震災の教訓から学んだ花・緑を基調にした安全・安心の街づくりの提案，震災からの復興を内外にアピールすることなどが新たに盛り込まれ，平成 12 年開催された。

淡路花博は，従来の博覧会とは異なり大規模な土取り跡地に整備する国営明石海峡公園等を会場に，パビリオン等の建築物を最小限にとどめ，緑化復元を前面に押し出し，花と緑とその空間を楽しむことを主眼においたことが大きな特徴としてあげられる。

淡路花博の開催概要・結果等について，花の万博と比較して特徴等を把握すると図 15，表 13 のとおりで，成果については表 14 のとおり整理できる[74)75)76)]。花の万博は，博覧会国際事務局（BIE）の承認博でもあることから国主導の博覧会，淡路花博は国の特別協力を得た地方博覧会ということができ，国の関与形態に差がある。また，同じ AIPH の承認博でも淡路花博は，短

図 15　淡路花博と花の万博の博覧会の性格

表 13　淡路花博と花の万博の開催概要・結果等

1．名称（略称）		国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」（淡路花博）[注1]	国際花と緑の博覧会（花の万博，EXPO'90）[注2]
2．開催地		兵庫県淡路島（淡路町・東浦町）	大阪府大阪市
3．博覧会の性格		A類-2とB類-1の組合せ	A類-1
4．会期・期間		2000年（平成12）年３月18日～９月17日まで184日間	1990（平成２）年４月１日～９月30日まで183日間
5．主催者		国際園芸•造園博「ジャパンフローラ2000日本委員会」および財団法人夢の架け橋記念事業協会	財団法人国際花と緑の博覧会協会
6．会場規模		約96ha（駐車場，関連施設等含）	約140ha（駐車場，関連施設等含）
7．国の立場		建設省，農林水産省が特別協力	建設大臣，農林水産大臣が担当大臣
8．来場者数		6,945千人	23,127千人
9．出展参加数		海外79，国内249団体	83ヶ国（日本含）・55国際機関，国内325団体（屋内・屋外の重複含）
10．展示館数（パビリオン数）		展示館５館	パビリオン32館
11．財政	収入	228億円	1,014億円
	支出	206億円	950億円
	収支差	22億円	64億円
12．ボランティア数		23,858人	15,178人

注１）財団法人国際花と緑の博覧会協会（1981）：「国際花と緑の博覧会公式記録」より引用
注２）国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000 日本委員会」・財団法人夢の架け橋記念事業協会（2000）：「国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」公式記録」より引用

期国際博（A類-2）と長期国内博（B類-1）との組合せにより国際園芸・造園博覧会と位置付けている。両博とも都市公園を会場としたが，花の万博は開設済みの大阪市営公園鶴見緑地を会場に，淡路花博は国の特別協力により整備途中段階の国営明石海峡公園（淡路地区）を主催者が国の占用許可を受け会場とした点においても差があるといえる。

b．国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」の成果を踏まえたその後の展開

淡路花博の理念を世界に発信し，花と緑あふれる街づくり，緑の地球環境の創造等に寄与することなどを目的として，平成 13 年，㈶淡路花博記念事業協会が設立され，国際的な花のフェ

表 14　国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」開催の成果[注1)2)]

項　　目	内　　容
①失われた自然の回復～21世紀型の環境博覧会	会場は，1960年頃から大阪湾内の埋立用に土砂約１億立方メートルを採取した広大な土地跡地。南北２km，東西700m，西側は高低差100m にも及ぶ急斜面地12ha に約25万本の樹木を植栽，緑地を復元。この土砂採取地の跡地の自然回復行為こそが21世紀型博覧会として共感を得た。
②700万人来場者	当初予想の1.4倍，700万人の来場者数は，淡路島内の人口16.6万人の42倍，兵庫県人口555万人の25％増で，来場者の70％が県外者であったことから多くの人に淡路島，開催地を PR できた。
③創造的復興のアピール	被災者を元気づけ，また，国内外からの復興支援に応えることができ，創造的復興をめざす被災地の姿をアピールできた。
④大きな経済波及効果	経済波及効果は，兵庫県レベルで2,950億円，全国レベルで5,288億円と推計され，整備に伴う生産誘発効果は，会場整備費860億円程度で，この当初需要額に対する生産誘発額は兵庫県レベルで1,539億円（全国2,501億円），来場者の飲食･購買等消費額では，当初需要額は810億円（全国1,091億円），生産誘発額は兵庫県1,441億円（全国2,787億円）となる。関連雇用者数は，兵庫県レベルで24,800人（全国45,500人）と推計される。
⑤開かれた参加型博覧会	市民，ボランティアが参加できる企画，会場運営で，庭園デザインの国際コンペ，博覧会への提案募集，市民参加のガーデン製作，イベントなどを実施し多くの市民が参加した。また，ボランティアについては，会場案内，環境美化，高齢者・障害者対応業務などにのべ24,000人が参加，駅や街頭での PR ボランティアを加えると約25,000人の参加があった。
⑥県内園芸産業にもたらした効果	花壇苗・花木1,700種以上，約160万鉢が会場修景用に供給され，花卉安定協議会のもと，県内では約70万鉢が供給され，生産者の栽培技術の向上に寄与する一方，生産者への一次的負担もみられた。

注１）国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」日本委員会・財団法人夢の架け橋記念事業協会（2000）：「国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」公式記録」より引用
注２）財団法人 21 世紀ひょうご創造協会他（2001）：「「ジャパンフローラ 2000」の開催が県内園芸産業等にもたらした影響に関する研究」より引用

スティバルやシンポジウムの開催，花緑にかかる調査研究等を主な事業としている。同時に県立淡路島公園，淡路夢舞台温室など淡路島の花と緑の県立施設の一元的管理も行い，花と緑あふれるまちづくりの実践等に寄与している。

また，淡路花博の市民参加の成果を踏まえ，兵庫県内の住民主体の〝花ひょうご〟づくりを進めるため，緑花活動の支援，都市公園等への住民参加の促進，県内の花卉生産，造園産業の振興等に寄与することを目的に，平成 13 年度から毎年度，県下各地の公園等で「ひょうごフローラフェスタ」を実施している。県，地元市町および造園，園芸関係団体等からなる実行委員会が主催し，一般からのデザイン募集やガーデンコンテスト，スクールガーデン，園芸教室などを内容として継続的に実施している。

c．国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」開催における公園緑地の役割・機能

国営明石海峡公園を，建設省の特別協力のもとに整備途中段階の施設をその状態のまま借り受け花緑の屋外展示会場とするとともに，未整備区域については，海外出展庭園，屋内展示場，駐車場等とするなど，効率的な淡路花博会場づくりに役立ったといえる。また，淡路島公園は直接的には会場ではなかったが，淡路 HO は，団体バス入場者を中心にして立ち寄り休憩等の場となるとともに，公園区域の一部が臨時駐車場として活用され会場までのシャトルバス基地となった。

このように国営公園，県立公園とも淡路花博開催の会場づくりや開催運営に大きく寄与したといえる。

E．ま　と　め

これまでのことから，以下のことがわかった

といえる。

⑴　公園都市は，面的都市開発事業ではなく公共的なプロジェクトの複合整備であり，淡路島公園は公園都市の「種地」となるとともに，公園都市成立過程から，その「契機」となり，また，「中核事業」としての役割･機能を持ったことがわかった。さらに淡路島公園は，HO の整備，日仏友好のモニュメントの計画地編入，国営明石海峡公園との連携・調整による公園区域の変更など，その時々に柔軟に対応してきている。このことから，淡路島公園は都市計画公園の面からも，先鞭性･先行性，中心性とともに，後続プロジェクト事業との柔軟な対応による整合性の役割・機能が明らかといえる。

⑵　淡路島公園は広域公園として地域の豊かな自然環境を生かしながら整備する事業，斜面地緑化事業（灘山緑地）は，わが国における大規模な土取り跡地の自然環境の復元・創出の特筆すべき事業で，六甲山緑化等の歴史的取り組みの延長上にある，新たな自然修復に大きく寄与，実現した事例といえる。これらから，淡路島公園，灘山緑地の県立都市公園の自然環境や緑環境の保全，復元の場としての大きな役割・機能が明らかといえる。

⑶　淡路島国際公園都市は，日仏友好のモニュメントが休止状態にあるものの，観光やレクリエーション・リゾート地域として機能し多くの利用があり，淡路島公園等は，地域の特徴づくりに貢献し，地域振興や地域活性化の役割・機能を有していることが明らかである。

⑷　淡路島公園等は，淡路花博の開催や淡路景観園芸学校の開校などとも密接に関連し機能するとともに，全国，世界へのアピールともなっている。すなわち，緑地施策・事業に係るソフト展開と，その後の発展，継承においても大きな役割・機能を有していることが明らかといえる。

【注】

注 1）淡路町と東浦町の 2 町は隣接する北淡町，津名町，一宮町と平成 17 年 4 月 1 日合併し，新たに「淡路市」として誕生した。

第IV章　都市公園整備におけるハイウェイオアシス整備の役割・機能

A．本章研究の背景と目的

高速道路はこれまで，人・物の輸送路としての考え方が中心であり，レクリエーション利用を視点において考えることはなかった。一方，都市公園やレクリエーション施設側からみても，高速道路はこれまでアクセス手段の一つとの見方が主流であり，道路およびサービスエリア（以下「SA」）やパーキングエリア（以下「PA」）など道路施設との連携や協調した一体的施設のあり方や計画，整備などの考え方も充分ではなかったといえる。

しかしながら，近年の社会状況の変化等に伴い高速道路利用者のより快適で質の高い多様なニーズへの対応や地域振興に資するため，ハイウェイオアシス（以下「HO」）事業として制度化された。兵庫県においても県立淡路島公園（以下「淡路島公園」）と神戸淡路鳴門自動車道（以下「本四道路」）の淡路 SA を一体的に整備し，淡路 HO として整備しており，この施設の考え方，経緯，内容，成果等を知ることは，地域振興等について考察する観点から不可欠であり意義あるものと考える。

このため，淡路島公園の淡路 HO に注目し，HO の基本的考え方，制度，全国事例等についてみるとともに，淡路 HO 整備の経緯，考え方，特徴等について検証し，都市公園整備の一環としてのハイウェイオアシスの役割・機能について考察すること，さらに，淡路 HO の民間事業者採用による施設の管理運営に伴う雇用，地域産業，観光等地域振興の点における役割・機能についても明らかにすることを目的とする。

HO 制度の創設以前は，建設省，日本道路公団等において昭和 50 年前後から，高速道路の休憩施設とその周辺の一体的整備に関する研究が行われていた[77]。

その後，日本道路公団は，地域活性化や自然との調和などの道づくりのため，昭和 60 年度から 3 年間，日本造園学会に調査研究を委託し，地域開発と高速道路の調和，観光・レクリエーション利用への対応等を計画課題として抽出

し，問題点の整理やモデル計画の策定などを行っている[78)79)80)]。また，日本道路公団は，平成元，2 年度に従来の SA や PA に加え高速道路区域外の資源利用の可能性や今後の休憩施設のあり方検討を行っている[81)82)]。さらに，昭和 63 年度からスタートした都市公園との一体整備である HO 制度について，一体整備の対象を都市公園に限定せず，多様なレジャー・レクリエーション施設に拡大すべく検討を行った[83)84)]。

これらを踏まえ，亀山[85)]は，HO 整備にあたっての域外資源利用の考え方，資源の条件，施設の規模・整備主体・管理運営主体等について論じている。

一方，HO 事業の概要や整備事例については，エレン・ワング[86)]，松本[87)]，安藤[88)]，竹本[89)]，JH 日本道路公団[90)]，井上[91)]，鈴木[92)]，佐久市[93)]などが報告している。しかしながら，これらは HO の制度紹介や個別の整備状況の紹介であり，しかも個別の HO の事例であっても，これらの具体的な管理運営内容，その後の状況，地域との結びつき，具体的な役割・機能等の調査，研究ではなく，これらが充分に明らかとはいえない。

B．研究の方法

HO に関する調査研究，HO 制度に関する論文および報告等を調査するとともに，兵庫県における淡路 HO に関する行政資料，関係既往研究文献，報告等の資料を収集，さらに，全国的な HO 整備事例について調査，整理し，内容等から特徴等を分析，検討を行うことにより進めた。

また，淡路 HO の民間事業者の地域影響については，民間事業者からのヒヤリング他資料等を収集し，内容検討等を行うことにより研究を行った。

C．淡路ハイウェイオアシス事業の役割・機能

a．ハイウェイオアシス事業の概要とその特徴

昭和 50 年代後半以降 60 年代における高速自動車道の整備と広域レクリエーションの関係について建設省の小林[94)]は，国民の新しいニーズに応える必要性を基本的認識として示している。その後検討が進められ，建設省は昭和 63 年度の重点施策の一つとして SA 等と周辺の都市公園等との一体的利活用の具体化に取り組むことを明らかにした。HO 事業はどちらかというと建設省道路局の高速自動車国道側からの検討にはじまっているといえるが，具体的な整備手法については，都市局公園緑地課と道路局高速国道課の協議が整い，昭和 63 年 9 月，「ハイウェイ・オアシスについての申し合せ事項」として基本的考え方が明らかにされた（表 15）。

HO の設置効果として，竹本は日本道路公団の立場から整理している[95)]（表 16 の左側欄。ここでは，それをさらに読み込み右側分析欄のように整理した）。これによれば，利用者数の増加，すなわち利用料金収入の増加を期待していることがわかる。これは，明らかに高速道路事業者・管理者としての見方ということができる。

一方，筆者[59)96)]は，事業創設の経緯，整備内容から表 17 のように特徴を分析したが，ここでは，人，地域，連携・共同事業，との整理をしており，これは都市公園事業者あるいは地域・地元からの見方，期待ということができる。また，都市公園としては，HO 事業を導入し高速道路と直接的に連携し観光拠点等と位置付けることは，利用者圏域を従来の日常圏および広域圏レベルから，より広域な圏域，さらには全国的，国際的な利用者にまで広げ対応しようという考え方を具体的に実現する手法ともいえる。

HO 事業は，その後，新たな地域拠点の形成を目的として市町村が主体となってより細かな地域情報，地元物産の紹介・提供などに取り組めるようになるとともに，民間事業者等を主体とした多様な事業の展開の取り組みも始めた[97)]。すなわち，HO 事業は，当初の高速道路の SA，PA と隣接する都市公園等のレクリエーション施設との連携・共同事業というある面で限定的な施策から，地域拠点事業さらに民間の事業との連携という民活活用型施策へ展開しており，地域施策への出発点，契機となった事業といえる。

b．全国の整備状況と淡路ハイウェイオアシスの特徴

全国の HO については，日本道路公団所管の高速道路に整備されたものの紹介，報告しかなく本州四国連絡橋公団所管のものも含め報告さ

表 15　ハイウェイオアシス事業の概要

1．主　　旨	高速道路の休憩施設（サービスエリア，パーキングエリア）と都市公園を一体的に整備することにより，高速道路の利用者に潤いのあるスペースを提供するとともに，都市公園等の利用増進を図ることを目的とする。
2．形　　態	高速道路の休憩施設の駐車場と都市公園等の駐車場を連結部でつなぐことにより一体とし，相互の出入りを可能にする。
3．費用負担	ハイウェイオアシスに要する建設費および維持管理費は，以下のとおりである。

	費用負担	区　　域
道路側駐車場	道路側の全額負担	高速道路区域
連結部	道路側と公園側の折半	高速道路区域・公園区域（兼用工作物）
公園側駐車場	公園側の全額負担	高速道路区域・公園区域（兼用工作物）

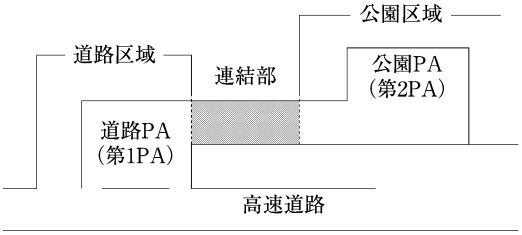

注）建設省資料より引用，作成

表 16　ハイウェイオアシスの設置効果

項　　目	内　　容	分析項目	分析内容
1）地元周辺地域への効果	①都市公園等のアクセスが複数経路確保されることにより，一般道路側での自動車交通の集中が避けられ周辺地域の良好な環境の確保が可能となる。	1）地域への効果	①自動車交通環境の向上
	②都市公園等へのアクセスが容易となり，新たな需要の開発が進み，周辺地域の一層の発展が期待できる。		②新たな開発需要創出
	③都市公園等の入り込み客数が増加することにより，地元特産物の販売等が可能となり，地元産業の振興が期待できる。		③集客による地場産業振興
2）高速道路利用のお客様に対する効果	①都市公園等を目的地とする高速道路を利用するお客様は，直接アクセスすることが可能となる。	2）高速道路利用者への効果	①高速道路からの都市公園への直接利用
	②休憩施設がさらに魅力的な施設となり，お客様の休息メニューの多様化が図れる。		②休憩施設の機能向上
3）高速道路側の効果	①魅力ある都市公園との一体化により，新たな誘発・開発交通量や，一般道路からの転換交通量が期待できる。	3）高速道路事業者の効果	①新たな高速道路交通量の増加
	②周辺との交流を図り，周辺に対して閉鎖的で孤立した高速道路から開放され，地域に密着した高速道路へのイメージアップが図れる。		②イメージアップ

注）本表の左側欄は，竹本勝典(1997)：「佐久平ハイウェイオアシスの利用状況について」交通工学，第 32 巻第 1 号，p.49，2.2 ハイウェイオアシスの設置効果，より作成。また，右側欄の分析項目，分析内容は，今回，左側欄を読み込んで分析整理し作成

表 17　ハイウェイオアシスの特徴分析

項　　目	内　　容
1）「人」に重点をおいた	・従前は SA，PA を高速道路の付属施設に捉えていたが，社会状況の変化，利用者ニーズ等を踏まえ，はじめて「人」に重点をおいた施策となったこと。
2）「地域」に重点をおいた	・地域環境・資源などを生かし，地域振興や地域活性化に資することをねらいとしているなど「地域」に重点をおいた施策となったこと。
3）「他事業との連携・共同」という施策	・道路側の発意でスタートしているが，都市公園等「他事業との連携・共同」という面でも時代変化を象徴していること。

注）本表は，橘俊光（1998）：「ハイウェイオアシス事業の課題と今後の方向についての一考察―県立淡路島公園の整備事例から―」平成 10 年度兵庫県政学会研究発表要旨集，p.82，２．ハイウェイオアシス事業の概要，および，橘俊光（1999）：「地域振興と大規模都市公園―兵庫県立広域公園整備の地域経済効果について―」ランドスケープ研究，第 62 巻第 4 号，p.319，(1)ハイウェイオアシス制度とその特徴より作成

れたものが見当たらないが，筆者の調査では平成 16 年 3 月末現在で，全国で 21 箇所把握される（表 18）。また，それ以前の建設省，日本道路公団などの資料によれば，淡路 HO が開園した平成 10 年 4 月時点では全国で 10 箇所の HO が整備されていた[98]。したがって，この 6 年間で 2 倍以上に増えたことになる。

ここでは，入手可能資料や現地視察等を通じ，駐車台数，隣接公園等の規模等諸元により比較し特徴等について明らかにする。

位置的なものをみれば，淡路 HO が近畿圏域ではじめてのものであるとともに，三大都市圏域でもはじめてであることがわかる。第 2 PA の駐車台数（小型車換算）では，淡路 HO は与島 HO に次いで多いが，第 1 PA との合計で比較すると，与島 HO の 1.6 倍の大きさになる。県の調査では，淡路 SA は全国の SA のなかでは 3 番目の駐車台数規模であるが，第 2 PA を加えると日本一の規模となる。Uターン機能を有するのは，砂川，与島，淡路の 3 箇所の HO で，この 3 箇所で IC 併設は淡路 HO だけとなっている。

都市公園等の整備について，都道府県が事業主体である都市公園は，北海道（砂川），山形県（寒河江），石川県（徳光），岐阜県（川島），と兵庫県（淡路）の 5 箇所で，このうち，広域公園では砂川（道立北海道こどもの国）は，公園規模としては淡路島公園より大きいが，事業費規模では淡路島公園の方が大きい。また，HO の中心となるオアシス館は，淡路 HO は県で施工し民間に営業を認める公設民営化方式で，砂川は地元砂川市と民間企業が都市公園法に基づき，管理者である北海道から設置管理許可を受け，建設，運営している。

隣接する都市公園等に特色がある HO としては，佐久市平尾山公園（総合公園）と第三セクターによるスキー場を併設する佐久平，隣接する公園規模は小さいが，HO から市内および観光施設へのシャトルバスを運行するパークアンドウォーク事業を実施している小布施，民間ではあるが，フィッシャーマンズワーフや遊覧船等のある与島 HO があげられる。

淡路 HO は，淡路島公園の一部として整備されているが，第Ⅲ章で述べた国営明石海峡公園，淡路夢舞台などを含む淡路島国際公園都市（350 ha）と一体として考えるとともに，これらの玄関口であり，かつ，その規模，立地条件等に加え周辺の各種レクリエーション施設内容等とあわせて，全国的にもユニークなものといえる。

c．淡路ハイウェイオアシスの内容・特徴と役割・機能

1）事業の概要

淡路 HO は，一般道からの利用はもちろん，淡路 SA との間に連絡路を設けることで高速道路と公園の利用拡大，双方の利用者の便益増進を図るもので，淡路 HO を利用することで上下 SA が行き来でき高速道路のUターン機能を満たす。また，淡路地域の観光情報の拠点機能を有するとともに，豊かな自然と優れた眺望を生かし花と緑の中で人々が憩い，ヒト，モノ，情

表 18　全国のハイウェイオアシスの整備事例と淡路島公園・淡路ハイウェイオアシスの比較

道路整備主体	番号	HO 名称	供用年月	道路名等				都市公園等					備考
				道路名	休憩施設	所在地	第1PA	公園等名称	公園種別	事業主体	面積	第2PA	
日本道路公団	1	砂川 H.O	H3.4	道央自動車道	砂川 SA	北海道砂川市	252台	北海道こどもの国	広域公園	北海道・㈶北海道こどもの国協会	233ha	455台	Uターン機能
	2	豊浦噴火湾 H.O	H9.8	道央自動車道	豊浦噴火湾 PA	北海道豊浦町	40台	噴火湾展望公園	※	豊浦町	14ha	14台	
	3	西仙北H.O	H14.4	秋田自動車道	西仙北 SA	秋田県西仙北町	142台	ぬく森プラザ	※	西仙北町，西仙北温泉インター㈱	（木造平屋 246m²）	36台	西仙北 IC 併設，高速自動車国道活用施設
	4	錦秋湖H.O	H9.7	秋田自動車道	錦秋湖 SA	岩手県湯田町	162台	峠山パークランド・オアシス館	※	湯田町	4ha	15台	SAから徒歩による連絡園路（120m）利用
	5	櫛引 H.O	H9.10	山形自動車道（上り）	櫛引 PA	山形県櫛引町	31台	櫛引 PA 地域ふれあいセンター	※	櫛引町，㈱くしびきふるさと振興公社	3ha	75台	
	6	寒河江H.O	H12.4	山形自動車道	寒河江 SA	山形県寒河江市	152台	最上川ふるさと総合公園	総合公園	山形県	29ha		全国初の第三セクター建設，運営の SA
	7	藤岡 H.O	H12.4	上信越自動車道（上り）	藤岡 PA	群馬県藤岡市	137台	ららん藤岡	※	㈱藤岡クロスパーク	5ha	63台	藤岡 IC 併設，藤岡 PA 地域拠点整備事業，道の駅
	8	佐久平H.O	H6.10 H6.12	上信越自動車道	佐久平 PA	長野県佐久市	163台	平尾山公園 佐久スキーガーデン・パラダ	総合公園 ※	佐久市 佐久平尾山開発㈱	27ha 96ha	529台	
	9	小布施H.O	H7.12	上信越自動車道	小布施 PA	長野県小布施町	111台	小布施総合公園	総合公園	小布施町，㈱小布施ハイウェイオアシス	15ha	238台	
	10	新井 H.O	H12.8	上信越自動車道（上り）	新井 PA	新潟県新井市		あらい道の駅くびき野	※		8ha	211台	道の駅
	11	富士川H.O	H12.3	東名高速道路（上り）	富士川 SA	静岡県富士川町	626台	富士川楽座	※	富士川まちづくり株式会社	2ha	163台	道の駅
	12	桜ヶ池H.O		東海北陸自動車道	城端 SA	富山県城端町	台	桜ヶ池クアガーデン	※	城端町，J ウィング国際ガーデン		206台	
	13	徳光 H.O	（下り）H2.3，（上り）H8.3	北陸自動車道	徳光 PA	石川県松任市	154台	松任海浜公園	総合公園	石川県，松任市	21ha	124台	
	14	川島 H.O	H11.7	東海北陸自動車道	川島 PA	岐阜県川島市	198台	河川環境楽園・世界淡水魚園	地区公園 国営木曽三川公園	岐阜県 国土交通省	50ha	289台	
	15	刈谷 H.O	H16.12	伊勢湾岸自動車道	刈谷 PA	愛知県刈谷市	754台	岩ヶ池公園	総合公園	刈谷市，刈谷ハイウェイオアシス㈱	39ha	154台	
	16	亀山 H.O		東名阪自動車道（上り）	亀山 PA	三重県亀山市	428台	亀山サンシャインパーク	総合公園	亀山市	13.4ha	122台	
	17	吉野川H.O	H12.3	徳島自動車道	吉野川 PA	徳島県三好町	92台	吉野川ハイウェイオアシス	※	三好町	4ha	129台	
	18	石鎚山H.O	H11.8	秋山自動車道	石鎚山 PA	愛媛県小松町	238台	小松中央公園	総合公園	小松町	26ha	144台	
	19	金立 H.O	H8.4	長崎自動車道	金立 SA	佐賀県佐賀市	178台	金立公園	総合公園	佐賀市	27ha	96台	
本州四国連絡橋公団	20	与島 H.O	H8.4	瀬戸中央自動車道	与島 PA	香川県坂出市	392台	京阪フィッシャーマンズワーフ	※	香川県土地開発公社，㈱京阪フィッシャーマンズワーフ	15ha	718台	Uターン機能
	21	淡路 H.O	H10.4	神戸淡路鳴門自動車道	淡路 SA	津名郡淡路町	1,078台	県立淡路島公園	広域公園	兵庫県	149ha	662台	淡路 IC，Uターン機能

注 1）本表は以下の資料等から作成
①㈳日本自動車連盟監修（2005）：「おもしろハイウェイオアシス」JAF MATE，第 43 巻第 1 号，JAF MATE 社，pp.30-33
②本論文末の引用文献 59），60），86），87），89），90），91），92），93），99），100）
③インターネットホームページ：全国ハイウェイオアシスサミット 2002 in 佐久（http://www.sakunagano.jp/top_dir/machidukuri/oashisu/frame.htm），日本道路公団ハイウェイオアシス（http://www.jhnet.go.jp/about/oasis/），所在地公共団体および事業主体のホームページ
注 2）必要に応じ，事業主体等に電話にて問い合わせ資料を得た
注 3）第 1 PA，第 2 PA の駐車台数は，大型車 1 台＝小型車 2 台で換算し，小型車台数で表示した
注 4）番号は，箇所数を把握するための便宜上のもの
注 5）SA，PA と都市公園との一体整備である HO についてハッチで示した

報の交流を図るため，淡路観光情報センター（淡路島内各市町の紹介やパンフレットの配布等）をはじめ，アトリウム・レストラン・売店・公園管理事務所・会議室などのあるオアシス館，テラスガーデンのレストランやカフェテラス，花の谷などが整備された[60)99)100)]（図 16）。

明石海峡や大橋などの展望，眺望が様々に楽しめるよう地形を生かしつつ広場等施設整備を行なう等とともに，既存の自然樹林を生かしながら，新たな景観づくりや落ちついた休息空間づくりが行われており，淡路の気候，陽光，海など明るさを意識した建築デザインなど淡路の新たなランドスケープづくりに貢献している点が大きな特徴と指摘できる。

2）民間事業者による公園施設の管理運営手法の導入と特徴

① 事業提案競技の経緯，内容，経過，特徴等

淡路 HO は，世界一の吊り橋である大橋の新しい景観，明石海峡，大阪湾の雄大な眺望を楽しむ施設であり，世界・全国から訪れる観光客に対して県立都市公園が取り組むはじめての本格的観光対応施設の性格も有しているといえる。このため，利用者のニーズに応えたホスピタリティを有する適切で高度なサービスが期待されるとともに，公園管理者としても利用者の便益性向上，管理運営の効率化等は課題であった。また，県立都市公園においてこれまで設置管理許可にもとづく民間の飲食店や売店の例はあったが，今回のような大規模なものははじめてであった。このため，飲食・物販施設の運営に民間の資本・ノウハウを導入することとし，

図 16　淡路ハイウェイオアシス平面図
注）兵庫県立淡路島公園・淡路ハイウェイオアシスパンフレットより引用

公募により民間事業者を選定するコンペが実施された。

県独自に全国各地の HO 先行事例や SA 等類似施設調査，コンペ実施事例の調査を行い，これらを踏まえ淡路 HO の目的，趣旨等に沿った募集要項が策定された[101]。

コンペ主催者（施行者）は，兵庫県と㈶兵庫県公園協会（当時，現在は㈶兵庫県園芸・公園協会に改組，以下「公園協会」）の両者とし，コンペ対象施設をオアシス館内の売店，レストラン，およびテラスガーデンのレストラン，カフェテラス等とした。コンペはこれらの施設毎に個別に実施するのではなく，これらの施設すべてを総合的に営業する者（以下「キーテナント」）1 社を選定することとされた。

提案内容は，コンセプト・営業内容等をはじめ，県内での営業実績，自らの責任による営業，オアシス館等のイメージに合致する経営コンセプトの提案および営業展開能力を有していること，淡路の物産，産物等地域特性を生かした運営能力などとなっている。コンペ対象施設は，県が公園施設として建設し，公園協会が都市公園法等に基づき県から設置管理許可を受け，その後に公園協会がキーテナントと民法上の営業契約を結び，キーテナントはこの契約に基づいて営業し，売上額の一定割合を公園協会に納付する仕組みとなっている。

コンペは，平成 3 年施行の「兵庫県提案競技実施要綱」（以下「要綱」）に基づき進められ，これは特に建築設計等を念頭に制定されたものであったが，飲食・物販施設への民間活力導入時への適用事例としては初めての適用であった（図 17）。審査は，造園，経営・流通等の学識経験者，イベント運営の専門家，中小企業診断等の委員からなる選考委員会が，応募法人の経営実態，営業計画，売上予測，納付金率等について審査し，1 社が当選と決定された。この社（以下「U社」）は，淡路島に本社を置き，飲食，物販，ケータリング等総合的に事業展開を行っているほか，結果的に大橋によって失業者を抱えるフェリーの関連会社でもあった。

淡路 HO は，淡路 SA の飲食施設との違いとして，団体客予約とアルコール販売可能があげられるが，U社もこの点に着目し，新たに独自に地ビールの製造・販売が提案された。また，施設整備においては民間事業者の営業あるいは経営的視点から，レストラン等の客席数，倉庫数や容量の確保，旅行会社等添乗員・乗務員控室，U社社員の休憩室・駐車場等々，行政側で予測できなかった課題等の調整が行われた。対応できるものもあったが，今後の課題として残されたものもあった。

コンペ実施内容の特徴として，各種の便益施設にもかかわらず，コンペ対象者をキーテナントとして 1 者としたこと，また，このキーテナントのこれまでの実績や責任性を求めるとともに，業種・業態についても公園計画，設計コンセプト・イメージに合う内容の提案，地域振興の視点から地元物産の使用や地元雇用等地域性の強い営業展開をねらいとしていること，イベント等ソフト面の重視などがあげられる。

また，淡路 HO における民間事業者導入手法と，PFI，指定管理者制度という最近の公園施設の整備，管理運営における事業手法について，法的根拠，事業化事前調査から民間事業者の募集，選定・決定，契約，運営段階までの監視等のフローとを比較し，その特徴を把握した（表 19）。これによれば，各制度それぞれに近年の社会背景を受け成立し，また，特徴を有することから制度評価は難しいが，淡路 HO は，少なくとも都市公園法のこれまでの制度と県独自のコンペ手法を取り入れて行うとともに，PFI や指定管理者に先駆けて民間活力導入に積極的に取り組んできた先行事例といえる。

② 開園，運営状況，地域経済への影響等

淡路 HO は，本四道路の全線開通に合わせ平成 10 年 4 月開園した。開園後の利用状況やU社へのヒヤリング，提供資料等を踏まえた運営状況，および地域への経済的な影響については以下のとおり把握できる。

淡路 HO は，平成 10 年度は大橋効果を直接的に受け，年間利用者数は約 438 万人，平成 11 年度は約 189 万人で，平成 12 年度は淡路花博に 700 万人が訪れた影響も受けたものの，結果的に前年並みの 182 万人であった。その後は，大きく減少したものの，平成 13 年度以降，年間約

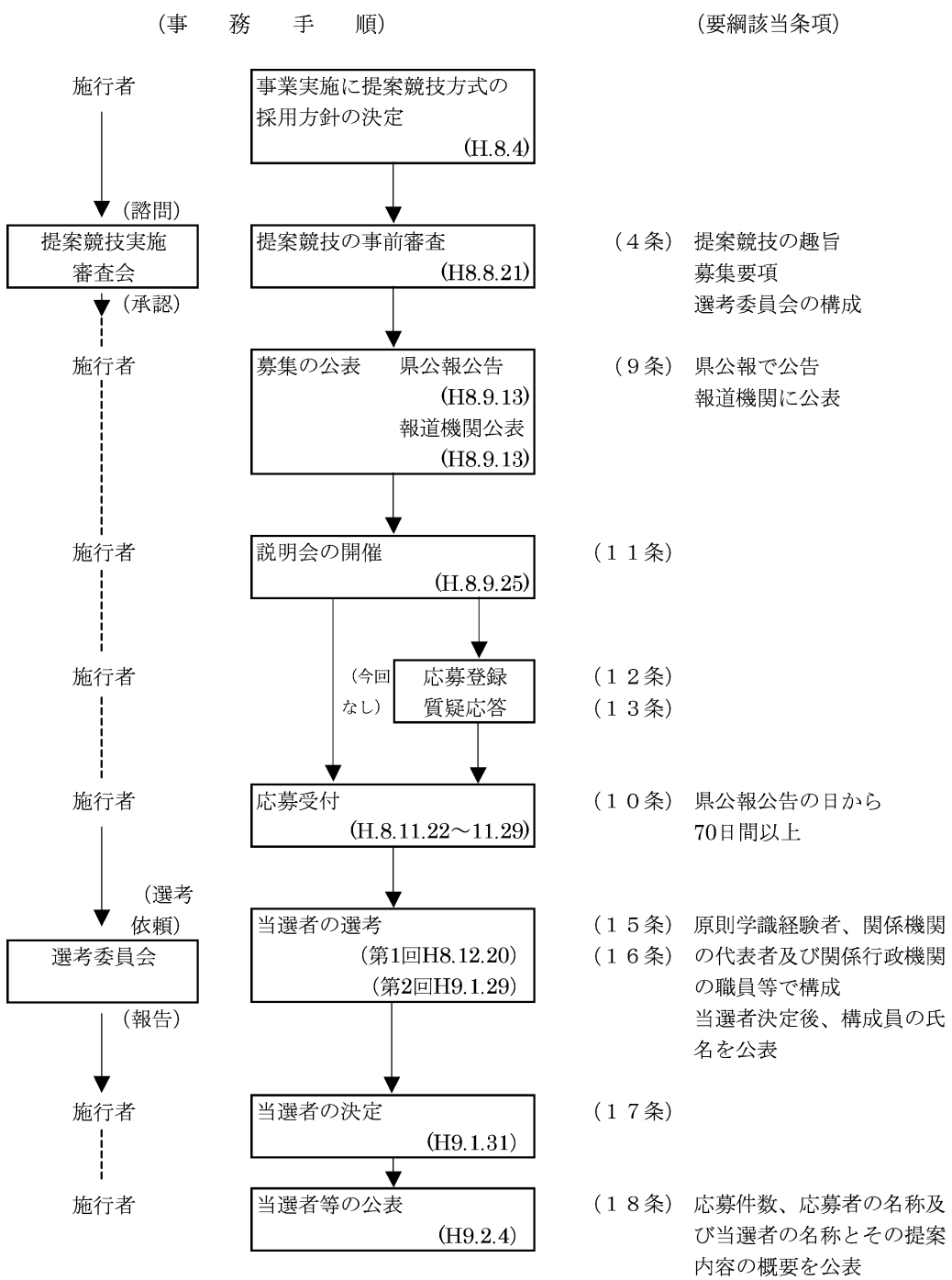

図 17　兵庫県立淡路島公園ハイウェイオアシス事業提案競技実施経過
注 1）「要綱」とは「兵庫県提案競技実施要綱」（平成 3 年 9 月 20 日施行）をいう
注 2）兵庫県資料より作成

表 19　淡路島公園ハイウェイオアシスの民間事業者導入フローと他の事業手法との比較

施設名	淡路島公園ハイウェイオアシス	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設	県立都市公園
事業手法	設置管理許可	PFI事業	指定管理者制度
法的根拠	都市公園法(S31)第5条，兵庫県提案競技実施要綱(H3)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(H10)(PFI法)	地方自治法(H15改正)第244条の2
1.事業化事前調査 2.民間事業者の募集 3.民間事業者の選定 4.民間事業者との契約 5.運営段階の監視(モニタリング)等	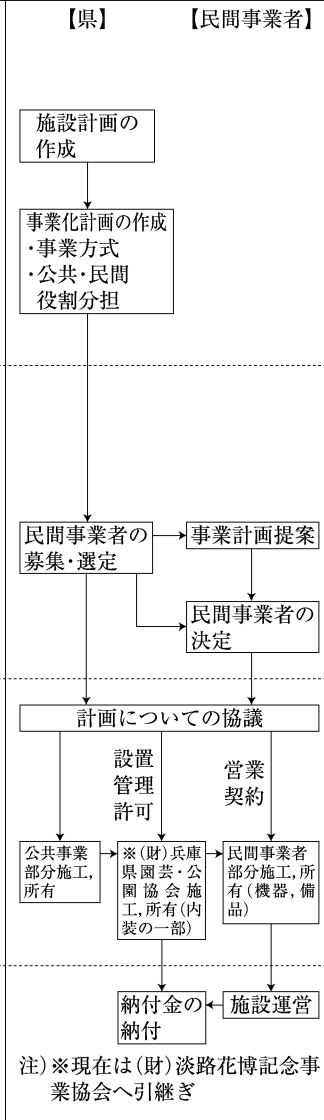 注)※現在は(財)淡路花博記念事業協会へ引継ぎ	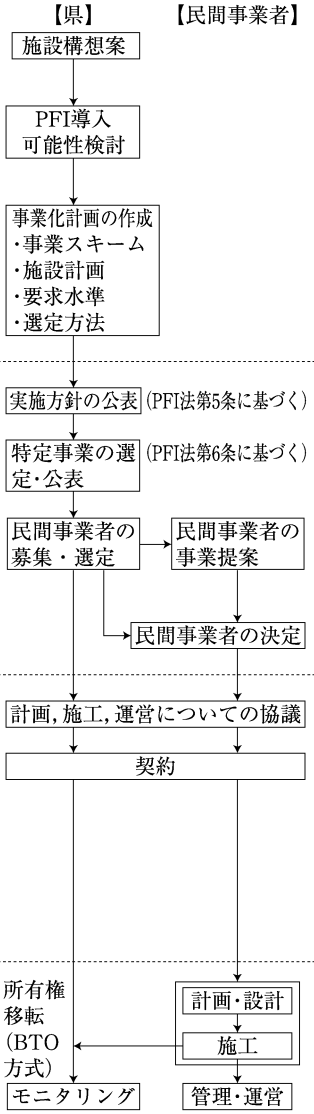	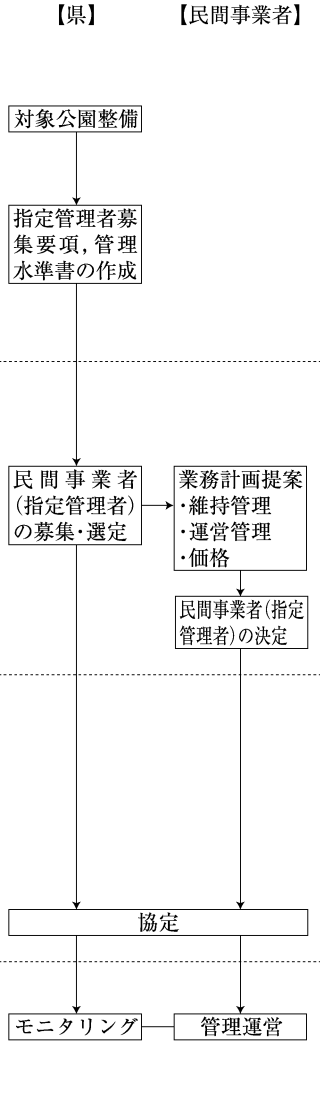
特徴	1)レストラン，売店等便益施設等の公設民営方式 2)県外郭団体(当初(財)兵庫県園芸・公園協会，その後，(財)淡路花博記念事業協会)への設置管理許可と，当団体と民間事業者の民法上の契約	1)PFIによる民設民営方式(ただし，BTO方式による建設後の建物等の公への所有権移転) 2)利用料金制による民収入による運営	1)平成18年度以降に取り組み予定 2)公園全体の管理運営における民活方式

120 万人で安定的に推移している状況といえる。

この利用者数は，淡路島公園全体利用者数の 9 割強を占めるとともに，淡路地域全体における毎年度の観光入込客数の 1 割強を占めており，淡路 HO の淡路島公園および淡路地域に与える影響の大きさを示しているといえる。淡路 HO が団体客の受け入れ条件を備えていること（団体食事予約，トイレおよび買物休憩など），U社の営業戦略としての旅行社・バス会社との連携，タイアップなどの結果と思われ，利用形態としては本土から淡路島内および四国旅行への行き帰りの立ち寄り型といえる。

また，U社によれば，HO の開園に伴い平成 10 年 4 月期時点で正社員・アルバイト等新たに約 340 人の当初雇用が発生した。このうち，2 割が島内在住者，8 割が本土（神戸市，明石市等）在住者であった（図 18）。また，約 1 割が正社員で他はパート，アルバイトである。これらには大橋の完成に伴い離職を余儀なくされた船舶関係者の再雇用者，淡路出身者のUターンによる中途採用者なども含まれている。U社によれば経費（交通費）節約等からはすべての雇用を島内からの充足を理想としたが，大橋完成・本四道路開通にあわせ同時期に島内で多くの施設がオープンしたこともあり，島内では充足しきれなかったのが実情であった。その後の各年 4 月期の雇用状況について比較をしてみると，営業の効率化等から雇用数全体は減少してきているが，島内在住者と本土在住者の割合は，平成 15 年以降全く逆転し，平成 17 年には約 9 割が島内在住者となるとともに，雇用者数も島内在住者の方が多くなっている。

さらに，U社のレストラン等の食材および物販における販売品の仕入れ先に注目し，地域別の仕入れ額についてみると約 6 割が地元・淡路地域からの仕入れとなっており（図 19），地域の農畜産・漁業産物，製品のウェイトが大きく地域産業への影響が大きいことがうかがえる。また，これに関連し，U社へのヒヤリングによれば輸送・運搬を担当する淡路地域の当該業界への影響の大きさも指摘している。これらから，淡路島公園の施設としての淡路 HO は，地域の観光振興はもとより，地域の雇用機会の創出をはじめ，農業・漁業などの産物，物産・製品の販売等地域振興に寄与しているといえる。

一方，淡路島公園の利用という観点からは，自然環境を生かした散策，学習，レクリエーション等本来目的ともいうべき利用や公園全体の利活用という点からは，十分に生かしきれていないという見方も指摘できる。

淡路島公園については，現在，住民の参画と協働による管理運営協議会が立ち上がったところであり，日常的な利用や本来的な利用において，より積極的な利活用や運営管理活動が期待される状況にある。

D．ま　と　め

本章研究において，以下のような内容が明ら

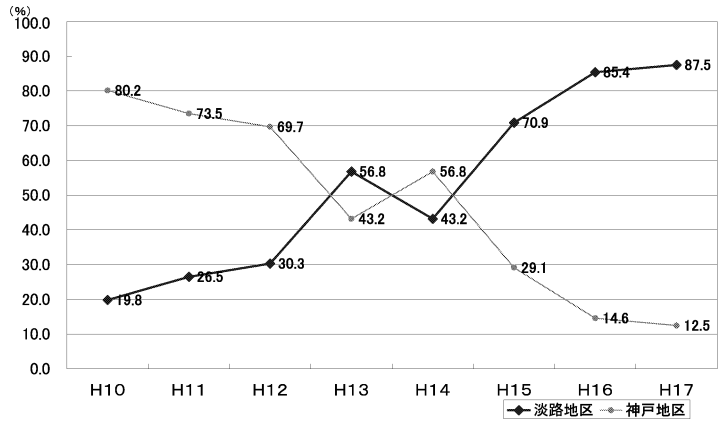

図 18　淡路ハイウェイオアシスにおけるU社社員の地域別割合の変化
注）U社資料による

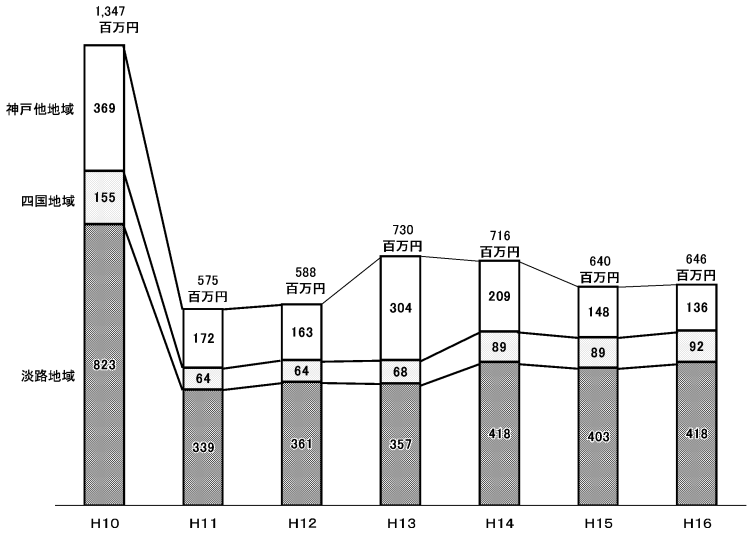

図 19　淡路ハイウェイオアシスにおけるU社の地域別仕入れ額の変化
注）U社資料による

かになった。

⑴　HO 事業は，利用者ニーズ等を踏まえ，高速道路側からの検討に始まり，高速道路の SA，PA と隣接する都市公園等との一体事業として昭和 63 年度，制度化されスタートした。地域，高速道路利用者，高速道路事業者への効果など，高速道路事業者側の理由とともに，人，地域，道路と都市公園の連携・共同事業という都市公園あるいは地域・地元からの期待という分析もできる。また，HO 事業は，その後，民間活用型施策に展開していることから当初事業はその後の地域施策への出発点，契機となった事業といえる。

⑵　HO 事業は，道路側からの効果と公園側からの効果の捉え方に差違があるものの，相互に利用者の利便性，快適性の向上とともに，相互に利用者数の向上をめざすという面での役割・機能がある。

⑶　淡路 HO は，近畿圏域，また，三大都市圏域でもはじめてで，規模的にもわが国で最大規模であり，Uターン機能と IC 機能を併設した唯一の施設である。また，明石海峡や明石海峡大橋などの展望，既存樹林を生かした公園整備，淡路の気候，陽光，海などを意識した建築デザインなど淡路の新たなランドスケープづくりに貢献していること，さらに，国営明石海峡公園，淡路夢舞台などを含む淡路島国際公園都市の玄関口にもなるなど全国的にもユニークな施設といえる。

⑷　淡路 HO は，淡路地域の観光情報の拠点機能を有するとともに，豊かな自然と優れた眺望を生かした施設整備がされているが，レストラン・売店等については，公園コンセプトに合う内容，地域振興の点からの地元物産の使用や雇用等地域性の尊重，イベント等ソフト面の重視などを求めたコンペにより民間事業者の導入を図っている。これは，都市公園制度および県独自の要綱に基づくものであるが，民間活力導入の一つのあり方を示すとともに，その後の PFI，指定管理者制度に先行する取り組みとして評価できる。

⑸　淡路 HO の整備およびに民間事業者の導入により，淡路島公園は，観光振興に寄与する特徴ある公園といえるが，利用者数の点からは淡路 HO の利用者は年間約 120 万人であり，これは淡路島公園全体の 9 割を占めるとともに，淡路島全域の観光入込客数の約 1 割をも占め，淡路地域に与える影響が大きいといえる。これにあわせ，淡路 HO の年間売上額およびこれに伴う売上納付金も，大橋開通直後からは減少してはいるものの，安定的に推移している状況といえる。

⑹　淡路 HO の民間事業者による島内雇用，レストラン等における食材および物産・産物・製品等の販売品の仕入れにおいても，地元割合が大きく，関連産業への波及の大きさも考慮すれば，地域の産業等への経済的波及効果の大きさも類推できる。

⑺　淡路島公園整備における淡路 HO 整備は，利用者の利便性の向上や観光振興，地域振興等に大きな役割・機能を有しているといえるが，一方，淡路島公園の本来利用形態や公園全体の利活用の面からは，必ずしも十分とはいえず，今後，その利活用のあり方や県民の参画と協働による管理運営のあり方等に積極的に取り組む必要があるといえる。

第Ⅴ章　沿岸域における公園緑地整備の役割・機能

A．本章研究の背景と目的

わが国は海洋に囲まれた島国であり，海洋に面する沿岸域[注1)]はわが国の地勢を特徴づける自然環境の特質の一つとして捉えられる。しかし，明治期以降の重化学工業中心の産業経済重視政策により沿岸域の埋立ては急激に進行し，古来からの自然現象の営みにより創られた原風景・自然環境はほとんど残されず，その姿は大きく変貌してきた[102)]。明治元（1868）年，ドイツの世界的な地理学者リヒトホーフェン[103)]は瀬戸内海の静かな内海と多島海の風景を世界で最も魅力的な景観と絶賛したが，明治期以降，瀬戸内海臨海地域も大きく変貌した。

特に阪神工業地帯はわが国の産業発展のうえで大きな位置を占めてきたが，ここでは兵庫県の瀬戸内海の沿岸域に注目し，近年の公園緑地整備の実態とともに，その役割・機能と整備における変化の過程について明らかにすること，また，兵庫県尼崎市の臨海地域の新たな取り組みとして進められている尼崎 21 世紀の森構想と尼崎の森中央緑地の内容，課題等について明らかにすることを目的とする。

わが国の都市部の沿岸域は埋立て，工業地開発，都市再開発などにより変容してきたが，沿岸域の公園緑地整備はこれら開発整備に伴い整備されている。樋渡[104)105)]は，沿岸域の埋立て地に緑と海と水辺のオープンスペースのネットワーク化計画として，昭和 45 年に東京都が策定した海上公園構想の経緯，考え方等について論じている。また，細川[106)]，東京都[107)]，兵頭[108)]が海上公園等の再整備について論じている。この他，東京湾では千葉県沿岸の習志野市[109)]が，国の鳥獣保護区でラムサール条約にもとづく登録湿地にもなっている谷津干潟を含む都市公園を論じている。大阪湾沿岸では三宅ら[110)]が，大阪府営りんくう公園のシンボル緑地南ゾーンを，大阪市[111)]が矢倉緑地を紹介している。

地方の沿岸域における整備事例では，小河原ほか[112)113)]がコハクチョウや国の天然記念物のマガンなど貴重な鳥類の保護と観察，研究等を目的として整備した米子水鳥公園を論じ，中村[114)]は，熊本県水俣市の水俣湾に堆積していた有機水銀を含むヘドロでできた埋立地の，水鳥の池や森のある水俣港公園の整備例について論じている。

このように，東京都の海上公園構想に基づく一連の整備を除けば，個々の沿岸域開発と公園緑地の役割については多く論じられ，多様な役割を担っていることが明らかにされているといえる。しかし，一つのまとまりある地域の海岸域の変容に伴い，これらの公園緑地がどのような役割・機能を担い，また，整備がどのように変化してきたのかを明らかにした研究は少ない。

B．研究の方法

兵庫県における瀬戸内海沿岸域に面する都市計画区域を有する都市の水際線に位置する都市公園，港湾緑地等の公園緑地について，計画，整備の経緯，施設内容や利用態様について整備および管理主体である関係市町等にアンケート調査を実施し，変遷過程や現況を把握し，それらをもとに海岸域の特徴や変容，公園緑地の役割･機能を分析した。また，尼崎 21 世紀の森構想および尼崎の森中央緑地については関係行政資料等を収集，整理するとともに，森づくりの同様事例について収集し，これと比較対照等，役割・機能について分析，検討した。

C．瀬戸内海沿岸域における公園緑地整備の現況等と役割・機能

a．公園緑地の現況と特徴把握

沿岸域を有し，都市公園，港湾緑地[注3)]（以下総称して「公園緑地」）を整備，管理している兵庫県の16市町，国土交通省国営明石海峡公園事務所，兵庫県公園緑地課，同港湾課の担当課に対して，平成15年7月，アンケート調査を実施し，公園緑地の面積，開設時期，整備内容・特徴等について質問した（表20）。

開園時期については5期に区分し，整備位置については，古来からの海浜地，または埋め立て地に分け，どちらともとれるものについては歴史的経緯，現況等から判断し決定した。また，タイプ分類については，各公園緑地がどのような役割・機能に重点があるかについて明らかにするため，表21のように分類し，調査結果の内容等をもとに該当すると判断される項目すべてを拾い上げた。調査結果の全体（表22）と，それぞれ都市公園，港湾緑地に分け整理した（表23，表24）。この結果から現況および特徴を以下のように把握できる。

(1)　把握された公園緑地は全体で53箇所（うち開設済45箇所，今後開設予定8箇所），面積

表20　瀬戸内海沿岸域の公園緑地の現況把握調査の概要

項　　目	内　　容
1）調査時期	平成15（2003）年7月9日～16日
2）調査対象都市	大阪湾沿岸域の兵庫県域4市（尼崎市，西宮市，芦屋市，神戸市），播磨沿岸域6市2町（明石市，播磨町，加古川市，高砂市，姫路市，御津町，相生市，赤穂市），淡路沿岸域の東側海岸域1市3町（淡路町，東浦町，津名町，洲本市）計11市5町
3）調査の相手方・方法	上記市町の公園緑地担当部局及び国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所，兵庫県公園緑地課及び港湾課へのアンケート調査
4）対象公園緑地	①海水浴，釣り場，散策等のレクリエーション利用や，防風，防潮，修景等のために整備されている都市公園，港湾緑地で，すでに整備されているもの，または現在計画中のもの。 ②面積がおおむね1 ha以上のもの。 ③現況で水際線に接する，または水際線からおおむね30m位までに位置するもの。
5）調査項目	①公園名（種別） ②計画面積及び開設面積 ③開設年月・位置 ④計画・整備の経緯 ⑤施設整備内容・特徴 ⑥管理者 ⑦平面計画図

表21　公園緑地のタイプ分類の類型

大分類	小分類
Ⅰ．自然環境の保全・創出	①海浜の保全・復元（砂浜，磯場），②干潟の保全・復元（魚類，野鳥等の保護），③松林，樹林地の保全・復元
Ⅱ．スポーツ・レクリエーション	①つり，②マリンスポーツ（ボート，ヨット等），③海水浴，④散策，休息・休憩，⑤遊戯（遊び場，砂場，遊具），⑥スポーツ（野球場，球技場，プール等）
Ⅲ．快適性の向上	①景観向上，②親水性，アメニティ向上（水遊び場・流れ・噴水等）
Ⅳ．防災・防災拠点	①防災（防風，防潮，防波堤・護岸），②防災拠点（避難地，備蓄倉庫，耐震性貯水槽等）

表 22　兵庫県における瀬戸内海沿岸域の公園緑地の全体

公園緑地別	公園緑地別	公園緑地数	計画面積 ha	開設面積 ha	開園数					整備位置数		タイプ分類の類型（ポイント数）														計
												Ⅰ			Ⅱ						Ⅲ		Ⅳ		
					～1945（S 20）	～1965（S 40）	～1985（S 60）	～2003（H15）	今後予定	旧海浜地	埋立地	①	②	③	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	①	②	
都市公園	10 市 3 町	28	489.72（81%）	373.28（82%）	1	3	12	9	3	14	14	3	1	7	0	3	2	26	5	4	28	28	1	3	111
港湾緑地	8 市 1 町	25	114.46（19%）	81.29（18%）	0	0	4	16	5	4	21	2	2	2	0	3	1	24	6	0	16	14	20	3	93
計	18 市 4 町	53	604.18（100%）	454.57（100%）	1	3	16	25	8	18	35	5	3	9	0	6	3	50	11	4	44	42	21	6	204

注）タイプ分類の類型は，表 21 のとおり

604 ha（うち開設済 455 ha）であった。都市公園と港湾緑地別にみると，箇所数では差がないものの，面積では 8 割が都市公園であり，沿岸域では都市公園のウェイトが大きい。

(2)　開園時期についてみると，都市公園は昭和 40 年から昭和 60 年までに開園したものが最も多く，それ以前のものも含めると約半数を占める。逆に，港湾緑地は一部を除き昭和 60 年以降となっており，最近になって整備されてきているといえる。

(3)　整備位置では，都市公園は旧海浜地と埋立地ではほぼ半数ずつの割合であるが，港湾緑地では埋立地での整備が港湾緑地全体の 8 割以上を占めている。また，昭和 40 年以降に埋立地での公園緑地整備が行われてきたことがわかる。

(4)　タイプ分類を全体でみると，ポイント数が最も多いのが散策，休憩・休息（Ⅱ-④）で，次いで景観向上（Ⅲ-①），親水性，アメニティ向上（Ⅲ-②）という快適性の向上に分類される項目となっており，この 3 タイプが他より抜きんでて大きいのが特徴である。また，このポイント数を都市公園と港湾緑地別にみると，都市公園が港湾緑地と比して際立っているのは，松林，樹林地の保全・復元（Ⅰ-③）とスポーツ（野球場，球技場，プール等）（Ⅱ-⑥）であり，逆に，港湾緑地が際立つのは防災（防風，防潮，防波堤・護岸）となっている。

(5)　また，スポーツ・レクリエーションのうち，釣り，マリンスポーツ，海水浴といった海や海辺に直結する役割・機能のポイント数は全体的に低い。

(6)　防災・防災拠点の項目についてみると，都市公園では防災の役割・機能を持ったものがほとんどないが，一方，港湾緑地は 8 割がその役割・機能を持っているという対照的な結果となり，都市公園と港湾緑地の最も異なった項目となっている。

(7)　また，前述した東京都の海上公園等東京湾における公園緑地の状況と，今回の調査結果を単純比較する（表 25）と，公園緑地全体でみると，箇所数ではほとんど差はないが，面積で 1.6 倍の開きがあり，特に港湾緑地の整備が圧倒的に大きいことがわかる。これは，東京都の場合，海上公園構想という計画のもとに，港湾緑地を計画的・重点的に整備した結果がその差に現れているといえる。

b．公園緑地整備の役割・機能についての分析・考察

調査結果を踏まえた現況と特徴から，瀬戸内海沿岸域の公園緑地整備の役割・機能については，以下のように分析，考察される。

(1)　今回の調査対象の公園緑地が海域に近接という立地特性を持ちながら，調査結果からは砂浜や干潟など海水，水際に関係する自然環境の保全・創出，および海域に関係するスポーツ・レクリエーションのどちらの役割・機能

表 23　兵庫県における瀬戸内海沿岸域の都市公園

市町名	公園名	種別	管理者	計画面積	開設面積	開園時期					整備位置		タイプ分類の類型												
													I			II					III		IV	
						～1945 (S.20)	～1965 (S.40)	～1985 (S.60)	～2003 (H.15)	今後予定	旧海浜地	埋立地	①	②	③	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	①	②
尼崎市	尼崎の森中央緑地	都緑	兵庫県	18.90	0.00					H18予定		■							■	■	■	■	■		■
西宮市	鳴尾浜臨海公園	総合	西宮市(兵企)	13.90	14.44			■				■							■	■	■	■	■		■
西宮市	鳴尾浜公園（浜甲子園運動公園）	運動	西宮市	29.80	12.61			■			■								■	■	■	■	■		
西宮市	御前浜公園	地区	西宮市	11.40	0.00					未定		■		■					■			■	■		
西宮市	海辺の道公園	街区	西宮市(兵企)	2.14	2.14				■			■			■				■			■	■	■	
芦屋市	陽光緑地	都緑	芦屋市(兵企)	4.00	4.16				■			■							■			■	■		
神戸市	舞子公園	風致	兵庫県	6.40	7.60	■					■											■	■		
神戸市	舞子東海浜緑地（アジュール舞子）	総合	神戸市	5.50	12.00				■		■				■		■	■	■			■	■		
神戸市	須磨浦公園	総合	神戸市	103.90	103.78				■		■								■			■	■		
神戸市	海浜公園	総合	神戸市	29.00	13.95		■				■				■		■		■			■	■		
明石市	大蔵海岸公園	地区	明石市	3.70	3.70				■		■		■		■							■	■		
明石市	望海浜公園	近隣	明石市	2.60	2.30			■			■		■					■	■			■	■		
明石市	明石海浜公園	総合	明石市(兵企)	16.80	17.00			■			■								■			■	■		
明石市	西二見公園	近隣	明石市(兵企)	1.20	1.20			■				■							■			■	■		
明石市	住吉公園	近隣	明石市	2.90	2.80		■				■				■				■			■	■		
明石市	西二見緑地	都緑	明石市(兵企)	1.39	1.39			■				■							■			■	■		
明石市	八木遺跡公園	近隣	明石市	1.30	0.00					H15予定	■				■				■			■	■		
播磨町	望海公園	地区	播磨町(兵企)	3.81	3.81			■				■							■			■	■		
播磨町	浜田公園	地区	播磨町(兵企)	4.30	4.30			■				■							■			■	■		
播磨町	古宮浜緑地	都緑	播磨町(兵企)	1.01	1.01			■				■							■			■	■		
高砂市	向島公園	地区	高砂市	7.80	6.92			■				■							■			■	■		
姫路市	灘浜緑地	都緑	姫路市(兵企)	6.07	6.07			■				■							■			■	■		
姫路市	大塩緑道	緑道	姫路市	5.10	5.10				■			■							■			■	■		
相生市	中央公園	地区	相生市	5.40	5.40			■			■								■			■	■		
赤穂市	赤穂海浜公園	広域	兵庫県	71.70	71.70				■		■								■	■		■	■		
東浦町	国営明石海峡公園	国営	国	96.10	36.30				■		■		■						■	■		■	■		■
津名町	淡路佐野運動公園	運動	兵庫県	29.50	29.50				■			■							■		■	■	■		
洲本市	大浜公園	風致	洲本市	4.10	4.10		■				■				■		■		■			■	■		
10市3町	28			489.72	373.28	1	3	12	9	3	14	14	3	1	7	0	3	2	26	5	4	28	28	1	3

注１）管理者の（兵企）とは，用地造成を兵庫県企業庁が行い，管理者に委託したものをいう

注２）タイプ分類の類型は以下のとおり

Ⅰ．自然環境の保全・創出　①海浜の保全・復元（砂浜，磯場），②干潟の保全・復元（魚類，野鳥等の保護），③松林，樹林地の保全・復元

Ⅱ．スポーツ・レクリエーション　①つり，②マリンスポーツ（ボート，ヨット等），③海水浴，④散策，休息・休憩，⑤遊戯（遊び場，砂場，遊具），⑥スポーツ（野球場，球技場，プール等）

Ⅲ．快適性の向上　①景観向上，②親水性，アメニティ向上（水遊び場・流れ・噴水等）

Ⅳ．防災・防災拠点　①防災（防風，防潮，防波堤・護岸），②防災拠点（避難地，備蓄倉庫，耐震性貯水槽等）

注３）該当項目についてハッチで示した

表 24　兵庫県における瀬戸内海沿岸域の港湾緑地

市町名	公園名	種別	事業主体	計画面積	開設面積	開園時期					整備位置		タイプ分類の類型												
													Ⅰ			Ⅱ						Ⅲ		Ⅳ	
						～1945 (S.20)	～1965 (S.40)	～1985 (S.60)	～2003 (H.15)	今後予定	旧海浜地	埋立地	①	②	③	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	①	②
尼崎市	尼崎の森中央緑地	シンボル・親水	兵庫県	10.20	0.00					H23 予定		■		■					■			■	■	■	
尼崎市	尼崎緑地①	防災拠点・休息	兵庫県	1.50	0.00					H16 予定		■							■			■	■	■	■
西宮市	県立甲子園浜海浜公園	防災拠点・親水	兵庫県	12.20	12.20				■		■		■	■			■		■	■			■	■	■
神戸市	メリケンパーク	シンボル	神戸市	9.10	9.10				■			■							■					■	
神戸市	ポートアイランド北公園	修景	神戸市	2.30	2.30			■				■							■			■		■	
神戸市	六甲アイランド北公園	修景	神戸市	1.70	1.70				■			■							■				■		
神戸市	六甲アイランドマリンパーク	シンボル	神戸市	9.07	9.07				■			■							■				■	■	
神戸市	東部臨海部水際広場・ハーバーウォーク	親水・シンボル	神戸市	9.90	6.83				■			■							■	■			■	■	
神戸市	灘浜緑地	休息・修景	神戸市	1.46	1.46				■			■							■				■	■	
神戸市	ポートアイランド(第２期)西緑地	親水	神戸市	14.50	0.00					未定		■							■				■	■	
神戸市	須磨海岸(海浜公園)	海岸環境整備事業	神戸市	2.00	2.00			■			■				■			■				■			
明石市	東外港緑地	避難・シンボル	兵庫県	1.60	1.60				■			■							■				■	■	■
加古川市	別府みなと緑地	親水	兵庫県	1.9	1.9				■			■							■			■	■	■	
加古川市	尾上地区緑地	修景	兵庫県	1.7	1.7				■			■					■		■					■	
高砂市	高砂海浜公園	親水	兵庫県	6.00	6.00			■			■				■				■			■	■	■	
高砂市	荒井緑地(パブリックアクセス)	パブリックアクセス	兵庫県	2.70	0.00					H18 予定		■							■			■	■	■	
姫路市	須加先端緑地	修景	兵庫県	1.13	1.13			■				■							■			■		■	
姫路市	飾磨津臨海公園	修景	兵庫県	1.40	1.40				■			■							■			■			
姫路市	中島緑地①	修景	兵庫県	1.00	1.00				■			■							■			■		■	
姫路市	広畑緑地	修景	兵庫県	1.20	0.00					H15 予定		■							■			■		■	
姫路市	網干なぎさ公園	修景・親水	兵庫県	7.40	7.40				■		■		■						■	■		■	■	■	
津名町	志筑緑地(3)	定期船発着所	兵庫県	5.50	5.50				■			■							■	■		■			
津名町	志筑緑地(4)	定期船発着所	兵庫県	1.20	1.20				■			■							■	■		■		■	
津名町	志筑緑地(5)	定期船発着所	兵庫県	6.60	6.60				■			■							■			■	■		
相生市	マリンパーク野瀬	修景	兵庫県	1.20	1.20				■			■					■		■	■		■		■	
8市1町	25			114.46	81.29	0	0	4	16	5	4	21	2	2	2	0	3	1	24	6	0	16	14	20	3

注１）タイプ分類の類型は以下のとおり

Ⅰ．自然環境の保全・創出　　①海浜の保全・復元（砂浜，磯場），②干潟の保全・復元（魚類，野鳥等の保護），③松林，樹林地の保全・復元

Ⅱ．スポーツ・レクリエーション　　①つり，②マリンスポーツ（ボート，ヨット等），③海水浴，④散策，休息・休憩，⑤遊戯（遊び場，砂場，遊具），⑥スポーツ（野球場，球技場，プール等）

Ⅲ．快適性の向上　　①景観向上，②親水性，アメニティ向上（水遊び場・流れ・噴水等）

Ⅳ．防災・防災拠点　　①防災（防風，防潮，防波堤・護岸），②防災拠点（避難地，備蓄倉庫，耐震性貯水槽等）

注２）該当項目についてハッチで示した

表 25　東京湾（東京都）と瀬戸内海沿岸域（兵庫県）の公園緑地の比較

地　　域		都市公園	港湾緑地	計
A　瀬戸内海沿岸域（兵庫県）		国営，県立，市町立 28箇所 373ha	25箇所 115ha	53箇所 604ha
B　東　　京　　湾（東京都）		都立 5 箇所 193ha	42箇所 769ha	47箇所 962ha
比較（B/A）	箇所	0.18	1.68	0.89
	面積	0.52	6.69	1.59

もウェイトが低いことが明らかになった。すなわち，海，海辺に近接する立地ながら活動空間として必ずしもそれを生かした空間とはなっていないといえる。これは，水質汚濁など環境条件がそもそも利用できるに十分な状況にないこと，また，これまでこれらが元の条件に復元するなどの考えを持ち得なかったということが考えられる。しかしながら，例えば尼崎の森中央緑地のように，最近になり整備，計画中のものに自然環境の保全・創出を担う公園が出始めているということも分かった。

⑵　役割・機能の年代時期による変化を把握するため，開園時期とタイプ分類についてクロス集計（表 26，表 27）すると，年代の違いによる役割・機能面での顕著な差違はみられないものの，全体に役割・機能が多様化していることが読み取れる。あえて指摘するならば，干潟の保全・復元など自然環境の保全・創出は，特に最近，公園緑地に求められるようになってきたということがいえる。

⑶　松林・樹林地の保全・創出，スポーツに重点をおいているのは都市公園であり，一方，港湾緑地は 8 割が防災（防風等）に重点があるという，都市公園と港湾緑地の最も異なった項目として差違がでているが，これは，両施設の本来目的とする役割・機能の違いが最も顕著に現れたと理解できる。すなわち，都市公園がスポーツ・レクリエーションや植栽に重点があるのに対して，港湾緑地が港湾や海岸護岸を守る施設の一形態として役割・機能を担っているということであろう。このことは，沿岸域整備における公園緑地として計画地に最もふさわしい内容のものとするためには，都市公園と港湾緑地が調整連携しつつ，役割・機能を分担するなど，計画論としての両施設の今後のあり方に示唆を与えるといえる。

⑷　沿岸域に整備される公園緑地であっても，散策・休息等，景観向上，アメニティ向上など，いわゆる陸域内の公園緑地が一般的に求められる役割・機能が大きいことも明らかになったといえる。

D．尼崎 21 世紀の森構想と尼崎の森中央緑地整備の役割・機能

a．尼崎 21 世紀の森構想の経緯，概要と意義

明治初期には裸の山であった六甲山が長年の植樹により緑豊かな山となったことを 20 世紀の森づくりと捉え，これに対して兵庫県・淡路島北部の大規模な土砂採取跡地（120 ha）における大規模な斜面地の緑化や公園緑地の整備の実績などを踏まえ，平成 12 年，当時の貝原俊民兵庫県知事は，瀬戸内海臨海工業地帯に 21 世紀の森づくりを進めることを提案した[45)115)]。

その後，当地域の将来像として前述の提案を踏まえ，兵庫県企業庁が中心となり尼崎 21 世紀の森構想（以下「森構想」）が策定された[116)]。

森構想は，尼崎市域の国道 43 号以南の約 1,000 ha を対象区域としている（図 20）。尼崎臨海地域の再生を自然環境，文明論，まちづくりの 3 つの視点から広域的，地域的にみると，環境の回復・創造を基調とした都市再生の取り組みが必要であることから，環境改善効果の高い森を大胆に取り入れて，環境回復・創造により

表 26　タイプ分類と開園時期についてのクロス集計（都市公園）

		～1945 (S.20)	～1965 (S.40)	～1985 (S.60)	～2003 (H.15)	今後予定	計
Ⅰ．自然環境の保全・創出	①海浜の保全･復元（砂浜，磯場）	0	0	1	2	0	3
	②干潟の保全･復元（魚類，野鳥等の保護）	0	0	0	0	1	1
	③松林，樹林地の保全・復元	0	3	0	3	1	7
Ⅱ．スポーツ・レクリエーション	①つり	0	0	0	0	0	0
	②マリンスポーツ（ボート，ヨット等）	0	2	0	1	0	3
	③海水浴	0	0	1	1	0	2
	④散策，休息・休憩	0	3	12	8	3	26
	⑤遊戯（遊び場，砂場，遊具）	0	0	2	2	1	5
	⑥スポーツ(野球場,球技場,プール等)	0	0	2	1	1	4
Ⅲ．快適性の向上	①景観向上	1	3	12	9	3	28
	②親水性，アメニティ向上（水遊び場・流れ・噴水等）	1	3	12	9	3	28
Ⅳ．防災・防災拠点	①防災（防風，防潮，防波堤･護岸）	0	0	0	1	0	1
	②防災拠点（避難地，備蓄倉庫，耐震性貯水槽等）	0	0	1	1	1	3
計		2	14	43	38	14	111

注）該当項目をハッチで示した

ゆとりとうるおいのある都市環境を創出し，魅力と活力のある都市再生に取り組むこととし，「森と水と人とが共生する環境創造のまち」をテーマとしたまちづくりを展開することとしている。

尼崎臨海地域は，おおむね国道 43 号以南の運河が巡らされた工場立地地域と阪神高速湾岸線以南の半島状の地域に二分されることから，特徴を生かした「都市の森」，「環境創造の森」の２つの森づくりとして進める。また，森構想は 21 世紀を時間軸とし長期的な取り組みで行う一大プロジェクトである。このため，「拠点地区」（概ね 10 年間・先導期），先導整備地区（概ね 20 年間・展開期）を位置付け，この地区の重点的整備により地域全体（概ね 50 年間・概成期）に波及させていく。（概ね 50 年以降は成熟期（持続的発展期）とする。）

森構想の推進にあたっては，市民をはじめ全ての主体の参画と協働による取り組みが必要であることから，市民・企業・各種団体・学識者等による推進母体を設置し，広く市民が参加できるワークショップやイベント等を開催することとしている。具体的には，森構想推進母体の中核組織として平成 14 年 8 月，「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」が設立，また，協議会の中にテーマ別に「森・まちづくり・産業・企画」の

表 27　タイプ分類と開園時期についてのクロス集計（港湾緑地）

		～1945 (S.20)	～1965 (S.40)	～1985 (S.60)	～2003 (H.15)	今後予定	計
Ⅰ．自然環境の保全・創出	①海浜の保全･復元（砂浜，磯場）	0	0	0	2	0	2
	②干潟の保全･復元（魚類，野鳥等の保護）	0	0	0	1	1	2
	③松林，樹林地の保全・復元	0	0	2	0	0	2
Ⅱ．スポーツ・レクリエーション	①つり	0	0	0	0	0	0
	②マリンスポーツ（ボート，ヨット等）	0	0	0	3	0	3
	③海水浴	0	0	1	0	0	1
	④散策，休息・休憩	0	0	3	16	5	24
	⑤遊戯（遊び場，砂場，遊具）	0	0	0	6	0	6
	⑥スポーツ(野球場,球技場,プール等)	0	0	0	0	0	0
Ⅲ．快適性の向上	①景観向上	0	0	4	8	4	16
	②親水性，アメニティ向上（水遊び場・流れ・噴水等）	0	0	1	9	4	14
Ⅳ．防災・防災拠点	①防災（防風，防潮，防波堤･護岸）	0	0	3	12	5	20
	②防災拠点（避難地，備蓄倉庫，耐震性貯水槽等）	0	0	0	2	1	3
計		0	0	14	59	20	93

注）該当項目をハッチで示した

4 部会が設置され，行動計画の策定，PR など活動が行われている。

森構想の経緯，事業概要等から意義と特徴は以下のようにいえる。

⑴　既成市街地で，かつ工業専用地域が主の 1,000 ha という区域を対象とした森づくり構想であり，また，その整備のタイムスケジュールは 21 世紀を時間軸とした長期プロジェクトである。これらの考え方は，これまでの六甲山の緑化や淡路島国際公園都市の斜面地緑化の経験や実績の基に進められている。

⑵　森構想区域は，平成 13 年，国の都市再生プロジェクトに選定され，また，平成 14 年，森構想対象地区の一部は，都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域として政令に指定され，都市再生本部により地域整備方針が定められた。このように，単に兵庫県の事業というだけでなく，国家的なプロジェクトとして位置付けされている。

ｂ．尼崎の森中央緑地整備の役割・機能

森構想では，尼崎臨海地域のほぼ中央に位置する拠点地区において先導的な森づくりを行うこととし，尼崎の森中央緑地（29 ha）（以下「中央緑地」）を先導的プロジェクトとして位置付け，都市公園事業と港湾緑地事業で分担，連携

図 20　尼崎 21 世紀の森構想の位置と対象区域
注）「尼崎 21 世紀の森構想」（兵庫県）パンフレットより引用，一部追加作成

し取り組まれている（図 21）。平成 14，15 年度，学識者・各種団体代表等からなる委員会により尼崎の森中央緑地基本計画（以下「基本計画」）が策定された[117]。基本計画では，〝尼崎の再生に向けて「地域が育てる森」を越えて「地域を育てる森」をめざす〟ことを基本理念として，目標とする森の姿のゾーンとエリア等が決められた（図 22）。

これまで個別対応で事業連携のなかった都市公園と港湾緑地を一体的に整備することとし，基本計画策定も一つの緑地として捉え共同事業としている。したがって，名称も同一である（図 23，表 28）。

また，森構想策定とともに中央緑地の基本計画策定などにおいても，兵庫県が重点的に取り組んでいる県民の参画と協働の基本姿勢のもとに進められており，緑環境づくりにおける具体的な県民の参画・協働の場としての大きな役割・機能も担っている。

中央緑地地区の歴史的な変遷と，その地域が果たしてきた役割およびそれぞれの時代の主な社会的背景について，その歴史的変容過程を整理する（図 24）と，ここから，中央緑地整備について，これまでおよび現在の社会状況や，六甲山緑化等歴史的緑化事業，淡路島国際公園都市の土取り跡地の緑化等緑の復元・創出の経験や実績をも踏まえた，将来に引き継ぐべき新たな森という緑地環境づくりの実現の場としての役割・機能を理解できる。

さらに，都市公園としての中央緑地では，平成 18 年，兵庫県で開催される第 61 回国民体育大会において，水泳（競泳・シンクロ）競技が予定されており，スポーツ健康増進施設（プール等施設）が会場に使用される予定であるが，その整備手法は，兵庫県として初めての PFI 事業によりなされており[118]，公園施設における，計画，整備，管理運営まで包括した新たな民間活力導入手法により取り組みが進められている。

c．尼崎 21 世紀の森構想と尼崎の森中央緑地整備の課題および今後の方向性

森構想の課題としては，1,000 ha の広大な区

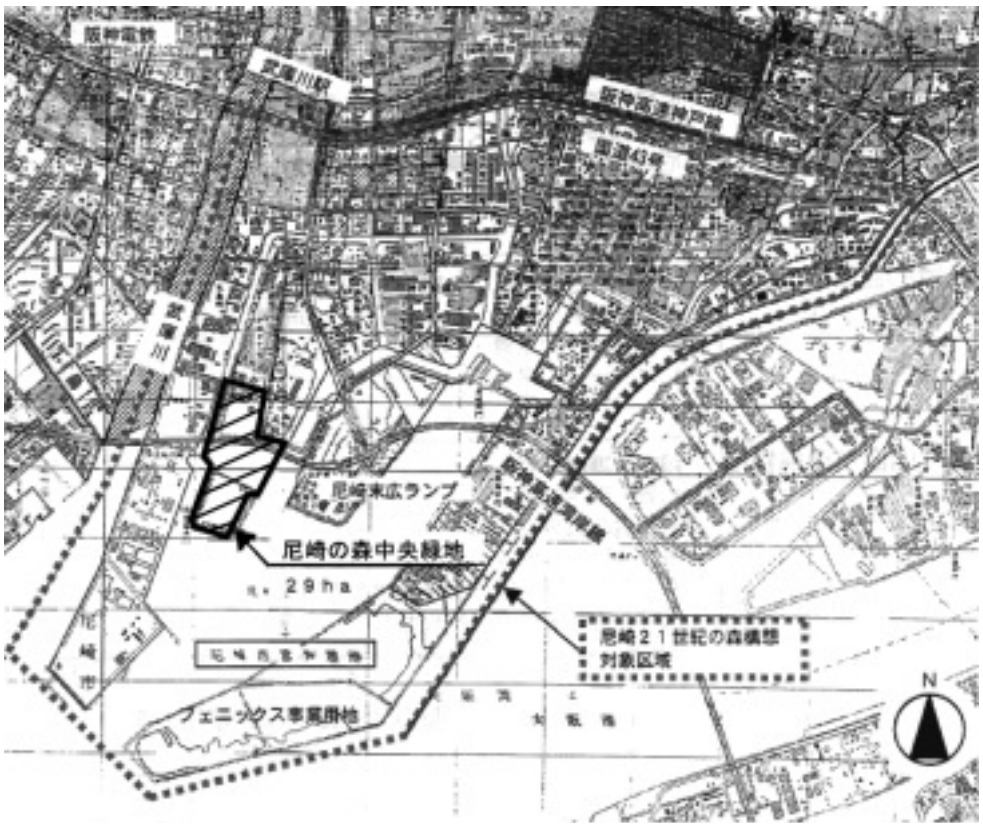

図 21　尼崎の森中央緑地位置図
注）「尼崎の森中央緑地基本計画」（兵庫県）より引用，一部追加作成

域，約 100 年間という長期間を想定したまちづくりであること，構想のテーマ等から，推進体制づくり，民有地の緑づくりへの支援・誘導策の検討，環境にやさしいまちづくりの推進などがあげられる。また，森中央緑地の課題を整理すると以下のように整理される。

①　国の支援と中央緑地の整備推進

拠点地区のリーディングプロジェクトとして，都市再生プロジェクトとしての国の積極的な支援とともに，必要な事業費の確保による計画的な整備が不可欠である。

②　特色ある森としての調査検討・研究

これまでのわが国における代表的な森づくりの事例と，尼崎の森中央緑地の計画内容について，概要を比較する（表 29）と，面積規模などではそれほど大きな面積とはいえないが，臨海部に接すること，既成市街地における工場地帯のなかの森づくりであることなどの特徴をみることができるが，尼崎臨海地域にふさわしい，風土に馴染む森をつくるための調査検討とともに，整備後の検証も含めた総合的な調査検討が必要である。

E．ま　と　め

以上から，沿岸域における公園緑地の役割・機能については，以下のように結論を得ることができた。

(1)　今回調査対象の公園緑地が海域に近接するという立地特性を持ちながら，砂浜や干潟など海水，水際に関係する「自然環境の保全・創出」および海域に関係する「スポーツ・レクリエーション」のどちらの役割・機能もウェイトが低いことが明らかになったが，今後は，水質環境なども含めた環境改善と，これを積極的に活かす公園緑地整備が望まれ，尼崎の森中央緑地整備は，「自然環境の保全･創出」を担う公園として期待される。

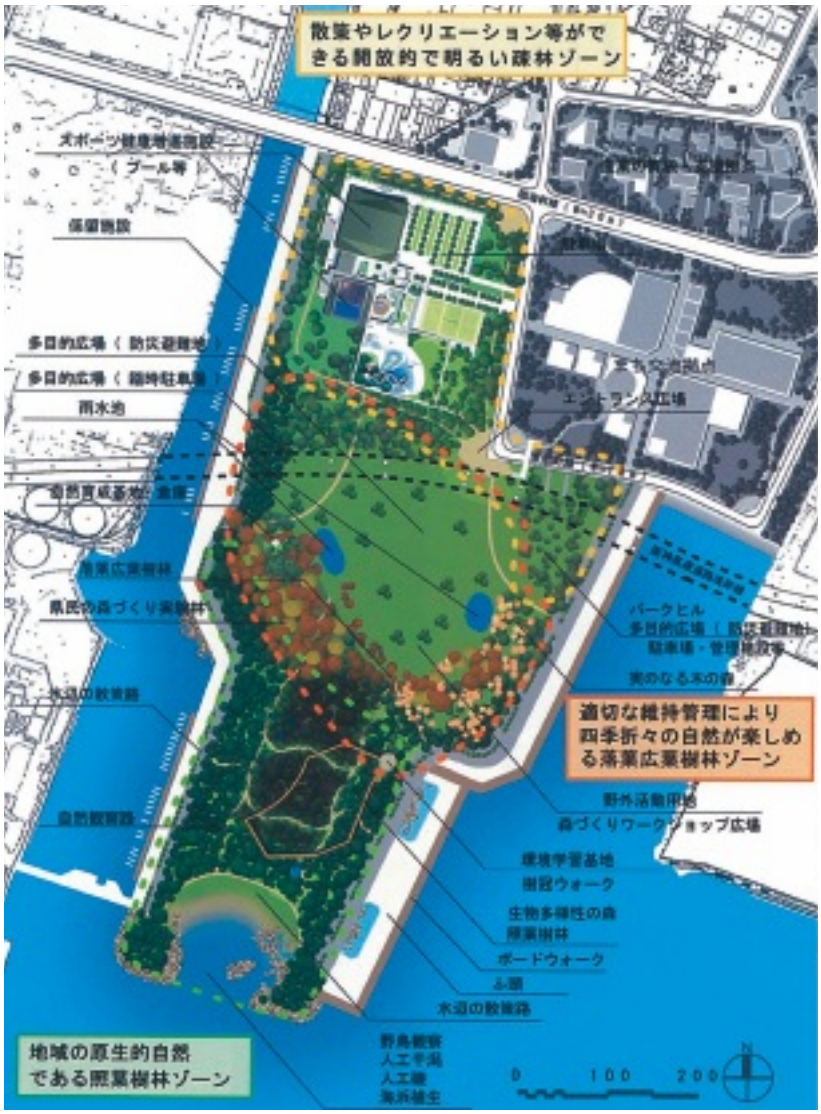

図 22　尼崎の森中央緑地計画図（全体）
注）「尼崎の森中央緑地基本計画」（兵庫県）より引用

(2)　また，沿岸域の公園緑地の役割・機能としては，全体として多様化しているといえ，干潟の保全・復元など自然環境の保全・創出は，特に最近，公園緑地に求められるようになってきたといえる。

(3)　沿岸域の都市公園は，松林・樹林地の保全・創出やスポーツなど動的空間に重点をおいてきており，港湾緑地は防災（防風，防潮等）に重点をおいてきたという役割・機能の違いがあったが，今後は，沿岸域整備における公園緑地として計画地に最もふさわしい内容にするため，都市公園と港湾緑地が，調整連携しつつ，役割・機能分担するなど，計画論としてのあり方について考慮する必要がある。この意味でも，尼崎の森中央緑地整備は，他に示唆を与える事例としても期待される。

(4)　尼崎 21 世紀の森構想は，まだスタートしたばかりである。広大な工場等の地域における長期にわたる森づくりという初めてのプロジェクトであり，自然環境の創造，再生には造園学，

図 23　尼崎の森中央緑地計画図
（都市公園と港湾緑地の区域区分）
注）尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設パンフレットより引用，一部追加作成

林学，生態学などの専門的な知識，技術，技能等が必要不可欠であるとともに，幅広い県民等の積極的な参画と行政との協働により実現するものと考える。

(5)　尼崎の中央緑地は，都市公園と港湾緑地の一体事業として，基本計画策定，整備，さらに管理運営についても共同事業，同一名称となっている。また，歴史的，社会的な変容過程から，将来に引き継ぐべき新たな森づくり実現の場としての役割・機能とともに，基本計画策定等において兵庫県が重要施策として取り組んでいる県民の参画と協働の具体的な場としての役割・機能を有している。さらに，民間活力の導入手法として兵庫県ではじめての PFI 事業によりスポーツ健康増進施設（プール等施設）に取り組むとともに，これは平成 18 年の第 61 回国民体育大会の水泳（競泳・シンクロ）競技会場にも予定されており，複合的役割・機能を有していることがわかった。

【注】

注 1）「沿岸域」の定義については，染谷昭夫（1995）：「沿岸域計画の視点」鹿島出版会，p.18 より，「沿岸陸域，水際線，沿岸海域の一体的利用を進めるために把握すべき範囲」と捉え理解したが，本章研究ではきわめて水際線に近い部分をとりあげている。また，染谷によれば，沿岸域の定義，解釈については多くの議論があるが，わが国では初めて公文書で用いられるようになったのは，昭和 52（1977）年の第三次全国総合開発計画からであるという。

注 2）港湾緑地とは，港湾法により整備される緑地で，港湾法第 2 条第 5 項において港湾

表 28　尼崎の森中央緑地の概要

	都市公園	港湾緑地
1）計画面積	18.9ha	10.2ha
2）種別	都市緑地	——
3）事業費見込み	約400億円	約190億円
4）事業期間（予定）	平成14（2002）～平成27（2015）年度	平成14（2002）～平成27（2015）年度
5）施設概要	〈健康・文化の森ゾーン〉・スポーツ健康増進施設（プール） 〈自然とのふれあいの森ゾーン〉計画中	計画中
6）今後の予定	・平成18年の「のじぎく兵庫国体」の水泳競技会場（競泳・シンクロ）として予定。 ・PFI 事業により施設の整備予定	
7）その他	※国の都市再生プロジェクトとして位置づけられている。 ※一体的な公園緑地としての計画検討を進めている。	

注）兵庫県資料より作成

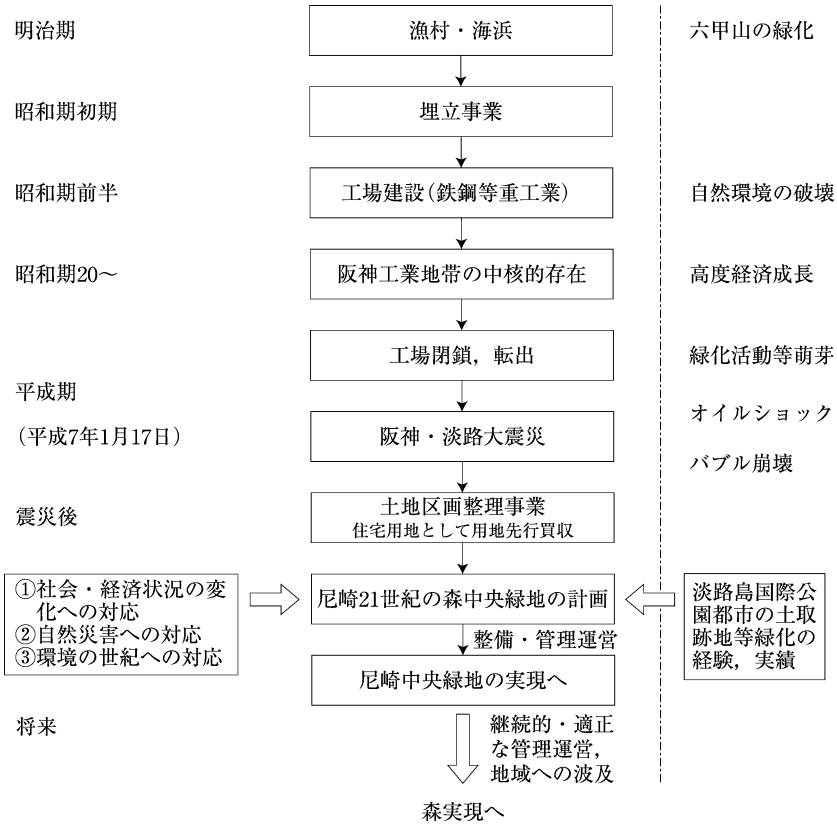

図 24　尼崎の森中央緑地区域の歴史的変容過程
注）経緯・経過等を踏まえ作成

施設としては，第 9 号の港湾公害防止施設（汚濁水の浄化のための導水施設，公害防止用緩衝地帯その他港湾における公害の防止のための施設），第 9 号の 3 の港湾環境整備施設（海浜，緑地，広場，植栽，休憩所その他港湾の環境の整備のための施設）が規定されている。これらの施設として整備される緑地については，通常，都市公園としては管理されていない。（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修（2002）：「公園緑地マニュアル平成 14 年版」㈱日本公園緑地協会，p.452）

第VI章　広域防災拠点等となる公園緑地整備の役割・機能

A．本章研究の背景と目的

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災（以下「大震災」）は，近年まれにみる大災害であり，安全・安心の大都市社会構造のあり方に大きな教訓を残した。この後の 10 年間，被災地は復旧と復興に精力的に取り組んできたが，この間の取り組み，成果，課題などを検証し，今後のまちづくり，地域づくりに生かすための方向性を提示することは被災地の役目といえる。

大震災時の公園緑地の多様な防災上の機能発揮については日本造園学会をはじめ多くの調査，研究報告がある。また，その後の公園緑地整備や花と緑のまちづくり等についても中瀬・林[119]，中瀬・橘ら[120]など既に多くの研究や報告がある。さらに復興 10 年総括検証においては，斉藤[121]，中瀬[122]が検証している。

しかしながら，大震災の教訓と経験を踏まえた被災地での公園緑地整備の実態について，特に，広域防災拠点となる広域防災公園の機能等については充分に明らかにされてきたとは言い難い部分がある。

表 29　わが国における代表的な森づくりの事例と尼崎の森中央緑地との比較

名称	所在地	面積	目標年	植栽時期等	内容・特徴	位置		住民参加有無		参考文献
						内陸	臨海	有	無	
明治神宮の森（明治神宮内苑）	東京都渋谷区	約72ha	150年後（当初より早く，約80年で成熟期を迎えた）	大正4(1914)年～大正10(1920)年頃	・神社林・全国からの献木 ・365種，約12万3千本の植樹 ・植物の遷移の一時期の状態を人間の手で造り上げ，その後は自然の力によって完成をめざす	○			○（献木）	・輿水肇・近藤三雄・濱野周泰・小林達明・柴田昌三(2001)：「造園における「森づくり」の理念と技術―〝明治神宮の森づくり〟の先見性と科学性を学び，現在に活かす―」ランドスケープ研究，第65巻第2号 pp.143-150 ・中井澤秀明(2001)：「明治神宮の森」平成13年日本造園学会全国大会シンポジウム・分科会講演集，pp.49-51 ・内山正雄・蓑茂寿太郎(1981)：「代々木の森」郷学舎，pp.1-61
万博記念公園の森（自然文化園）	大阪府吹田市	約99ha	30年後（第一次成熟期）	昭和47(1972)年～昭和55(1980)年	・1970年の大阪万博会場跡地 ・255種，約60万本 ・主として成木（購入木）植栽・密生林，政生木，散開林	○			○	・吉村元男(2004)：「森が都市を変える」学芸出版社，pp.17-112
国営昭和記念公園（国営公園）	東京都立川市	約180ha（平成17年3月末で149ha開園）	特に定めていない	昭和55(1980)年～	・米軍立川基地跡地 ・昭和天皇御在位五十周年記念事業	○			○	・㈶公園緑地管理財団(2005)：「国営公園管理の概要」pp.119-142
帯広の森（都市公園）	北海道帯広市	約400ha	100年後	昭和50(1975)年～平成12(2000)年	・従前農地の無立木地に広大な森林造成 ・53種，21万本（約120ha） ・帯広市の積極的関与と徹底した市民参加により実施・理念の明確化「帯広の森」造成を十勝文化の創造と特色づけて位置づけている	○		○		・神沼公三郎・小鹿勝利(2000)：「「帯広の森」―市民参加による都市近郊林造成の意義」北海道大学農学部演習林研究報告第57巻1号別刷，pp.1-26 ・帯広の森20周年記念実行委員会・20年史編纂委員会(1995)：「帯広の森―私たちと帯広の森づくり」pp.1-254・帯広市緑化環境部公園と花の課　資料
尼崎の森中央緑地	兵庫県尼崎市	約19ha	100年後	平成14(2002)～	・臨海部の工場跡地・基本理念「地域を育てる森づくり」 ・目標とする森の姿　①地域の原生的自然である照葉樹林　②適切な維持管理により四季折々の自然か楽しめる落葉広葉樹林　③散策やレクリエーション等ができる開放的で明るい疎林		○	○（予定）		・兵庫県(2004)「尼崎の森中央緑地基本計画」pp.1-25 ・兵庫県(2004)「尼崎の森中央緑地基本計画―基礎資料―」

このことから，本章研究[123]では，近年の地方における公園緑地整備のなかでも，特に防災上の観点から，わが国ではじめての全県域を対象とした広域防災拠点となる三木総合防災公園の経緯，内容，特徴，重複利用の考え方等とともに，わが国の防災公園整備制度に与えた影響等について明らかにすることを目的とする。

防災公園の整備は関東圏で取り組みが早く，東京都および特別区については，秋谷[124]，塚越[125]が紹介している。東京都中野区[126]は平和の森公園の整備を，鍵山[127]は設計者の立場からその考え方を報告している。また，菊池[128]が杉並区の事例について報告し，さらに，杉並区[129]はワークショップ方式と防災公園街区整備事業

について紹介している。神奈川県[130]は東海地震対策緊急整備事業としての取り組み，梅澤[131]，杉山[132]，平塚市[133]は運動施設の整備と防災施設整備を一体的，計画的に取り組んだ平塚市総合公園の事例を報告している。中部圏，関西圏の防災公園の整備では，名古屋市[134]，大阪市[135]が防災公園施設設置について紹介している。榎本ら[136]は，尼崎市の小田南公園について報告しているが，これは兵庫県で最初の防災公園整備事例と辰巳[137]が指摘している。

以上はすべて，都市，地域レベルの近隣公園などの一次避難地，または総合公園などの広域避難地であり，運動施設と防災施設との一体利用を計画的に取り組んだ事例はあるものの，都道府県レベルの広域防災拠点としての取り組み，広域公園での取り組みでもない。

一方，松島[138]は，大阪府における防災公園の取り組みと府営公園の位置付けについて述べている。はじめて府営公園を後方支援活動拠点として位置付けてはいるが，これらはすべて既設の府営公園の改修整備であり，新たに計画，整備するものではない。また，大規模な防災施設等との連携，一体的な整備事例も見当たらない。

B．研究の方法

本章研究は，防災公園に関するこれまでの調査研究，行政資料，計画等について整理，検討するとともに，三木震災記念公園（仮称），三木総合防災公園についての計画，整備内容等について資料収集し，その内容等について分析，検討のうえ特性把握を行い，課題等の整理とともに，わが国の防災公園制度に与えた影響等について検討，考察した。

C．広域防災拠点としての三木総合防災公園整備の内容と特徴

a．経緯，経過

兵庫県では平成 7 年 7 月，被災地を対象に，平成 17 年までの阪神･淡路震災復興計画（以下「フェニックス計画」）を策定[139]し，創造的復興をめざすこととなった。ここでは，公園緑地等の視点からは，災害に強く，安心して暮らせる都市づくり等を基本目標に，全国的にも例のない全県広域防災拠点となる三木総合防災公園の整備や身近な緑の整備などを掲げている。

これを踏まえ，兵庫県では全県対応の広域防災拠点の整備を兵庫県地域防災計画[140]に位置付けるとともに，これら広域防災拠点ネットワークの核として県土のほぼ中央に位置し，高速道路等アクセスの利便性にも恵まれた三木市に三木震災記念公園（仮称）（以下「三木震災記念公園」）を，さらにその中核に県立都市公園としての三木総合防災公園（以下「三木防災公園」）を整備することとした。三木防災公園の計画，整備の経緯，経過については辰巳[141][142]の報告が詳しい。

これによれば，今回の大震災の経験から従来の避難地としての防災公園の考え方に加え，後方支援型の広域的防災拠点機能を有する公園の必要性があらたに認識されたといえる。また，このような公園の重要性については増田[143]も指摘している。

一方，経緯等で注目すべきことは，大震災以前から，三木市を含む東播磨地域においてスポーツに重点をおいたスポーツ・レクリエーション計画地の検討が進められていたこと[144][145]である。さらに，辰巳によれば，平成 18 年開催予定のひょうご国体におけるメイン会場の議論があった[146]がそれは実現せず，少なくとも平常時の公園としては県立広域公園であり，運動公園としての役割・機能が与えられた。これは，大震災時の経験・教訓による自衛隊等救援部隊への相応のオープンスペースの提供と合理的な平常時のあり方とともに，明らかに先に述べた広域的運動公園ともいえるスポーツ・レクリエーション計画地の検討が存在していたことが指摘できる。それが，全国的にも初めての全県的広域防災拠点となる三木防災公園の整備に円滑に着手できたことに繋がったといえる（図 25）。当初，162.9 ha の計画でスタートしたが，平成 9 年度において隣接農地が公園区域に編入（202.2 ha）され，現在の区域になった（図 26）。

b．計画の概要と特徴

三木震災記念公園の機能は，①災害時の応急活動拠点，②防災教育，訓練等人材育成拠点，③防災情報発信拠点，④防災調査研究拠点，⑤スポーツ拠点の 5 つであるが，全体区域 308 ha

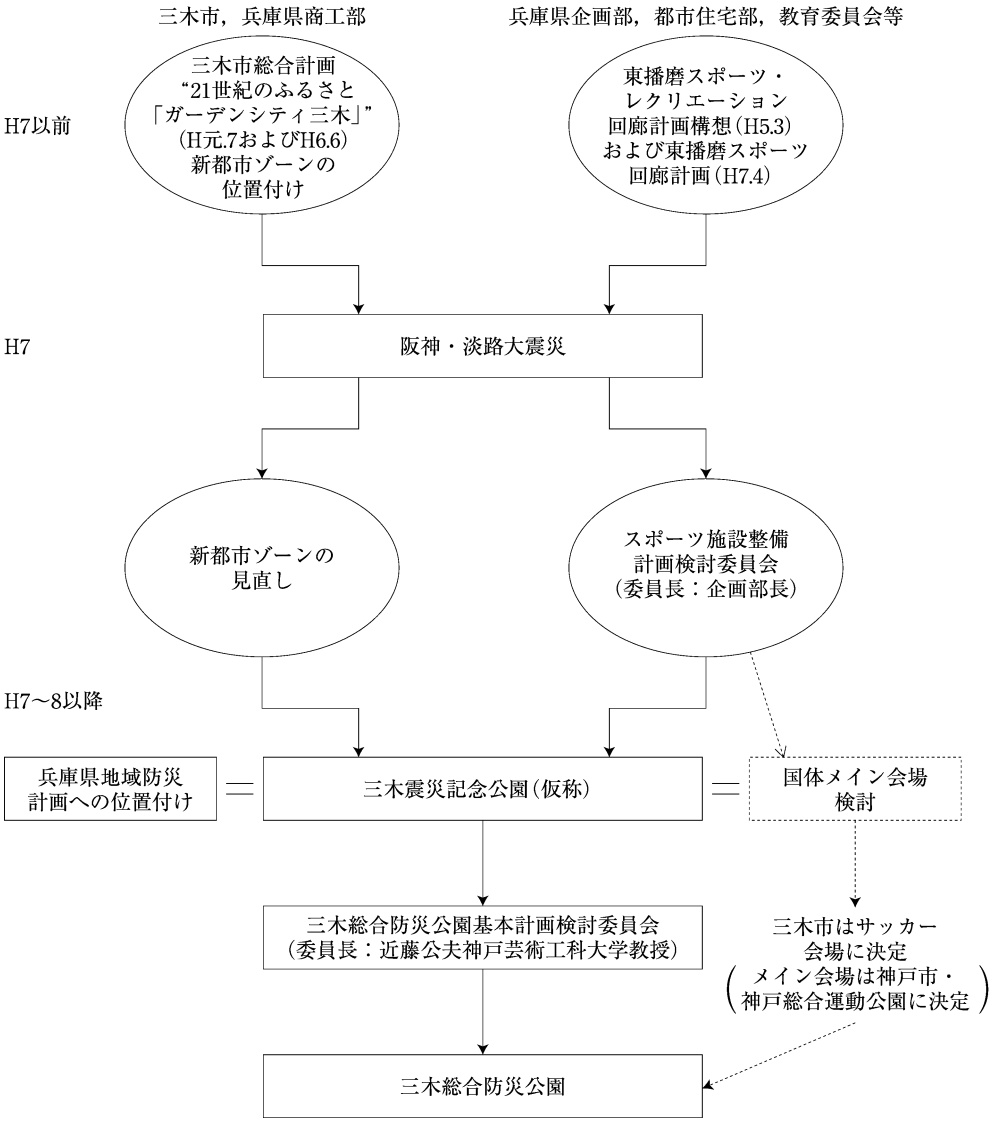

図 25　三木総合防災公園の決定および計画検討の流れ
注）経緯・経過等に係る兵庫県資料より作成

は，三木防災公園（「防災公園ゾーン」）202 ha，および兵庫県消防学校等の広域防災センターなどの「学習･訓練ゾーン」106 ha，すなわち，都市公園とその他施設群で構成されている（図 27）。

兵庫県地域防災計画において三木防災公園は，このうち特に①と⑤の役割を担い，救援資機材等の備蓄，救援物資の集積･仕分け，配送，応急活動要員の駐屯拠点等となる広域防災拠点として，また，平時は運動公園として重複利用するものとし，効率的，一体的に計画し整備することとなっている（表 30，図 28）。

運動施設整備の基本方針は，災害時の円滑な利活用とともに，地域スポーツ振興への積極的な取り組みや平成 18 年のひょうご国体開催時の対応（サッカー（少年男子）会場），また，自然環境保全への対応等である。

主な施設としては，県道をはさみ東側区域を〝スポーツの森〟ゾーン，西側区域は〝自然体験の森〟ゾーンとして計画している。しかし，

当初計画決定：平成 8 年 2 月
面積：162.9 ha

変更計画決定：平成 10 年 3 月
面積：202.2 ha

図 26　三木総合防災公園の当初計画決定および変更計画決定

注 1）兵庫県資料より引用，一部追加作成
注 2）都市計画区域の変更は，その後，平成 13 年 10 月に一部区域追加（0.3 ha）し，202.5 ha となっている

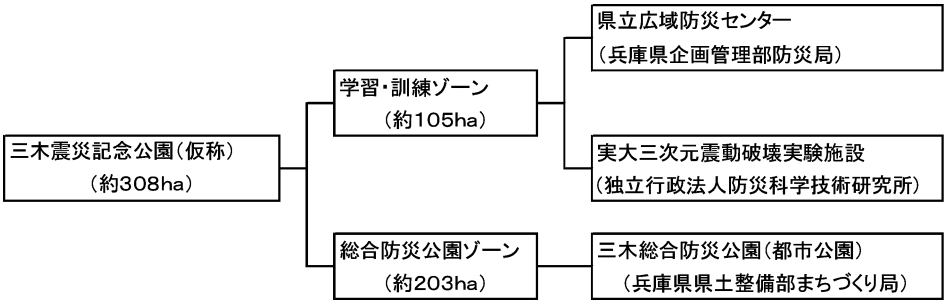

図 27　三木震災記念公園（仮称）の全体構成

表 30　三木総合防災公園の平常時機能と災害時機能

ゾーン名	施設名称	施設規模	主な機能・利用方法	
			平常時	災害時
スポーツの森	陸上競技場	日本陸連公認第１種競技場 RC 3F，建築面積：17,093m² 400m トラック，９レーン 天然芝グラウンド	陸上競技，サッカー等	・物資の集積・仕分け・一時保管 ・備蓄倉庫（5,000m²） ・トラックヤード
	補助競技場	日本陸連公認第３種競技場 400m トラック，８レーン 天然芝グラウンド	陸上競技，サッカー等	・臨時ヘリポート
	野球場	硬式対応１面 面積約13,000m²，センター122 m，両翼97m	野球	・臨時ヘリポート
	球技場	天然芝２面，人工芝１面 管理棟２Ｆ　593m²	サッカー，ラグビー等	・応急活動要員の集結・宿泊・出動
	駐車場	乗用車2,100台 バス26台	施設利用者駐車場	・物資の集積・仕分け・一時保管 ・応急活動要員の集結・宿泊・出動
	体育館		バスケットボール，バレーボール，武道等	・物資の集積・仕分け・一時保管
自然体験の森	テニスコート	屋内テニスコート９面	テニス	・物資の集積・仕分け・一時保管 ・応急活動要員の集結・宿泊・出動
	キャンプ場		キャンプサイト	・応急活動要員の集結・宿泊・出動
	自然体験の森		自然観察，自然体験，環境学習等	・応急活動要員の集結・宿泊・出動

注）兵庫県資料より引用

公園計画地は住宅地に隣接する丘陵地に位置し，自然林，農地，ため池等豊かな自然環境の中にあり造成等の区域が限定され，このため，自然の中の運動施設，公園施設とするとともに，自然エネルギーや雨水の利活用等自然にやさしい公園施設づくりとし，防災拠点施設も最大限これらを踏まえた設計とし，重複利用，効率的な配置，施設形態としている。

三木防災公園整備については，平成８年３月事業着手し，現在，用地買収が終わり，施設整備が進んでいる。事業費は，用地費 274 億円，施設整備費 284 億円，計 558 億円で計画されており，震災復興 10 年を迎える平成 17 年８月，一部開園された[注1)]。

D．三木総合防災公園における施設の重複的活用の考察

一般的に，防災対応に係る公園施設の効果的な重複活用は，つぎの２つのケースが考えられる。相応の防災活動機能には一定の広場的，平面的なオープンスペースが必要不可欠であり，ここでは公園施設として運動施設を想定して整理する。

・公園施設（運動施設）の非常時の防災活用
・公園施設（運動施設）の平常時の防災活用

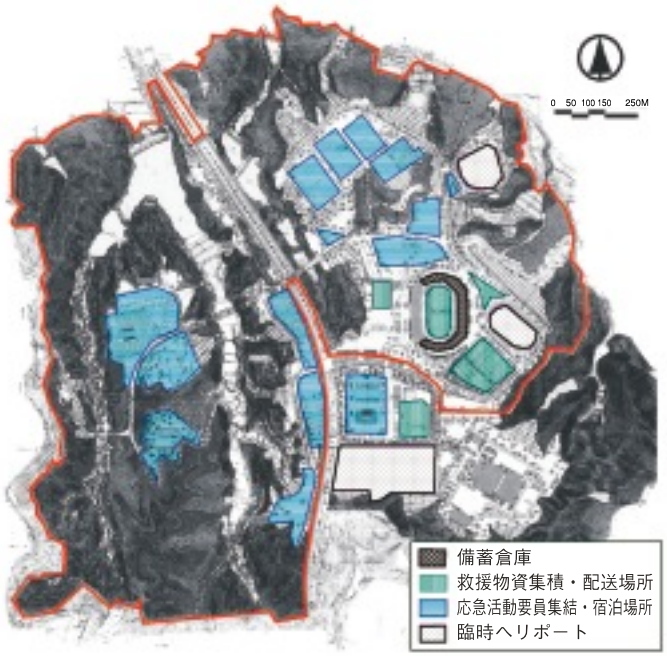

図 28　三木総合防災公園の災害時活用図
注）兵庫県資料より引用，一部追加作成

したがって，重複活用は，運動施設としての本来活用，非常時の防災活用，平常時の防災活用の組合せとなる。

まずは，本来活用＋非常時防災活用が考えられるが，これは従来の防災公園でも事例が多くみられる。つぎに，これに平常時防災活用を加えた 3 重活用があげられる。理論的には，本来活用＋平常時の防災活用という 2 重活用のケースも考えられるが，非常時に機能しない施設活用は考えにくい。

運動施設における非常時の防災活用の機能としては，救助救援活動の場の提供，救援物資の集積配送拠点，多目的用水供給の場，休憩・入浴・飲食の場，臨時ヘリポート，応急活動要員駐屯地，車両待機場，ボランティア宿泊地，災害時車両動線などがあげられる。平常時の機能は，備蓄物資保管や雨水貯留による用水等の保管機能，防災植栽や防災施設の展示機能，防災イベントや防災訓練等の場があげられる。

陸上競技場のようにフィールドとスタンド等施設をもつものは，救助救援活動の場の提供と物資の保管機能の組合せ，フィールドのみの施設は，救助救援活動の提供と展示機能または防災イベント機能の組合せに整理される。 3 重活用施設より面積規模が小さい施設は，保管するための施設がない，イベントや展示するスペースが少ない等の理由により 2 重活用非常時の活用のみとなる（表 31）。

また，今回の三木防災公園について運動施設内容と非常時の防災活用，平常時の防災活用について整理した結果，3 重活用が可能な施設は，陸上競技場，補助競技場，体育館，スポーツゾーンの芝生広場，遊びの園地，キャンプ場，幹線園路であった。 2 重活用が可能な施設は，球技場，野球場，テニスコート，駐車場であった。

E．三木総合防災公園が防災公園整備制度に与えた影響

国等における防災公園整備の重要性については，関東大震災をはじめ，酒田大火，函館大火など過去の経験を踏まえ，避難地としての公園緑地整備の必要性が強く認識され，この認識のもと防災に資する公園緑地の取り組みが推進されてきた。

近年における現行の都市公園整備の制度にお

表 31　公園施設の本来機能と防災機能の重複活用のケース分類

		公園施設		
平常時	A．本来機能	運動施設およびその他公園施設		
	B．防災機能	特に防災施設を整備していない	特に防災施設を整備していない	〈ハード整備〉 ・備蓄物資 ・雨水貯留施設 ・防災植栽　他
		―	―	〈ソフト対応〉 ・防災訓練 ・防災学習 ・防災イベント　他
C．非常時・防災〈災害時〉機能		◎	◎	◎
活用タイプ		A＋C （2 重）	A＋C （2 重）	A＋B＋C （3 重）
具体的公園施設名		駐車場	球技場，野球場，テニスコート	陸上競技場，補助競技場，体育館，スポーツゾーンの芝生広場，遊びの園地，キャンプ場，幹線園路

ける防災公園事業は，昭和 53 年度の防災公園制度創設に始まる。しかし，これらは「避難地」の概念から出ておらず，その意味で今回の大震災は大きなインパクトを与えた。

さらに，三木防災公園の整備は，国の都市公園の補助事業制度や防災公園整備にも大きく影響し，大震災後の三木総合防災公園への迅速な補助対応や重点的な補助体制とともに，平成 10 年，防災公園制度が改正され，広域防災拠点としての都市公園整備が取り組まれることとなった。しかしながら，事業制度の流れや内容の追加・変更状況をみる（表 32）と，広域防災拠点となる防災公園については，当初の防災公園制度創設から 20 年後に追加，変更されたものであるとともに，明らかに大震災後の経験と教訓，三木防災公園等の事業の取り組みを踏まえたものであることが理解できる。

防災公園制度は，このように拡充が図られてきているが，大震災および三木防災公園が防災公園の内容および制度改正に大きく影響を与えてきたと指摘できる。

F．ま　と　め

以上から県立都市公園としての三木防災公園の役割・機能は，以下のように指摘，整理できる。

(1)　わが国ではじめての全県的広域防災拠点となる総合防災公園であり，わが国の防災公園整備の考え方に新たに広域防災拠点の考え方を取り入れる先鞭をつけた。

(2)　三木防災公園は防災拠点ネットワークのなかで全県拠点として最も重要な位置を占める。また，県立都市公園が大きな役割・機能を担うとともに，従前，県立都市公園の主目的としていた広域レクリエーション需要への対応という役割・機能に，新たに広域防災拠点としての役割・機能を与えるに至った。

(3)　非常時の防災機能だけでなく，防災を目的とした他の施設と一体として計画，整備される広域防災拠点となる広域公園であり，施設の多重利用を計画的に整備している。

(4)　国民体育大会の会場として，また，平時には全県の地域スポーツ振興拠点となる運動公園であるとともに，防災活動機能を効率的，一体的に計画し整備している。

(5)　平時利用と防災時利用に適切に対応する広場整備，園路構成や動線計画など既存の自然環境を最大限保全するよう効率的な施設配置，形態としている。また，自然エネルギーや雨水

表 32　各種防災公園制度の成立時期とその内容の追加・変更状況

五箇年計画等	年度		①防災公園事業	②防災緑地緊急整備事業	③防災公園・市街地一帯整備事業	④防災公園街区整備事業	⑤防災公園総合整備事業
第1次	S47〜S50						
第2次	S51 S52 S53 S54 S55		制　度　創　設				
第3次	S56 S57 S58 S59 S60						
第4次	S61 S62 S63 H元 H2			制　度　創　設			
第5次	H3 H4 H5						
	H6		災害応急対策施設（備蓄倉庫，耐震性貯水槽，放送施設，ヘリポート）を補助対象施設に追加（2次補正）				
	H7	阪神・淡路大震災発生	防災公園の対象都市に人口10万人以上の都市を追加（1次補正）				
第6次	H8		防災公園の対象に一次避難地となる都市公園（面積1 ha 以上）を追加 防災公園の整備条件である危険地域の要件を人口要件のみに緩和（従前の要件：人口密度100人/ha 以上，非耐火建築物1/5以上，沖積層が存在）	災害応急対策施設（備蓄倉庫，耐震性貯水槽，放送施設，ヘリポート）を補助対象施設に追加			
	H9			都市開発資金の対象都市のうち人口10万人以上の都市を対象都市に追加。一次避難地を対象に追加するとともに，災害応急対策施設（備蓄倉庫，耐震性貯水槽）を補助対象に追加			
	H10		防災公園の対象に広域防災拠点となる都市公園（面積おおむね50ha以上）を追加	防災公園の対象に広域防災拠点となる都市公園（面積おおむね50ha以上）を追加	制　度　創　設	制　度　創　設	
	H11		1次避難地等となる都市公園の要件に面積1 ha 以下でも周辺の市街地等と一体となって以上となる都市公園を追加 災害応急対策施設に情報通信施設，係留施設，発電施設，延焼防止のための散水施設を追加	災害応急対策施設に情報通信施設，係留施設，発電施設，延焼防止のための散水施設を追加			
	H12 H13 H14						制　度　創　設
社会資本整備重点計画	H15		補助対象となる防災公園の計画面積の原則1 ha 以上から2 ha 以上に引き上げ（三大都市圏の既成市街地等に位置する都市，政令指定都市，県庁所在都市，中核市における DID 地域を含む地区に関しては面積1 ha 以上であれば補助対象）				
	H16		東南海・南海地震対策推進地域を広域避難地となる防災公園の対象地域に追加				

注1）国土交通省都市・地域整備局公園緑地課・緑地環境推進室監修（2004）：「公園緑地マニュアル平成 16 年度版」㈳日本公園緑地協会，pp.97–111 より作成

注2）阪神・淡路大震災と広域防災拠点の制度創設についてハッチで示した

の利活用等自然にやさしい公園施設づくりを進めている。

⑹　三木防災公園の公園施設の本来活用，非常時の防災活用，平常時の防災活用について検討すると，３重活用が可能な施設は，陸上競技場，補助競技場，体育館等であり，２重活用が可能な施設は，球技場，野球場，テニスコート等であった。

⑺　三木防災公園は，それまでの防災公園の考え方に加え，新たに県域レベルでの広域防災拠点という考え方を確立し，これが国の防災公園制度に影響を与え，防災公園制度の改正等につながったといえる。

【注】

注１）平成 17 年８月の一部開園にあたり，広域防災センター等を含む「三木震災記念公園（仮称）」は，正式に「三木総合防災公園」に名称が定められ，都市公園区域である三木総合防災公園と同一名称となった。

第VII章　住民の参画と協働による公園緑地の整備・管理運営における役割・機能

A．本章研究の背景と目的

わが国の公園緑地の整備，管理運営等は，これまで行政・住民とも「行政の責任と役割」の認識のもとに進められてきたといえるが，今後は相互に連携，協働した取り組みが求められている。このため，各地方公共団体の計画づくりでは，住民参加によるワークショップなど積極的に行われてきている。兵庫県でも近年，兵庫県立都市公園（以下「県立公園」）の計画，整備，管理運営等において県民の参画と協働による取り組みを進め，現在，未開園のものも含め 19 県立公園のうち８公園で県民の参画と協働による計画管理運営協議会が機能しており，今後，その他の県立公園においても設立が予定されているが，既に機能している協議会の全体像について，これまで明らかにしたものがない。また，他府県等でのこのような取り組みの事例についてもほとんど研究等がみられないことから，兵庫県における協議会の実態等について明らかにすることは，今後の地方における公園緑地の計画，整備，管理運営等のあり方の参考になるとともに，示唆を与えるもの考えられ，意義あるものと思われる。このため，本章研究では協議会の内容や特性等について把握，整理し実態を明らかにするとともに，分析を試み，今後設立予定の協議会のあり方への方向性について検討，考察することを目的とする。

前田・菅ら[147]は，都市公園をはじめとするみどりのまちづくりへの住民参加の事例の増加について指摘している。また，広く行政を取り巻く住民の社会活動参加の状況変化については，岡本[148]が従来とは異なる「官共私三元論」を提示している。これには，平成７年の阪神・淡路大震災時の全国からのボランティア活動も大きく影響[149]し，このような状況を踏まえて国では平成 10 年，組織的なボランティア活動である民間非営利組織に法人格を認める「特定非営利活動促進法」（以下「NPO 法」）が成立した。

ランドスケープとまちづくりにおける住民参加については，特に近年，日本造園学会学会誌の特集[150)151)]で住民参加事例，手法，課題等多くの議論がなされている。また，都市公園の管理運営では，同学会誌の特集[152]において議論され，山口ら[153]が，公園における行政と市民，市民と市民などの関係性の形成等論点の重要性を指摘している。さらに，日本造園学会全国大会分科会では，公園の管理運営をパークマネージメントとして捉え，取り組み事例，背景，考え方，あり方などパークマネージメントの理論的構築に向けて議論されている[154)155)156)]。

B．研究の方法

本章研究では，県立公園の名称，種別，公園内容の特徴等整備現況と課題等について行政資料等から整理，検討するとともに，県立公園を管理する兵庫県の出先機関である各県民局の土木事務所に設立状況等についてアンケート調査を実施し，協議会の設置要綱・規約等を収集するとともに，これらにもとづき，協議会の名称，設立目的，所掌事務，委員構成，会議開催状況等を整理，分類した。また，その結果について分析し，類型化を試みた。これらを踏まえ，現段階では未設置の県立公園では，今後，どのような協議会設置が望ましいと考えられるかにつ

いて検討，考察した。

C．住民の参画と協働による公園緑地の整備・管理運営の役割・機能

a．公園管理運営協議会の現状と内容

本章研究調査時点の平成 15 年 12 月末現在，県立公園は全 19 公園で，うち 15 公園を開園，供用するとともに，7 公園が整備中である。9 公園が広域公園で，幅広く県民の広域レクリエーション需要等に対応すべく取り組まれていることがわかる。各県立公園は所管する土木事務所が整備，管理するとともに，開園済 15 公園のうち 12 公園は県出資の外郭団体である㈶兵庫県園芸・公園協会に，淡路地区の 3 公園は同じく㈶淡路花博記念事業協会に委託し，管理運営している。

公園の計画，整備，管理運営等については県民の幅広い関わりによるあり方や進め方等が課題といえ，運営等への県民の参画と協働が期待されている状況にあることから，県立公園の設置管理者である県（各土木事務所）では，公園の計画，整備，管理運営等に県民が主体的に参加できる仕組みづくりとして協議会を設立してきており，全 19 公園のうち舞子公園（以下「①舞子」のように表 33 に示す略称で表す）他 8 公園で協議会が設置されている。未設置の 11 公園については，今後設立が計画されている。ここでは，協議会を設置している 8 土木事務所に対して設置状況と内容に関するアンケート調査を実施し（表 34）し，その調査結果について内容等を整理した（表 35）。

b．特性把握と分析・考察

1）特性把握

⑴　名称

①舞子と④甲山は，「管理運営」協議会名となっていない。これは，①舞子は，中国建国の父・孫文ゆかりの国指定重要文化財建築物・移情閣と，松林・明石海峡などの風致景観を活かすとともに，世界最長の吊り橋である明石海峡大橋の橋桁下展望施設の利活用に注目していること，また，④甲山は，公園内の特に地域の自然保護を重視する住民から検討要望が強い北山観察池を当面の対象にしていること，によりそれぞれ名称にその意向を反映していることによるが，実際の内容は公園の管理運営を協議するための組織となっている。

⑵　設置年月

⑭有馬富士の設置が最も早く平成 12 年度であるが，他はこの 2 年間で設置されている。また，⑭有馬富士，⑯丹波並木道は開園前の設置であるが，他はすべて開園（一部開園含む）後の設置であり，ほとんどすべて最近設置されたもので，歴史的には新しいといえる。

⑶　設置目的・所掌事務と段階整理

各協議会は，設置要綱や規約などに基づき設置されていることからこれに基づき設置目的等を整理した。また，各協議会がどの段階に重点を置いているのかを整理することとし，段階の捉え方は，例えば平山[157]が横浜市の事例等から住民参加の一般的な進め方の段階を「発案」「企画」「計画案作成」「意見集約，調整」「設計･施工」「管理･運営」と整理しているが，本章研究では今回の研究対象ケースに即し特性把握を明確にするため表 35 下段のような段階に整理した。今回の研究対象ケースでは目的等および実際の議論内容等から複数の項目に重点があるといえるが，ここでは 2 項目を抽出して特性傾向を見ることが合理的と考えウェイト付けを行い，「より重点を置いている段階」を（◎）とし，そのほかこれに準じるものとしてそれぞれの内容から，1 ～ 3 項目を「重点を置いている段階」（○）として評価した。

⑷　協議会の委員構成等

協議会の委員構成等を分類，整理（表 36）した結果，委員数の平均は 17，8 人であるが，その内訳は学識者，地域団体代表，関係団体代表，個人，行政に分類される。全体として学識者が代表者になり，地元市町も含め県行政が構成員となり，地域団体代表等はそれぞれの公園の事情により異なり選定されているが，⑮淡路佐野については学識者は入っていない。

⑸　個別協議会の内容と特性把握

①舞子および④甲山は，⑴名称の項目で述べた点が特性といえる。②西武庫は，わが国ではじめての交通公園と分区園が整備された公園であるが，開園後約 40 年を経て基本的な施設の更新がなされていないことから，利活用促進とと

表 33　兵庫県立都市公園（当初開園年月順）と計画管理運営協議会の設置状況

（平成 15 年 12 月末現在）

	公園名称[注1]（所在市町）	略称[注2]	種別	公園の特徴	計画面積（ha）	開園面積（ha）	開園年月（当初）	年間利用者数（万人）[注3]	管理土木事務所	管理運営協議会の設置状況	管理受託者[注4]
①	舞子公園（神戸市）	①舞子	風致公園	国重要文化財建物「移情閣」と風致景観	7.6	7.6	M33(1900)年7月	118	神戸	○	HK
②	明石公園（明石市）	②明石	広域公園	明石城址と各種スポーツ・レクリエーション施設	54.8	54.8	T 7 (1918)年4月	263	加古川	—	HK
③	西武庫公園（尼崎市）	③西武庫	地区公園	わが国で始めての交通公園と分区園	7.2	7.2	S38(1963)年12月	52	尼崎	○	HK
④	甲山森林公園（西宮市）	④甲山	広域公園	甲山と周辺の景観，自然環境	110.6	82.6	S45(1970)年11月	93	西宮	○	HK
⑤	播磨中央公園（滝野町）	⑤播磨中央	広域公園	各種スポーツ・レクリエーション施設と自然環境	381.6	164.5	S53(1978)年8月	41	社	○	HK
⑥	神陵台緑地（神戸市）	⑥神陵台	都市緑地	自然環境	2.1	2.1	S54(1979)年11月	※	神戸	—	HK
⑦	西猪名公園（伊丹市・川西市）	⑦西猪名	地区公園	各種スポーツ・レクリエーション施設	6.0	6.0	S57(1982)年4月	24	西宮	—	HK
⑧	淡路島公園（淡路町）	⑧淡路	広域公園	ハイウェイオアシスと自然環境	148.8	74.7	S60(1985)年4月	129	洲本	—	AH
⑨	北播磨余暇村公園（中町）	⑨余暇村	総合公園	自然環境とレクリエーション施設	13.0	13.0	S62(1987)年4月	19	社	—	HK
⑩	赤穂海浜公園（赤穂市）	⑩赤穂	広域公園	各種スポーツ・レクリエーション施設	71.7	71.7	S62(1987)年7月	54	上郡	—	HK
⑪	明石西公園（明石市）	⑪明石西	地区公園	各種スポーツ・レクリエーション施設	6.4	6.4	H 7 (1995)年7月	14	加古川	—	HK
⑫	一庫公園（川西市）	⑫一庫	広域公園	一庫ダムと周辺の景観，自然環境	116.1	48.2	H10(1998)年7月	15	宝塚	○	HK
⑬	灘山緑地（東浦町）	⑬灘山	都市緑地	緑の復元と自然環境・景観	11.3	11.3	H12(2000)年3月	※	洲本	—	AH
⑭	有馬富士公園（三田市）	⑭有馬富士	広域公園	有馬富士と周辺の景観，自然環境	416.3	65.5	H13(2001)年4月	52	三田	○	HK
⑮	淡路佐野運動公園（津名町）	⑮淡路佐野	運動公園	野球・サッカー等の運動施設	29.5	29.5	H15(2003)年5月	※	洲本	○	AH
⑯	丹波並木道中央公園（篠山市）	⑯丹波並木道	広域公園	地域特性あるレクリエーション施設	132.3	※	※	※	柏原	○	—
⑰	三木総合防災公園（三木市）	⑰三木防災	広域公園	平時のスポーツ施設と災害時の防災拠点	202.5	※	※	※	社	—	—
⑱	あわじ石の寝屋緑地（淡路町）	⑱石の寝屋	都市緑地	自然環境	75.4	※	※	※	洲本	—	—
⑲	尼崎の森中央緑地（尼崎市）	⑲尼崎中央	都市緑地	レクリエーション施設と自然環境	18.9	※	※	※	尼崎	—[注5]	—
計	19公園（15市町）		地区3　総合1　運動1　風致1 広域9　都市緑地4		1812.1	645.1	明治期1，大正期1，昭和期8，平成期5，未開園4	874	10土木事務所	設置済8	HK 12 AH 3

注1）公園名称は，正式にはすべて各公園名の前に「兵庫県立」がつくがここでは省略。以下，同じ。また，公園名称前の番号はここでは当初開園年月順に便宜的につけている（ただし，未開園公園については，事業着手年度の古いものから）。以下，同じ

注2）略称は，本文中で使用のため，便宜的に設定した

注3）平成 14（2002）年度の年間利用者数。ただし，開園済み公園のうち，※印の公園については特に把握していない

注4）管理委託先の略称は次のとおり。HK：㈶兵庫県園芸・公園協会，AH：㈶淡路花博記念事業協会

注5）尼崎の森中央緑地については「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」（平成 14（2002）年 8 月設立）があるが，必ずしも本公園で取り扱う管理運営協議会ではないことから，ここでは省略した

注6）公園名称の番号にハッチがついた公園は現在，整備中の 7 公園

表 34　兵庫県立都市公園における計画管理運営協議会の設置状況・内容調査

調査時期	平成15（2003）年12月
調査対象	神戸土木事務所(舞子公園)，尼崎土木事務所(西武庫公園)，甲山森林公園(西宮土木事務所)，社土木事務所(播磨中央公園)，宝塚土木事務所(一庫公園)，三田土木事務所(有馬富士公園)，洲本土木事務所（淡路佐野運動公園)，柏原土木事務所（丹波並木道中央公園）　計 8 土木事務所
調査内容	1．協議会の名称 2．協議会の設置年月日 3．協議会の設置要綱，規約，要領等の内容 4．協議会委員の構成（学識者，地域団体代表，行政関係者等の別)，人数 5．協議会委員名簿 6．代表者名（会長または委員長等） 7．主な議論内容等 8．運営業務受託コンサルタント名

もに再整備計画の策定を目的としている点が他と特に異なっている。

⑤播磨中央は，全体計画面積約 380 ha のうち開園区域が約 4 割強にとどまっていることから，未整備区域の整備方針検討を行うことを目的としていること，⑫一庫は，一庫ダム湖周辺の自然環境を活かした公園であるが，その自然環境の利活用とボランティア活動の支援などを目的としていること，⑮淡路佐野は運動公園であることから運動施設の具体的な利用調整とスポーツ大会等の誘致を目的としている点などに特性を見出せる。

⑭有馬富士については，県立人と自然の博物館（以下「人博」）の藤本[158]が協議会の経緯，活動内容等の取り組みと公園運営における参画と協働について論じている。ここでは人博のバックアップ体制，連携により開園 2 年前から住民参加型公園運営の方向性が議論，定められ，協議会がスタートしている。また，初動期の基本方針を，住民主体行政支援，住民グループによる分権型運営，現場密着型の部会運営としている。さらに，独立した自主運営組織の設立をめざすなど，公園の管理運営における人づくり，組織づくり等の役割を充分に果たしつつあるといえる。この協議会は，人博の中瀬勲副館長をはじめ，館員がコアとなるとともに牽引者となっていることも他の協議会とは異なり大きな特徴といえる。

⑯丹波並木道は，昭和 63 年度事業着手したが，用地取得と文化財調査に時間を要し本格的整備が大幅に遅れたことなどから，計画，整備の見直しおよび利用等のあり方等を協議会により進めようとしている。この協議会では，つくる，まもる，森を活かす，つかうの機能を官民一体で役割分担を明確にしつつ組織化し，体制づくりを進める，いわゆるパークマネージメントの考え方を打ち出している。また，この協議会も将来的に住民が主体的に活動するのに適し，関係者がより柔軟に情報交換，協議・調整できる「森の円卓会議」という場への移行[159]をイメージしている。さらに，他の協議会が造園コンサルタントへの委託もしくは土木事務所が直営で協議会運営を行っているのに対して，地域活動の母体として特徴的な㈶丹波の森協会が作業の受託者となっている点が他と異なっている。

2）分析と考察

(1)　表 35 下段の段階分類から，すべて開園後の管理，運営，利用促進に重点があるものの未開園である⑯丹波並木道や，一部開園済でも未開園区域を抱える⑤播磨中央，⑭有馬富士は計画および整備に重点があり，また，③西武庫は再整備に重点がある点が特に他と異なっている。

(2)　公園の計画時期，経緯，施設内容等と協議会の目的や設置時期により特性に差異はあるが一定の類型化が可能といえる。すなわち，⑯丹波並木道のように「計画･整備」に重点（「タ

表 35　兵庫県立都市公園の計画管理運営協議会の設置内容と特性　（平成 15 年 12 月現在）

公園名称(略称)		①舞子	③西武庫	④甲山	⑤播磨中央	⑫一庫	⑭有馬富士	⑮淡路佐野	⑯丹波並木道
協議会名称注1)		『利用活性化懇談会』	『管理運営協議会』	『北山観察池検討委員会』	『管理運営協議会』	『運営協議会』	『運営・計画協議会』	『管理運営協議会』	『計画協議会』
協議会の設置年月		平成14年10月	平成14年11月	平成15年10月	平成15年11月	平成14年11月	平成13年４月	平成15年11月	平成15年８月
設置目的 注2)		利用促進方策，管理運営等について協議を行うこと。	公園施設の再整備対応のため，県民の参画と協働により，公園の利活用及び住民参加型の維持管理を目的とした公園整備計画を策定すること。	北山観察池周辺の環境保全とレクリエーション利用の調和を図ったあり方について検討し基本方針をまとめること。	県民の参画と協働による公園の管理運営をめざし，管理運営のあり方検討，未整備区域の整備方針検討等をおこなうこと。	住民参画型の公園として，管理運営方法について協議し，公園管理者に提言すること。	県民参画型の公園計画及び管理運営について協議し，管理者に助言すること。	利用促進方策，管理運営等について関係者相互間で協議を行うこと。	県民参画型の公園をめざすため，公園の計画策定について協議を行うこと。
協議会の所掌事務 注3)		1）利用促進方策 2）管理運営方針のあり方検討	1）公園の整備基本計画策定 2）管理運営方針の検討	1）北山観察池利用の基本方針検討 2）その他	1）公園の管理運営のあり方検討 2）未整備区域の整備方針検討 3）県民の参画と協働への具体的方策検討 4）その他	1）公園の管理運営 2）住民参画への具体的方策 3）その他 4）公園利用に関するボランティア活動の支援	1）公園の管理運営 2）１期区域の整備のあり方検討 3）県民参画への具体的方法 4）その他	1）各種スポーツ大会等の誘致及びイベントの企画等利用促進 2）運動施設の利用調整 3）施設の管理に関すること	1）公園の計画策定 2）２期区域を含む未整備区域のあり方検討 3）その他
協議会の構成等（(　)内は人数）		学識者(5)，地域団体代表(4)，行政(3)，県外郭団体(1)，計13人	学識者(2)，地域団体代表(7)，個人(2)，行政(6)，県外郭団体等(2)，計19人	地域団体代表(11)，関係団体代表(9)，行政(1)，県外郭団体(2)，計23人	学識者(1)，地域団体代表(1)，個人(9)，行政(3)，県外郭団体(1)，計15人	学識者(1)，個人(10)，行政(3)，県外郭団体(3)，計17人	学識者(5)，関係団体代表(1)，個人(4)，行政(5)，県外郭団体(2)，計17人 別途部会（コーディネーション部会，場所づくり部会）	地域団体代表(1)，関係団体代表(8)，個人(4)，行政(4)，県外郭団体(1)，計18人 別途部会（野球管理運営部会，サッカー管理運営部会）	学識者(2)，地域団体代表(1)，関係団体代表(2)，個人(2)，行政(6)，計13人 別途部会（計画部会，管理運営部会）
協議会等の目的，所掌事務の特性	計画						○		◎
	整備				◎		◎		◎
	維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○
	運営管理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
	利用促進	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○
	再整備		◎						

注１）正式名称には，各協議会名称の前にそれぞれ公園名がつく
注２），３）ここでは設置目的，所掌事務等の内容は，それぞれ協議会の設置要綱，規約等に基づいて記述しているが，現実には幅広い議論がなされている
注４）特性の類似性を持つと判断されるものをハッチにより整理した

イプⅠ」），⑤播磨中央，⑭有馬富士のように「整備・運営」に重点（「タイプⅡ」），①舞子，④甲山などのように「運営・利用促進」に重点（「タイプⅢ」），③西武庫のように「再整備」に重点がある（「タイプⅣ」），の４タイプに分類できる。

(3)　このことは，今後設立予定の他の県立公園等における協議会の当面の設立目的や役割の重点をどの段階に置くかを考える場合，有効であり，既開園・未開園の状況，現在の整備状況や整備内容等によりタイプ分類に当てはめて考えることが可能であり（表 37），重点の置き方に一応の目安，示唆を与えるものと考えられる。

(4)　協議会の委員構成等からは，学識者，地域団体代表，関係団体代表，個人（公募等），行政（県，市町等）のバランスを取った委員構成や，学識者が代表者になるという定形は見出せるが，内容的には個々の特殊事情によっており類型化できるような傾向は見出せない。

(5)　県民の自主性・主体性を期待して協議会を発展的に考えている⑭有馬富士および⑯丹波

表 36　兵庫県立都市公園の計画管理運営協議会の構成等の状況　（平成 15 年 12 月現在）

公園名称（略称）			①舞子	③西武庫	④甲山	⑤播磨中央	⑫一庫	⑭有馬富士	⑮淡路佐野	⑯丹波並木道
協議会名称			『利用活性化懇談会』	『管理運営協議会』	『北山観察池検討委員会』	『管理運営協議会』	『運営協議会』	『運営・計画協議会』	『管理運営協議会』	『計画協議会』
構成員人数			13	19	23	15	20	17	18	13
上記内訳	学識者	造園・園芸系	1	1	0	0	1	2	0	1
		都市計画・建築系	1	1	0	0	0	2	0	1
		その他	3	0	0	1	0	1	0	0
	地域団体代表	自治会	2	4	11	1	0	0	1	0
		婦人会	2	0	0	0	0	0	0	0
		老人会	0	0	0	0	0	0	0	0
		子供会	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	学校 3	0	0	0	0	0	商工会 1
	関係団体代表	園芸・緑化系	0	0	2	0	0	0	0	1
		自然保護系	0	0	6	0	0	1	0	0
		青少年，スポーツ系	0	0	1	0	0	0	8	0
	個人	地域ビジョン委員	0	2	0	5	0	0	4	0
		一般公募等	0	0	0	4	10	4	0	2
	行政	県	2	3	1	2	3	3	3	3
		地元市町	1	3	0	1	2	2	1	3
		外郭団体等	HK1	HK 1 公団 1	HK 2	HK 1	HK 3 水公団 1	HK 2	AH 1	HK 1
上記代表者（会長又は委員長）			学識者（建築）	学識者（都市計画）	NPO 法人理事長	学識者（生活環境計画）	学識者（植物生態）	学識者（造園）	なし	学識者（造園）
受託コンサルタント機関			造園コンサルA社	造園コンサルA社	造園コンサルB社	造園コンサルC社	なし	造園コンサルA社	なし	㈱丹波の森協会

注 1）外郭団体等の略称は次ぎのとおり。HK：㈱兵庫県園芸・公園協会，AH：㈱淡路花博記念事業協会，公団：都市基盤整備公団，水公団：水資源公団

注 2）構成員の内訳で該当するものをハッチで示した

2 以上のハッチ　　1 のハッチ

表 37　兵庫県立都市公園の計画管理運営協議会の特性分類と今後設立予定公園の分類

特性（より重点を置く項目）	公園名	タイプ	今後設立予定公園名
計画・整備	⑯丹波並木道	I	⑲尼崎中央 ⑱石の寝屋
整備・運営	⑤播磨中央 ⑭有馬富士	II	⑰三木防災
運営・利用促進	①舞子，④甲山 ⑫一庫，⑮淡路佐野	III	②明石，⑥神陵台 ⑦西猪名，⑨余暇村 ⑩赤穂，⑪明石西，⑬灘山
運営・再整備	③西武庫	IV	

並木道の協議会の例が今後に多くの示唆を与えると考えられる。具体的には，リーダシップのとれる人材，めざすべき方向性の明確さ，体制づくり等であり，両ケースの場合は，人博のバックアップ体制等に負うところが大きい。

(6)　全体に近年のここ数年に設立され，既に

計画づくり，一部整備等が進んだ段階での設立が多く，今後，新たな県立公園を企画段階から取組む場合の県民の参画と協働による協議会のあり方については今回の調査結果からは充分な把握ができないことから，そのあり方については別途の検討が必要であると思われる。

D．ま　と　め

本章研究において，対象の兵庫県における県立公園の協議会の設置状況等からは，以下のようなことが明確となった。

⑴　県立公園の協議会の設置目的，役割の重点の置き方について類型化でき，今後設立する協議会に方向性の示唆を与えることができた。

⑵　協議会の委員構成には，学識者，地域団体代表，関係団体代表，個人（公募等），行政（県，市町等）の構成バランスがみられ，学識者が代表者という定形は見出せるものの，類型化できるような傾向はない。

⑶　⑭有馬富士および⑯丹波並木道の協議会の事例は，住民の主体性・自主性を生かした組織づくり等を志向しており，今後の管理運営協議会のあり方に示唆を与える先進的事例といえる。

⑷　新たな企画づくりから取組む場合の県民の参画と協働による協議会のあり方については，今後，さらに別の検討が必要である。

県民の参加と協働による県立公園づくりの目的は，結局は県民ニーズに対応した楽しまれ，喜ばれる公園を県民と行政が連携してつくりあげることにあるといえる。言い換えると，公園緑地への住民の参画と協働は，公園緑地に対する計画，整備に対するニーズの把握や情報公開の機会，利活用の促進，花と緑のまちづくり活動への参画機会の提供などの機能・役割を担っているということができる。管理運営協議会は，これらの機能を具体化するひとつの手法であり，その意味ではこれをきっかけとして実行ある，効果的に機能する組織，体制づくり，県民の自主的，自立的な公園運営の姿が描けるが，これらは県民と行政の一層の連携，協働のうえに成り立つものと考える。

しかしながら，今回の調査対象の管理運営協議会は，現状からは個々の土木事務所の事情，状況により設立し，活動している状況であり，全体としての統一性，考え方の確立という点においては，充分とはいえない。また，全体のネットワーク等連絡，連携，情報交換等による内容のレベルアップ等が今後の課題といえる。

第VIII章　公園緑地整備における地域への経済波及効果分析

A．本章研究の背景と目的

公園緑地は，一般的に自然的な条件に係る役割・機能と社会的な条件に係る役割・機能に分けて考えられるが，社会的な条件に係る役割・機能に着目すると，経済的，経営的な側面も明らかに考慮されるべきものと認識される。しかし，実際にどのような活動，行為に対してどのような経済的側面の効果があるのかについての調査，研究はほとんどなされていないといえる。これは，公園緑地に関わる行為については感覚的側面やデザイン・芸術的なものという側面を強調する考え方が強く，社会活動行為からの緑の価値の把握という議論があまりにも少なかったことに起因するものと思われる。

また，都市公園も従前は日常的に身近な公園の利用や歴史的な資産保全の活用などが主であったが，近年の広域レクリエーション重要への対応に伴う広域公園など大規模公園の整備が推進されてきたことなどから，今後はこれらがもつ地域影響の側面の調査，研究の取り組みは意義あるものと考えられる。

さらに，近年，都市公園においても，公共事業投資の事業効果，事業評価の視点から，投資額と効果額の測定など，効率性，透明性，公開性を確保する必要が高まっていることなども考慮すると，公園緑地についても，経済効果についての実証的研究は一層重要で，意義あるものと思われる。

本章研究[注1)]は，近年の地方における公園緑地整備においての経済効果的側面の役割・機能に着目するものとし，ここでは特に，兵庫県における整備事例を取り上げ，地域への経済波及効果について具体的に把握し実証することを目的とする。その手法としてここでは地域産業連関表を用い推計する。

これまで都市公園整備の地域への経済効果についての研究はほとんどみられなかったが，近年，建設省（現国土交通省，以下同じ）を中心に五箇年計画，国営公園整備に関連した調査研究が行われている。

塩島[5)6)]は，産業連関分析により，都市公園整備の地域経済における波及効果を明らかにし，地域振興あるいは地域開発の視点からの配置計画論の必要性を提言している。建設省公園緑地課[160)]は，昭和 53（1978）年，オイルショック後の景気浮揚対策として地方公共団体に対して実施した調査をもとに都市公園事業の経済効果について報告している。また，同じく建設省公園緑地課[161)162)]が，昭和 60 年度から 62 年度の 3 ヵ年わたって行った都市公園整備長期計画調査がある。ここでは，第 4 次五箇年計画（昭和 61 年度から平成 2 年度まで）の総投資額の経済波及効果分析を行っている。国営公園の整備による経済効果の調査研究では，国営みちのく杜の湖畔公園[163)]，国営武蔵丘陵森林公園[164)]，国営昭和記念公園[165)]，国営常陸海浜公園[166)]の事例がある。

その他，都市公園を主たる目的としたものではないが，これをも含めた公共投資関連の経済効果等の研究には，神戸市の公共投資の実証的・総合的な調査研究を行った㈶神戸都市問題研究所の研究報告[167)]や，農村地域の公共投資の実態及び波及効果を分析した総合研究開発機構の研究[168)]がある。また，文化施設の経済効果の把握事例として，国立民族学博物館の経済波及効果，社会的便益を分析した総合研究開発機構の調査研究[169)]，さらに，琵琶湖博物館の経済的・文化的・社会的効果の研究[170)]において，産業連関表による分析を行っている。

以上は，既存の地域経済波及効果に関する調査研究論文等の概要であるが，なかでも都市公園整備の経済波及効果については国おける中長期計画の策定や国営公園などの整備においてのものであり，都道府県等地方公共団体における近年の都市公園整備における地域経済波及効果についての研究はほとんど見当たらず，また，その立地地域との関係から，地域振興，地域活性化への影響，効果について論じた都道府県における都市公園整備についての調査研究も見当たらない。

B．研究の方法

既存の調査研究の成果，手法等を踏まえ，兵庫県がはじめて本格的な広域公園として取り組み，県中央部の滝野町に整備した兵庫県立播磨中央公園（以下「播磨中央公園」）を事例として，都市公園整備の経済波及効果分析を行う。このため，播磨中央公園の整備費等を把握するとともに，兵庫県産業連関表を用い兵庫県経済への波及効果を計測した。そして，この結果について国営公園等の既存結果等との比較検討を行い，その内容の分析を行った。

C．兵庫県立播磨中央公園整備の地域経済波及効果分析

a．兵庫県立播磨中央公園の概要

播磨中央公園は兵庫県の中央部，加東郡滝野町に位置（神戸市中心部より約 35 km）し，中国縦貫自動車道滝野社インターチェンジから西北方向約 4 km にある兵庫県が整備を進めている広域公園である。本公園計画の端緒は昭和 40 年代中頃に始まるが，県中央内陸部を東西に横断するナショナルプロジェクトとして建設が進められていた中国縦貫自動車道建設を，従来の産業道路としてではなく，自然と文化の地域社会の創造と位置付け，当時の兵庫県知事坂井時忠[171)]は，特色あるプロジェクトを計画した〝緑の回廊構想〟を打ち出した。播磨中央公園はこのプロジェクトの中核施設として位置付けられた。昭和 48 年度に事業着手したが，これは，佐藤[172)]により全国的にみても本格的に早く取り組まれた広域公園のひとつに取り上げられた。

播磨中央公園は，全体計画面積が 381.5 ha と広大で，滝野町区域の約 1 / 5 を占めるが，第一期計画 181.5 ha で事業着手した。昭和 53 年，野外ステージ，芝生広場，野球場，テニスコート，駐車場等約 30 ha を一部開園し，その後，順次各種施設の整備を進め，事業推進が図られている[注2)]。

昭和 48 年度から平成 6 年度まで全体で約 160 億円が投資された（表 38）。また，管理運営については㈶兵庫県公園協会（現㈶兵庫県園芸・公園協会。以下「公園協会」）に委託し行われ，管理事務所職員数および経年の維持管理費

表 38　兵庫県立播磨中央公園投資事業費（昭和 48 年度から平成 6 年度まで）　（単位：千円）

年度	a．本工事費	b．用地費	c．補償費	d．測量試験費	e．工事費計（a＋b＋c＋d）	f．事務費	g．事業費	h．事業費の内訳		i．㈶兵庫県公園協会投資事業費
								補助事業費	県単独事業費	
昭和48	47,467	379,795	0	4,848	432,110	12,890	445,000	430,000	15,000	0
49	5,860	435,000	0	6,440	447,300	14,700	462,000	450,000	12,000	0
50	93,939	408,533	0	3,966	506,438	16,562	523,000	518,000	5,000	0
51	80,434	475,362	0	10,023	565,819	18,000	583,819	560,000	23,819	0
52	581,659	565,402	73,118	11,957	1,232,136	35,864	1,268,000	1,118,000	150,000	0
53	324,115	867,635	5,082	9,515	1,206,347	35,653	1,242,000	1,180,000	62,000	0
54	216,926	940,417	0	7,418	1,164,761	33,239	1,198,000	1,120,000	78,000	0
55	161,163	1,039,473	0	3,236	1,203,872	31,128	1,235,000	1,142,000	93,000	0
56	231,965	824,646	0	12,012	1,068,623	28,977	1,097,600	920,000	177,600	0
57	558,635	821,672	0	18,115	1,398,422	34,785	1,433,207	920,000	513,207	259,483
58	100,609	795,607	0	9,524	905,740	20,954	926,694	872,000	54,694	0
59	104,157	329,355	0	9,262	442,774	19,226	462,000	419,000	43,000	0
60	217,131	0	0	3,630	220,761	9,239	230,000	140,000	90,000	0
61	258,070	52,793	0	19,947	330,810	12,390	343,200	160,000	183,200	0
62	451,974	0	0	22,843	474,817	17,223	492,040	280,000	212,040	0
63	419,224	27,178	0	36,100	482,502	26,840	509,342	320,000	189,342	0
平成元	258,755	178,306	12,862	27,573	477,496	21,504	499,000	375,000	124,000	0
2	529,930	10,348	0	14,590	554,868	34,132	589,000	270,000	319,000	0
3	357,392	0	0	19,114	376,506	24,144	400,650	240,000	160,650	0
4	488,104	0	601	47,436	536,141	31,300	567,441	420,000	147,441	0
5	871,685	0	0	100	871,785	31,500	903,285	700,000	203,285	0
6	412,307	96,041	17,100	84	525,532	15,985	541,517	269,700	271,817	0
計	6,771,501	8,247,563	108,763	297,733	15,425,560	526,235	15,951,795	12,823,700	3,128,095	259,483

注 1）兵庫県，㈶兵庫県公園協会資料による
注 2）ｉ．㈶兵庫県公園協会投資事業費は，㈶自動車振興会の補助等によるサイクルランド整備事業費
注 3）建設工事費は，ａ＋ｉ＝7,030,984 千円
注 4）用地補償費は，ｂ＋ｃ＝8,356,326 千円

表 39　兵庫県立播磨中央公園管理事務所職員数の推移　（単位：人）

	全職員数	うち滝野町在住者
昭和53年度	17	不明
58年度	21	〃
63年度	23	〃
平成 5 年度	35	16
6 年度	35	18
7 年度	35	17

注）㈶兵庫県公園協会資料による

は表 39，表 40 のとおりで，また，年間利用者数は約 42 万人となっている。

ｂ．整備に伴う経済効果分析と分析結果

1）用地買収

播磨中央公園の用地買収については，昭和 48 年から 53 年頃までにほとんどが終了しているが，その用地買収資金の流動先については，全く調査されておらず不明である。このためここでは，播磨中央公園の用地買収と同時期に行われた塩島の研究結果（以下「塩島論文」）の内容から，播磨中央公園の用地買収資金の流動先について推定を試みる。

塩島論文では，昭和 51，52 年度に全国約 270 箇所の都市公園の用地買収事例 800 件について，用地買収費として土地所有者に支払われた資金がどのように流動し，２次投資が行われたかを調査している[173]。この調査対象には広域公園が含まれず，また，既成市街地の用地買収事例に限定していることなど限定条件も多いが，播磨中央公園の買収時の土地利用がほとんど山林，雑種地，原野などで塩島論文の応用が可能と思われることから，この点に注目してみる。

都市公園用地買収費における従前の土地利用と流動性および使途別流動性についての結果（表 41，表 42）から，山林･その他を買収した時には直接流動資金が高く，一般消費の割合が高くなっている[174]。また，住宅建設，住宅用地，事業所建設，事業所用地について 2 次投資先の土地についてみると，６割が同一市町村内で投

表 40　兵庫県立播磨中央公園の維持管理費の推移

年度	管理(開設)面積（ha）	維持管理費（千円）	m² 当たり維持管理単価（円）
昭和53	30.0	19,000	63.0
54	30.0	22,000	73.0
55	30.0	48,667	162.0
56	30.0	52,441	174.0
57	30.0	60,870	203.0
58	30.0	56,799	95.0
59	60.0	62,012	103.0
60	60.0	74,943	125.0
61	60.0	74,458	124.0
62	85.0	75,000	88.0
63	85.0	86,000	101.0
平成元	85.0	100,000	118.0
2	91.7	108,654	118.0
3	91.7	131,809	144.0
4	91.7	134,102	146.0
5	91.7	140,958	153.0
6	91.7	146,604	160.0
7	92.0	152,988	166.0
計		1,547,305	

注）兵庫県資料による

資され，特に，地方圏ではその割合が 85％となり，地域に再投資される割合が非常に高くなっている[175]。これらの結果から，播磨中央公園の用地買収の資金流動先を推定する(表 43)。土地所有者の多くが在住する滝野町のヒヤリングにおいても，住宅の新築，改築，設備購入等への流動の指摘もあり可能な推定と判断される[注3)]。

次に，ここでは「平成 2 年（1990 年）兵庫県産業連関表」[176] に基づき，消費支出が兵庫県経済にもたらした生産波及効果を推計する。

平成 2 年度価格で用地費は，10,810 百万円であるから，消費への流動額は，10,810×40％＝4,324 百万円となる。兵庫県産業関連表による民間消費支出の生産誘発係数は，合計で 0.824114[177] であることから，県内への生産波及額は 4,324×0.824114＝3,563 百万円となり，生産波及効果は 0.82 倍と推計できる。

2）施設整備

以下では，播磨中央公園の施設整備に伴う地域経済効果として，産業連関表に基づく推計を行うとともに，この結果について，既存研究結果や兵庫県における他の公共事業等の推計結果

表 41　都市公園用地買収における従前土地利用と流動性

	非流動 百万円（%）	流動 直接流動 百万円（%）	流動 間接流動 百万円（%）	合計 百万円	合計 (%)	
都市的土地利用	164（ 1.5）	2,737（24.7）	8,171（73.8）	11,072	(100.0)	(46.8)
農地	1,165（18.7）	2,310（37.1）	2,758（44.2）	6,233	(100.0)	(26.3)
山林	516（ 9.3）	2,857（51.7）	2,157（39.0）	5,530	(100.0)	(23.4)
その他	21（ 2.5）	710（84.9）	105（12.6）	836	(100.0)	(3.5)
計	1,866（36.4）	8,614（36.4）	13,191（55.7）	23,671	(100.0)	(100.0)
山林・その他計	537（ 8.4）	3,567（56.0）	2,262（35.5）	6,366	(100.0)	(26.9)

注）塩島大（1982）：「みどりの挑戦」鹿島出版会，p.136 より引用，一部追加作成

表 42　都市公園用地買収における従前土地利用と使途別流動性

	住宅資金 百万円（%）	事業所資金 百万円（%）	貯蓄 百万円（%）	消費 百万円（%）	その他 百万円（%）	計 百万円	計 (%)	
都市的土地利用	3,521（31.8）	3,165（31.8）	164（ 1.5）	930（ 8.4）	3,292（29.7）	11,072	(100.0)	(46.8)
農地	2,153（34.5）	1,147（18.4）	1,165（18.7）	771（12.4）	997（16.0）	6,233	(100.0)	(26.3)
山林	499（ 9.0）	1,919（34.7）	515（ 9.3）	1,886（34.1）	710（12.9）	5,530	(100.0)	(23.4)
その他	127（15.2）	49（ 5.9）	21（ 2.5）	568（67.9）	71（ 8.5）	836	(100.0)	(3.5)
計	6,300（26.6）	6,280（26.5）	1,866（ 7,9）	4,155（17.6）	5,070（21.4）	23,671	(100.0)	(100.0)
山林・その他計	626（ 9.8）	1,968（30.9）	537（ 8.4）	2,454（38.5）	781（12.3）	6,366	(100.0)	(26.9)

注）塩島大（1982）：「みどりの挑戦」鹿島出版会，p.136 より引用，一部追加作成

表 43　兵庫県立播磨中央公園用地買収における資金流動先

流動先項目	割合（%）
住宅・事業所資金	40
貯蓄	10
消費	40
その他	10
計	100

との比較を行い考察した。

① 兵庫県産業連関表を用いての波及効果分析

推計にあたっては，工事発注設計図書や工事請負業者の資材発注伝票等から資材量，金額を算出して経済波及効果を推計することが，より現実の需要に則した方法と考えられるが，実際には，設計図書の取り扱い，保存年限等制約条件も多いことなどから，これらの数値を把握することが不可能である。したがって，ここでは，把握できた建設工事費を用いて推計した。また，推計にあたっては「平成 2 年（1990 年）兵庫県産業連関表」を用いて，兵庫県経済への波及効果を分析した。

条件整理は以下のとおりである。

⑴ 播磨中央公園の用地補償費，測量試験費，事務費を除く建設工事費（請負工事費）を把握（昭和 48 年度から平成 6 年度まで）した（表 38）。

⑵ 建設デフレータ（全国）を用い，上記建設工事費を平成 2 年価格に修正した（表 44）。

⑶「平成 2 年（1990 年）兵庫県産業連関表」では，住宅・道路・港湾・公園等の建設工事の種別別投入構造が明らかになっていない。このため，ここでは，播磨中央公園建設工事を兵庫県の建設事業の一つであるという視点から捉え，兵庫県における建設業全体の投入構造と同じとして，兵庫県産業連関表の「建設部門」の「投入係数」を使用した。

表 44　兵庫県立播磨中央公園投資事業費（デフレーター処理）　（単位：千円）

年度	公園・デフレーター	a 本工事費	b 用地費	c 補償費	d 測量試験費	e 工事費計（a＋b＋c＋d）	f 事務費	g 事業費（e＋f）	i (財)兵庫県公園協会投資事業費
昭和48	48.3	98,275	786,325	0	10,038	894,638	26,687	921,325	0
49	59.4	9,865	732,323	0	10,842	753,030	24,747	777,777	0
50	60.4	155,528	676,379	0	6,567	838,474	27,421	865,895	0
51	63.2	127,269	752,155	0	15,859	895,283	28,481	923,764	0
52	67.3	864,278	840,122	108,645	17,766	1,830,811	53,290	1,884,101	0
53	72.8	445,213	1,191,806	6,981	13,070	1,657,070	48,974	1,706,044	0
54	81.0	267,810	1,161,009	0	9,158	1,437,977	41,036	1,479,013	0
55	88.5	182,105	1,174,546	0	3,656	1,360,307	35,173	1,395,480	0
56	89.4	259,469	922,423	0	13,436	1,195,328	32,413	1,227,741	0
57	88.6	630,514	927,395	0	20,445	1,578,354	39,261	1,617,615	292,870
58	88.0	114,328	904,099	0	10,823	1,029,250	23,811	1,053,061	0
59	89.6	116,247	367,584	0	10,336	494,167	21,458	515,625	0
60	89.2	243,420	0	0	4,070	247,490	10,358	257,848	0
61	89.2	289,316	59,185	0	22,362	370,863	13,890	384,753	0
62	90.7	498,318	0	0	25,185	523,503	18,989	542,492	0
63	92.5	453,215	29,382	0	39,027	521,624	29,016	550,640	0
平成元	97.2	266,209	183,442	13,233	28,367	491,251	22,123	513,374	0
2	100.0	529,930	10,348	0	14,590	554,868	34,132	589,000	0
3	103.0	346,983	0	0	18,557	365,540	23,441	388,981	0
4	104.4	467,533	0	576	45,436	513,545	29,981	543,526	0
5	104.6	833,351	0	0	95	833,446	30,115	863,561	0
6	105.5	390,812	91,034	16,209	80	498,135	15,152	513,287	0
計		7,589,988	10,809,557	145,644	339,765	18,884,954	629,949	19,514,903	292,870

注 1）デフレーター（公園）は，建設省建設経済局調査情報課資料。平成 2 年＝100 とする
注 2）用地費，補償費，測量試験費，事務費を除いた投資事業費は，7,882,858 千円となる

⑷　波及効果の分析には 34 部門表を用い，①建設工事の原材料による波及効果，②建設工事の付加価値による波及効果，の 2 段階に分けて行った。

⑸　粗付加価値については，雇用者所得の消費への転換比率に「平均消費性向（75%）」[注4] を用いた。

⑹　分析の対象を第 2 次間接波及効果までとした。

以上を踏まえた推計結果から，播磨中央公園の建設投資 78.8 億円は，全体として県内に当初需要の 1.52 倍の生産額 119.7 億円を誘発したことがわかる（図 29，表 45）このうち粗付加価値誘発額は 59.6 億円で，さらにこのうち雇用者所得誘発額は 32.5 億円で，雇用者誘発数は 704 人であった。

②　建設部門分析用産業関連表を用いての波及効果分析

建設省の「平成 2 年（1990）建設部門分析用産業連関表」[178] では，建設部門を 68 部門に分類し，このなかの「公共事業」に「59 公園（国および地方公共団体の行う公園および緑地保全事業）」部門が設けられ，取引額表，投入係数表，生産誘発額表等の諸表が作成されている。また，建設部門の分析用に，建設工事投入構造を明確にするため，主要資材を特掲し，それ以外の財をくくった形で分類した，内生 62 部門，粗付加価値 6 部門からなる特別分類部門体系を作成している。そこで，ここではこの特別分類建設部門投入係数の公園部門[179] に着目する。これは，あくまでも全国ベースでの投入構造であり，兵庫県の公園事業の財別構成を示すものではないが，ここでは，これが公園事業の資材投入構造を最も特徴的に捉えているものであり，播磨中央公園もこれと同じ投入構造であるとして，①で推計した手順の直接効果の投入係数と粗付加価値率に，この建設部門投入係数表・公園部門の数値を採用する。

「平成 2 年（1990 年）兵庫県産業連関表」が 34 部門であることから，部門統合を行って使用した（図 30）。その他については，先に推計した手順，手法等を同様とし，推計の結果，播磨中央公園の建設投資 78.8 億円は，県内に，当初需要の 1.51 倍の生産額 119.1 億円を誘発し，①で算出した結果とほぼ同様の結果になった（表 46）。このうち粗付加価値誘発額は 56.4 億円で，さらにこのうち雇用者所得誘発額は 32.3 億円で，雇用誘発数は 712 人となった。

①と②の結果を比較すると，投入係数について各部門の数値に差は見られるものの，合計ではほぼ近い数値であるともいえることから，同様の結果を導いたものといえ，兵庫県の建設部門と建設省把握の公園事業部門の投入構造を用いた推計結果では生産誘発効果はほぼ同じといえる。

c．分析評価

以上の結果について，都市公園の既存研究の推計結果と比較する（表 47）と，今回の播磨中央公園の結果は，既存研究の結果と比較してやや低い数字となるが，今回の場合，兵庫県内への波及効果のみを推定しているものであること，および兵庫県における産業連関構造の特徴として県内での自給率が低く，県外での取引が多いこと，原材料投入率が低いことなどが考えられる。既存研究との時間的な差も大きいともいえ，また，個々の推計条件についても一様ではないことも要因と考えられる。

兵庫県における産業連関表による生産波及効果（全産業平均）は経年的に低下傾向にあることが指摘[180] されており，事実，公共投資 100 億円の生産波及効果の推計においても，昭和 60 年では 1.80 倍[181]，平成 2 年では 1.52 倍[182] となっている。

一方，全国的な傾向をみると，建設省は昭和 62 年度以降各年の事業毎の工事着工額における生産誘発効果の推移を明らかにしているが，それでは事業合計ではわずかではあるが減少傾向を示すものの，公園・下水道事業では 1.97 前後で安定した誘発効果を示している[183]。また，建設工事の事業毎の規模別生産誘発係数を示しているが，平成 2 年の事業毎の合計では公園事業は 2.0901 で海岸事業に次いで高い値を示している[184]。

これらから，公園事業そのものは，全国的レベルでは高い生産誘発効果をもつものといえるが，今回の播磨中央公園の研究結果においては，

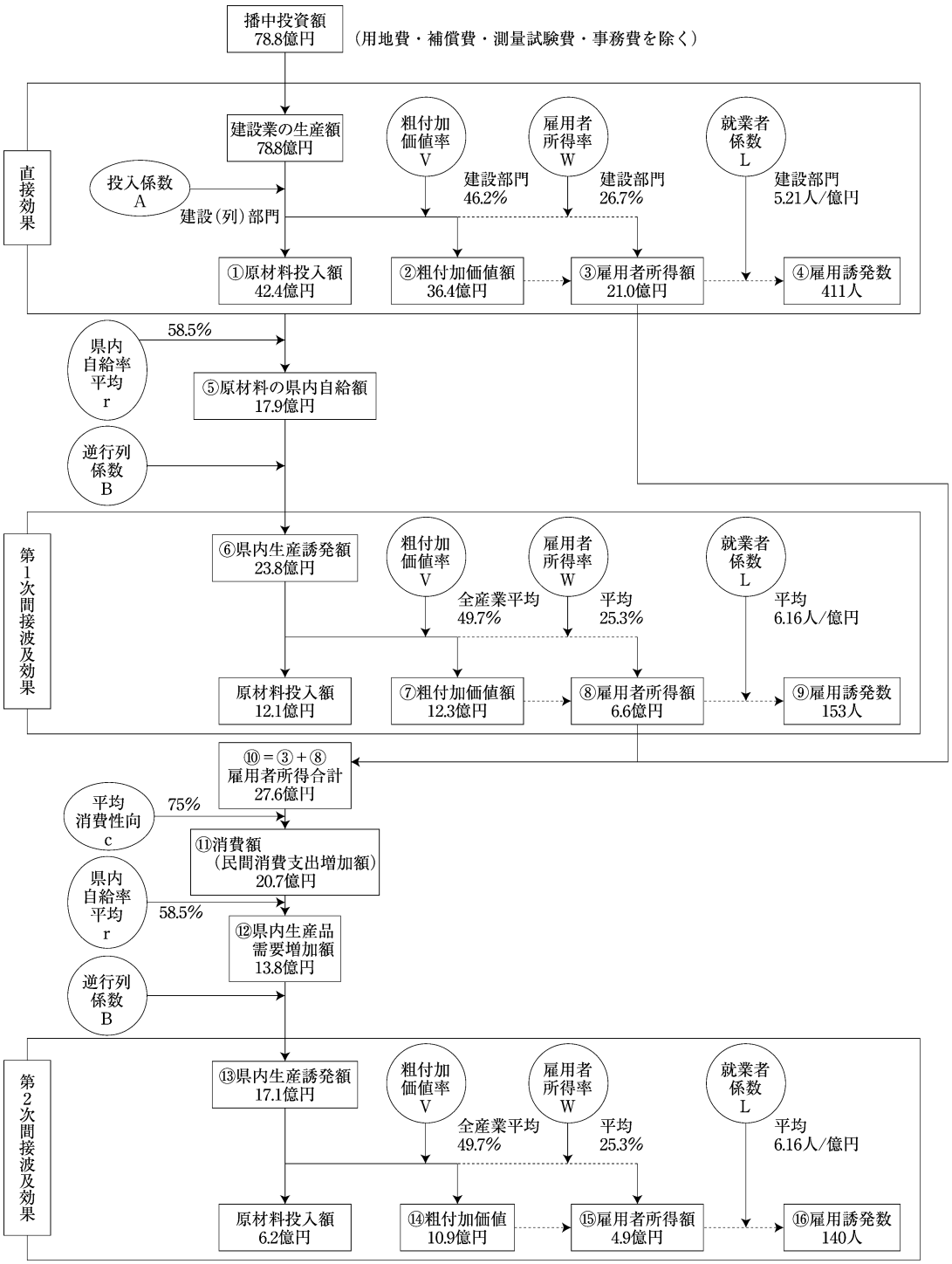

図 29　兵庫県立播磨中央公園建設工事費の波及効果推計フローチャート

表 45　兵庫県立播磨中央公園の経済波及効果の総合(1)

区　　分	⑰生産誘発額（億円）	⑱粗付加価値誘発額（億円）	⑲雇用者所得誘発額（億円）	⑳雇用誘発数（人）
直接効果	①＋② 78.8	② 36.4	③ 21.0	④ 411
第 1 次波及効果	⑥ 23.8	⑦ 12.3	⑧ 6.6	⑨ 153
第 2 次波及効果	⑬ 17.1	⑭ 10.9	⑮ 4.9	⑯ 140
合　　計	119.7	59.6	32.5	704

兵庫県内の自給率の低下傾向等を反映し，兵庫県内への経済波及効果の推計はやや低い結果になったものといえる。

d．滝野町への経済効果分析

播磨中央公園の施設整備に伴う経済効果のうち，滝野町に係る分について以下のように推計を試みた。

滝野町の帰着分析にあたっては，滝野町産業連関表が作成されているか，あるいは，兵庫県産業連関表において滝野町分にかかる中間投入，中間需要等が明らかであれば推計が容易と思われるが，これらは今のところ作成されておらず，また，明らかにもなっていない。

理論的には，土居ら[185]が指摘するように，兵庫県産業連関表および滝野町の各種統計資料を用い滝野町産業連関表を作成することも可能と思われるが，資料の膨大さ，作業量の複雑さ等から充分な調査検討時間が必要であり，今回の分析では不可能なことから，ここでは，以下のような簡便な方法を試みた。

「平成 2 年（1990 年）兵庫県産業連関表」と県民経済計算を把握した「平成 2 年度市町内生産所得（純生産）・市町民所得（分配）」を比較すると，「双方とも一定期間における財貨･サービスの流れをとらえ，経済活動の主体を企業，家計，政府などを大別する点で共通である」[186]ことからこれに着目するものとし，滝野町の純生産・市町民所得が県全体の純生産・市町民所得に占める割合を算出した結果（表 48）から約 0.3%とみることができる。このため，県内最終需要における滝野町の割合もこれとほぼ同じとし，さらに，滝野町における投入構造等においても県と同様という前提条件のもと，県全体の 0.3%の生産誘発効果と推定する。

一方，平成 5 年度から平成 7 年度まで 3 年間に，工事を担当する兵庫県社土木事務所が発注した播磨中央公園整備工事について，受注企業の所在地を基にした地域別割合を調べると，約 14 億 5 百万円の事業費の 9 %が，滝野町所在の造園・土木建設業者に発注されている（表 49）。工事を開始した昭和 48 年からの発注工事すべてについて，発注地域別割合を把握することが不可能なため，この実績および社土木事務所担当者ヒヤリング結果等から，過年度発注工事の 9 割が兵庫県内企業，そのうちの約 8 割が土木事務所管内市町の建設業者に発注されるとともに，約 10%が滝野町所在建設業者に発注されたものと推測できる。

この割合について国営武蔵丘陵森林公園の地区別工事発注状況（表 50）と比較すると，播磨中央公園の場合，土木事務所管内（周辺市町）の建設業者への発注割合が高く，地元滝野町所在への発注割合は必ずしも高くないが，滝野町，周辺市町等県内企業への発注は，約 90%と高い割合となっている。

工事発注については，工事規模，工事内容等発注条件とこれに対応する企業数，企業内容等受注条件，地域状況等に大きく左右されるものであり，数字上の比較だけでは一概に言い難い面があるものと思われる。特に，公園工事については造園工事業者が主に工事施工するものであるが，この業種の特殊性（小規模，所在企業

	建設部門分析用分類（特別分類）	59 公園
1	農林水産業	0.007361
2	素材	0.000115
3	その他林業	0.000048
4	砂利・砕石	0.063891
5	その他鉱物	−
6	食料品	−
7	製品・わら加工品	−
8	繊維製品	0.001273
9	製材	0.004720
10	合板	0.002389
11	建設用木製品等	0.000137
12	家具・建具・装備品	−
13	紙・印刷・出版	0.002715
14	塗料	0.000213
15	化学製品	0.001164
16	石油製品	0.005043
17	舗装材料	0.009180
18	炭製品	−
19	耐火物	0.000057
20	その他建設用土石製品	0.000943
21	ガラス・ガラス製品	0.000052
22	陶磁器	0.000830
23	セメント	0.000592
24	生コンクリート	0.037728
25	セメント製品	0.051929
26	その他の窯業土石製品	0.006755
27	鉄鉄・粗鋼・鉄屑	−0.000104
28	熱間圧延鋼材	0.007067
29	鋼管	0.001566
30	冷間・メッキ鋼材	0.000697
31	鋳鍛製品	0.003809
32	非鉄金属	0.003351
33	建設用金属製品	0.027030
34	建築用金属製品	0.001721
35	ガス・石油・暖厨房装置	0.000566
36	その他の金属製品	0.021890
37	一般機械	0.001575
38	機械修理	0.009098
39	重電機器	0.008127
40	電線・ケーブル	0.004688
41	その他の電気機械	0.005070
42	輸送機械	−
43	精密機械	0.000004
44	プラスチック製品	0.075495
45	その他の製造品・事務用品	0.018563
46	建築	−
47	建設補修	0.004801
48	土木	−
49	電力・ガス・熱供給	0.003325
50	水道・廃棄物処理	0.002132
51	商業	0.056802
52	金融・保険	0.013320
53	不動産業	0.002030
54	道路輸送	0.017122
55	鉄道輸送・その他運搬	0.005983
56	自家用自動車輸送	0.025785
57	通信・放送	0.007354
58	土木建築サービス	0.018946
59	建設機械器具賃貸業	0.008182
60	物品賃貸業	0.002704
61	その他のサービス業	0.007328
62	分類不明	0.010056
63	内生部門	0.573239
64	家計外消費支出	0.016187
65	雇用者所得	0.253492
66	営業余剰	0.122018
67	資本減耗引当	0.023900
68	間接税（関税を除く）	0.011431
69	（控除）補助金	−0.000267
70	粗付加価値部門計	0.426761
71	国内生産額	1.000000

	兵庫県統合大分類（34部門）	
01	農業	0.002454
02	林業	0.002617
03	漁業	0.002454
04	鉱業	0.063891
05	食料品	0.000000
06	繊維製品	0.001273
07	パルプ・紙・木製品	0.008604
08	化学製品	0.001377
09	石油・石炭製品	0.014223
10	窯業・土石製品	0.098886
11	鉄鋼	0.013035
12	非鉄金属	0.008039
13	金属製品	0.051207
14	一般機械	0.001575
15	電気機械	0.013197
16	輸送機械	0.000000
17	精密機械	0.000004
18	その他製造工業製品	0.086144
19	建設	0.004801
20	電力・ガス・熱供給	0.003325
21	水道・廃棄物処理	0.002132
22	商業	0.056802
23	金融・保険	0.013320
24	不動産	0.002030
25	運輸	0.048890
26	通信・放送	0.007354
27	公務	0.001465
28	教育・研究	0.001466
29	医療・保健・社会保障	0.001466
30	その他の公共サービス	0.001465
31	事業所サービス	0.038930
32	個人サービス	0.001465
33	事務用品	0.009292
34	分類不明	0.010056
35	内生計	0.573239
36	家計外消費支出（行）	
37	雇用者所得	
38	営業余剰	
39	資本減耗引当	
40	間接税（関税を除く）	
41	（控除）補助金	
42	粗付加価値部門計	0.426761
43	県内生産額	1.000000

注１）統合にあたっては数部門にまたがるものは按分した

注２）「建設部門分析用分類（特別分類）・59公園」は，建設省建設経済局調査情報課「平成２年（1990）建設部門分析用産業連関表」1994（平成４）年，p.346，第44表特別分類建設部門投入係数表（生産者価格）を使用

図30　平成２年建設部門分析用分類（特別分類）・公園の投入係数の兵庫県統合大分類（34分類）への統合

表 46　兵庫県立播磨中央公園の経済波及効果の総合(2)

区　　分	⑰生産誘発額（億円）	⑱粗付加価値誘発額（億円）	⑲雇用者所得誘発額（億円）	⑳雇用誘発数（人）
直接効果	①＋② 78.8	② 33.6	③ 21.0	④ 411
第 1 次波及効果	⑥ 23.3	⑦ 11.9	⑧ 6.5	⑨ 162
第 2 次波及効果	⑬ 17.0	⑭ 10.9	⑮ 4.8	⑯ 139
合　　計	119.1	56.4	32.3	712

表 47　都市公園における経済波及効果分析の既存推計結果と兵庫県立播磨中央公園の経済波及効果分析結果との比較

調査対象公園等	経済波及効果	使用産業連関表	左の産業連関表の対象地域	出　　典
全国235公園	2.3倍	昭和50年建設部門産業連関表	全国	塩島大（1980）：「都市公園整備の地域開発に及ぼす効果に関する研究」東京大学提出学位論文，塩島大(1982)：「みどりの挑戦」鹿島出版会
全国の都市公園事業	2.1倍	昭和45年建設部門産業連関表	全国	建設省都市局公園緑地課（1978）：「都市公園事業の景気浮揚効果」公園緑地，第39巻第 1 号，p.45
全国の都市公園事業	1.92倍	昭和55年建設部門産業連関表	全国	建設省都市局公園緑地課・㈶日本公園緑地協会（1988）：「昭和62年度都市公園整備長期計画調査概要報告書」
国営みちのく社の湖畔公園	1.87倍	昭和55年宮城県産業連関表	宮城県	建設省東北地方建設局・㈶計量計画研究所（1988）：「国営公園経済波及効果報告書」pp.5〜9
国営武蔵丘陵森林公園，国営昭和記念公園，国営常陸海浜公園	2.3倍	昭和60年建設部門地域間産業連関表	関東地域	㈶日本公園緑地協会（1994）：「Ｈ５年度国営公園整備における地域経済影響評価調査〔国営昭和記念公園，国営常陸海浜公園，国営武蔵丘陵森林公園〕報告書」
兵庫県立播磨中央公園	1.5倍	平成 2 年兵庫県産業連関表	兵庫県	今回の本章調査結果

の地域的偏り等）をも考慮するとより明確に理解される。

少なくとも，公園工事の直接投資の一定割合について滝野町への帰属があることがわかり，先にみた産業連関表に基づく誘発効果については県全体の 0.3%であったが，工事発注の直接割合では約 10%と推定できる。

D．兵庫県立播磨中央公園開園後の管理運営等に伴う経済効果分析

a．維持管理に伴う経済効果

既に述べたように，播磨中央公園の維持管理については，公園協会が県からの委託を受け行っている。ここでは，維持管理費に伴う経済波及効果について分析するものとし，入手資料

表 48　平成 2 年度市町内純生産の県全体と滝野町の割合

	A．県全体	B．滝野町	C．B/A
平成 2 年度市町内純生産総計	百万円 14,919,597	百万円 39,721	0.27
第 1 次産業	143,426	398	0.28
農業	114,839	389	0.34
林業	9,388	9	0.10
水産業	19,199	0	0.00
第 2 次産業	6,441,480	21,580	0.34
鉱業	30,742	199	0.65
建設業	1,634,563	2,336	0.14
製造業	4,776,175	19,045	0.40
第 3 次産業	9,144,242	19,898	0.22
卸売・小売業	2,264,431	6,597	0.29
金融・保険業	664,753	809	0.12
不動産業	1,116,916	1,412	0.13
運輸・通信業	1,369,858	1,853	0.14
電気・ガス・水道業	302,919	1,006	0.33
サービス業	2,828,958	5,178	0.18
公務	596,407	3,043	0.51
（控除）帰属利子	809,551	2,155	0.27

注）兵庫県企画部統計課（1993）：「平成 2 年度市町内生産所得（純生産）・市町民所得（分配）」pp.30〜31 より作成

表 49　兵庫県立播磨中央公園整備工事発注の地域別割合（平成 5 〜 7 年度）

区　　分	滝野町	社土木事務所管内市町	県内	県外	合計
金額(百万円)	122.2	989.7	171.0	122.5	1,405.4
構成比（%）	9	70	12	9	100

注）兵庫県資料より作成

表 50　国営武蔵丘陵森林公園における公園整備総投資の地区別配分（昭和 43〜53 年度）

	滑川村	周辺市町村	県内	県外	合計
金額（億円）	27.1	9.4	12.6	10.9	60.0
構成比（%）	45	16	21	18	100

注）塩島大（1982）：「みどりの挑戦」鹿島出版会，p.162 より引用

の関係から平成 5 年度から 3 年間についてみるものとする。平成 7 年度の実績では，受託費 153 百万円で，開園面積 92.0 ha を職員 35 名で管理運営している（表 39，表 40）。

維持管理の内容についてみてみると，大きく人件費，建物・施設等維持費，協会運営費に分けられるが，正職員のほか臨時職員，嘱託職員，日々雇用職員など雇用形態に多様性を持たせ，時間的，季節的な維持管理に対応する形態となっており，直営での管理経費が多い。すなわち，人件費およびこれに相当する費用が最も多く，給与支払額について平成 5 年度からの 3 ヵ年をみると，年平均で約 1 億円の給与が支払われている(表 51)。したがって，ここでは，この給与支払額すなわち雇用者所得額の消費支出の生産波及効果について推計する。平成 5 年度から 7 年度までの給与総額の平成 2 年度価格は，消費者物価指数で補正すると約 278 百万円（表 52)で，平成 2 年の平均消費性向が 0.75 であることから，消費総額は，278 百万円×0.75＝208.5 百万円となる。兵庫県産業連関表による民間消費支出の生産誘発係数は，合計で 0.824114 であることから，県内への生産波及額は，208.5 百万円×0.824114＝171.8 百万円となる。

また，給与支払額の約 3 割（各年度平均で約 30 百万円）が，滝野町在住職員への給与支払となっているが，これは，平成 2 年度における滝野町の町民所得（分配）の雇用者所得 18,883 百万円[187] の 0.2%にあたる。

また，請負工事で発注された維持管理工事についてみると，平成 5 年度から平成 7 年度までの 3 年間に約 134 百万円で発注されており（表 53)，各年で約 45 百万円となっている。

ここで，維持管理工事を事業所サービスとしてとらえ，平成 5 年度から 7 年度までの維持管理請負工事費について兵庫県産業連関表の事業所サービスの逆行列係数を用いて，その経済波及効果を推計する。3 年間の維持管理請負工事費約 134 百万円の平成 2 年度価格は，消費者物価指数で補正すると，125 百万円となる。事業所サービスの逆行列係数の列和は 1.25 であることから，1.25 倍の生産額 156 百万円を誘発したと推計できる。

一方，請負工事等について受注先企業の所在地についてみると，滝野町への帰着は約 1 割と推定される(表 54)。播磨中央公園の整備の進捗に伴う施設の完成，開園面積の拡大等から，急激ではなく漸増ではあるものの，増加が予測され，これに関わる経済効果も拡大することが見込まれる。

表 51　兵庫県公園協会播磨中央公園管理事務所職員全体への給与支払額とそれに占める滝野町在住職員分の割合（平成 5 ～ 7 年度）

年度	①給与総額（千円）	②滝野町在住職員への給与支払額（千円）	②/①（%）
平成 5	97,146	21,497	22.1
6	98,988	30,333	30.6
7	101,137	30,256	29.9
計	297,271	82,086	27.6

注）㈱兵庫県公園協会資料より作成

表 52　表 51 の給与総額の平成 2 年度価格

年度	兵庫県消費者物価指数	給与総額の平成 2 年度価格（百万円）
平成 5	106.5	91.2
6	107.3	92.3
7	107.0	94.5
計		278.0

注 1）兵庫県消費者物価指数は平成 2 年度を 100 とした場合の指数

注 2）兵庫県消費者物価指数は，兵庫県 (1994)：「平成 6 年度版兵庫県勢要覧」p.124 を使用

表 53　兵庫県立播磨中央公園維持管理請負工事費（平成 5 ～ 7 年度）と平成 2 年度価格

年度	維持管理請負工事費（百万円）	兵庫県消費者物価指数	平成 2 年度価格（百万円）
平成 5	43.1	106.5	40.5
6	43.5	107.3	40.5
7	47.0	107.0	43.9
計	133.6		124.9

注）㈱兵庫県公園協会資料より作成

表 54　兵庫県立播磨中央公園維持管理請負工事発注の地域別割合（平成 5 ～ 7 年度）

区　　分	滝野町	社土木事務所管内市町	県内	県外	合計
金額(百万円)	11.8	89.8	27.6	4.4	133.6
構成比（%）	9	67	21	3	100

注）㈶兵庫県公園協会資料より作成

b．来園者の消費支出に伴う経済効果

公園来園者の園内消費額について考えると，入園は無料であることから，大きく兵庫県都市公園条例に基づく有料施設の使用料と公園協会の収益事業収入およびその他イベント時等の消費がある。昭和 53 年度の開園時から平成 6 年度までの消費額について，兵庫県資料等ここ数年の実績からから把握すると，年間 80 百万円弱と推定される。年間利用者が約 42 万人であることから，一人当たり年間消費額は 200 円弱となっている。これを国営公園や民間レジャー施設の園内消費額と比較すると一人当たりの消費額としては，非常に低廉な額といえる(表 55)。ここでは，平成 2 年度の園内消費額 53 百万円について，兵庫県産業連関表に基づき，兵庫県経済への生産波及効果を推計する。民間消費支出の生産誘発係数が，合計で 0.824114 であることから，53 百万円×0.824114＝43.7 百万円となり，生産誘発効果 0.82 倍となると推計できる。

播磨中央公園の来園者の消費支出は，現状では，公園施設としての有料施設，飲食施設，物販施設などが，国営公園や民間のレジャー，レクリエーション施設などと比較しても非常に少ない結果といえるが，逆に，この種の公園施設整備にも大きく左右されるといえる。

c．雇用の効果

公園協会の平成 7 年度の職員数は 35 名である。この他，公園内には民間事業者営業のレストハウスがあるが，従業員数は年間 3 名程度である。表 39 でみたように，公園協会の職員のうち，約 1/2 が滝野町在住職員となっている。当然，これらの雇用は播磨中央公園の開園後に発生したものであるが，公園協会の資料によれば，昭和 53 年 8 月の当初開園時には 17 名の職員でスタートしたが，その後，施設の整備，開園面積の拡大に伴い増加を続けていることがわかる。

播磨中央公園の雇用者数を滝野町の従業者数

表 55　国営公園，民間レジャー施設の園内消費額等の事例

	調査年度	園内消費額（千円）	総入園者数（人）	一人当たり消費額（円）	入園料以外の一人当たり消費額（円）
国営武蔵丘陵森林公園	H 4	952,889	1,095,997	869	688
国営昭和記念公園	H 4	1,540,895	2,016,251	764	605
国営常陸海浜公園	H 5	879,771	577,790	1,554	1,338
甲子園阪神パーク	H 5	1,900,000	717,000	2,650	2,110
宝塚ファミリーランド	H 5	13,445,578	2,796,162	4,808	2,024

注 1）国営公園については，㈳日本公園緑地協会（1994）：「H 5 年度国営公園整備における地域経済影響評価調査〔国営武蔵丘陵森林公園，国営昭和記念公園，国営常陸海浜公園〕報告書」p.15，18 より引用

注 2）甲子園阪神パーク，宝塚ファミリーランドは総合ユニコム㈱（1994）：「レジャーランド＆レクパーク総覧'95」p.473，474 より引用

注 3）宝塚ファミリーランドの入園料以外の一人当たり消費額は，園内消費額から入園料と宝塚大劇場入場料を差し引いたもの

と比較すると，産業（大分類）経営別事業者数および従業者数では，滝野町の全従業者数は，4,960 人であり[注5]，平成 7 年度の播磨中央公園の雇用者数 38 人は，0.8％に相当する。また，同様にサービス業では 865 人である[注6]ことから，同様に 4.4％に相当することがわかる。また，民営の規模別事業所数でみると，30 人以上の事業所数は 29 となっており[注7]，滝野町全体の事業所数の 5 ％に過ぎないことから，播磨中央公園の公園協会管理事務所は事業所規模として大きく，滝野町に占める位置も大きいといえる。

雇用については，職員を増員し直営で行うのか，維持管理工事として請負工事で発注し行うのかの維持管理形態により，雇用状況も違うものと考えられるが，管理内容，面積の拡大は確実に雇用増加をもたらすといえる。

E．ま　と　め

本章研究において，播磨中央公園の整備における兵庫県経済への波及効果と滝野町への直接的な側面からの地域影響，効果を確認することができた。

⑴　平成 2 年（1990 年）兵庫県産業連関表をもとに兵庫県経済への波及効果を測定した結果，整備段階においては，用地買収のウェイトが大きく，約 108 億円（平成 2 年価格）の買収費の流動先として，約 4 割（43 億円）の一般消費額が推定でき，その経済波及効果は，0.82 倍，36 億円と推定された。

⑵　施設整備においては，播磨中央公園独自の投入構造が不明なため，兵庫県の建設業全体の投入構造と同じとみなしてこの投入係数を使用した場合と，建設省の建設部門分析用産業連関表の全国レベルにおける公園部門の投入係数を用いた場合の 2 ケースを推計したが，建設投資額 79 億円（平成 2 年価格）に対して，ほぼ 1.5 倍，120 億円の生産誘発効果を得るとともに，粗付加価値額等についてもほぼ同様の結果を得た。

⑶　この結果は，国営公園等の既存結果より低いが，本論の推計が，兵庫県への波及効果のみを求めたものであること，および近年の兵庫県における生産波及効果においてみられる県内自給率の低下傾向や原材料等の中間投入率低下傾向の影響などもその理由に掲げられる。しかしながら，播磨中央公園の独自の投入構造を捉えていないことから，経済波及効果においても播磨中央公園独自の特徴は把握できなかった。

⑷　建設投資における滝野町への経済波及効果については，県民所得等からの推定により 0.3％としたが，播磨中央公園の整備工事の発注状況からは，滝野町所在企業に 1 割程度帰着していると推定された。

⑸　開園後の維持管理費の経済効果は，特に管理を担当する公園協会播磨中央公園事務所職員への支払給与（ 3 年間で 2.8 億円）が，消費支出の増加をもたらし，民間消費性向も踏まえると生産誘発効果は 0.82 倍，生産誘発額 1.7 億円となった。

⑹　維持管理工事の発注においては，金額的には多くはないが，事業所サービスの逆行列係数から経済波及効果 1.25 倍が推計されるとともに，請負工事の発注においても約 1 割程度の滝野町所在企業への受注が推定された。

⑺　来園者の消費支出では，年間利用者 42 万人について約 80 百万円の園内消費があり，他の国営公園や民間レジャー施設の消費額と比較すると低廉な額ではあるが，平成 2 年の園内消費額 53 百万円について，生産波及効果 0.82 倍，44 百万円の推計結果を得た。

⑻　雇用面では，管理を担当する公園協会の職員数は，昭和 53 年の開園以来増加を続け，平成 7 年度は 35 名であったが，これは滝野町の全従業者数の 0.7％，サービス業従業者数の 4.0％占めるとともに，30 人以上の事業所としてみた場合，滝野町全事業所の 5 ％の事業所に相当する規模とみなせ，大きな位置を占めると考えられる。

本章研究では，播磨中央公園の兵庫県産業連関表による兵庫県経済への経済波及効果と立地行政体である滝野町への経済効果等についてみることにより，近年の地方における公園緑地整備の役割・機能としての地域経済波及効果について把握することができた。播磨中央公園については，今後，来園者数の増加や管理運営における滝野町等地域とのより連携のとれた積極的

な関わりなどにおいて，公園をより有効に活用し，地域の活性化・地域振興に資することが考えられる。

本章研究のような実証的研究を通じて，地方における公園緑地と地域との関係を的確に把握することがますます重要になると思われ，この点からも，大規模公園整備の地域経済効果，影響について把握することは意味あるものと考える。

【注】

注１）本章研究は，橘俊光（1997）：「大規模都市公園整備の地域経済への波及効果―兵庫県立播磨中央公園に関する事例研究―」同志社大学大学院修士論文による。上記論文の調査時点は，平成８年度である。このため，本章研究の収集資料，組織体制等は調査時点で表記している。なお，平成 17 年時点であっても，本章研究の本質的内容は変化ないものと判断される。また，組織体制等で変更のあったものは本文中等で明らかにした。

注２）その後の整備推進により，播磨中央公園の第１期事業は，平成 16 年３月末をもって完了した。

注３）当時の滝野町担当者へのヒヤリング結果による。

注４）総務庁統計局（1991）：「平成２年家計調査年報」p.175，近畿地方の平均消費性向を採用した。

注５）滝野町（1995）：「平成６年度版統計たきの」p.14，「事業所統計調査」結果による平成３年の従業者数計を採用した。

注６）滝野町（1995）：前掲書，p.14，同のうちのサービス業従業者数を採用した。

注７）滝野町（1995）：前掲書，p.14，同の 30 人以上の事業所数を採用した。

第IX章　都市緑化施策実施における地域への経済波及効果分析

A．本章研究の背景と目的

第Ⅷ章では都市公園整備の地域経済への波及効果についてみたが，都市緑化施策についてはさらに，実際にどのような活動，行為に対してどのような経済的側面の効果があるのかについての調査，研究はほとんどなされていないといえる。

しかしながら，都市緑化施策としては，地域の花や緑のイベントから，国土交通省が主唱し地方公共団体等が主催する全国都市緑化フェア，さらに国際園芸・造園博覧会の開催など，催事としてみると観光や地域振興の視点から，集客とそれに伴う消費活動等経済的な活動として捉えられる。さらに，幅広い都市緑化に関わる様々な施策展開の重要性や社会的活動の広がりから，今後は経済的側面における調査，実証的研究は意義があり重要であると思われる。

このため，本章研究は，近年の地方における都市緑化施策においての経済効果的側面の役割・機能に着目するものとし，ここでは特に，兵庫県における都市緑化施策実施事例を取り上げ，地域への経済波及効果について具体的に把握し実証することを目的とする。

近年，市民のガーデニングに関する関心が高まるなかで，オープンガーデンに取り組む人たちが現れている。相田ら[188)189)]によればオープンガーデンの活動起源は，イギリスにおいて，ヴィクトリア女王即位 50 年祭記念看護協会の中の組織である女性全国委員会が，1927 年，チャリティー募金による看護婦の退職年金基金造成を目的としてナショナル・ガーデン・スキームと称した庭園の公開活動をはじめたことにあるとされている。

しかし，わが国におけるオープンガーデンはこれとは異なり，一部に寄付金集めを行うグループが見られるものの，各自が作ってきた庭を一般に公開することにより，純粋にガーデニング活動の成果を多くの人々の鑑賞に供するとともに，ガーデニング愛好家同士あるいは地域での交流を促進することに目的をおいている[190)]。その結果として，地域の美しいまちなみ形成やコミュニティ形成に貢献するなどの効果が見られる。そして，一部この効果に気づいた行政組織では，オープンガーデン活動を都市緑化施策の一つとして捉え，支援する動きがある。また，この他，オープンガーデン愛好者による

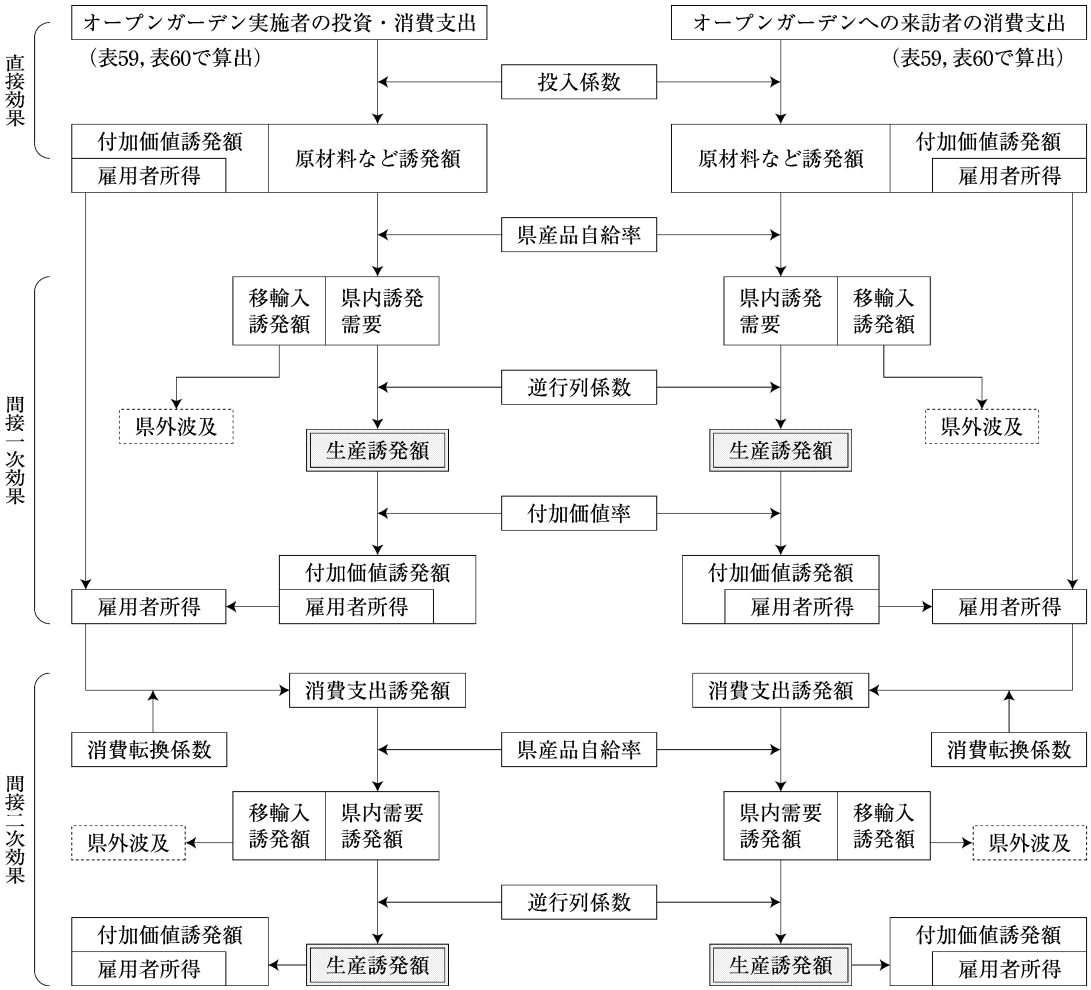

※上記フローにより，直接効果としてのオープンガーデン実施者，来訪者の当初の「支出額」およびこれより算出される間接一次効果，同二次効果における「生産誘発額」の合計とオープンガーデン実施者・来訪者の当初の支出額とを比較することにより波及効果量を計測する。（土居ほか（1996）[192] 参照）

図 31　地域経済への波及効果推計方法のフローチャート

庭の整備・維持管理活動やオープンガーデンを来訪する人々の消費行動から，地域経済への一定の波及効果も想定される。しかし，オープンガーデンのまちなみ形成等の効果に着目した研究や，それを促進するために行政の役割等に関する研究[190)191)] は行われているものの，このような地域経済への波及効果をとらえた研究はまだ行われていない。

B．研究の方法

都市緑化施策実施における経済波及効果分析として，兵庫県におけるオープンガーデン実施の地域経済波及効果分析をとりあげる。

まず，オープンガーデン実施による地域経済への波及効果量を，オープンガーデン来訪者が行った消費活動・消費額，および庭主（実施者）がオープンガーデンを実施するために行った消費活動・消費額を把握し，これらに兵庫県産業連関表を用い，産業連関分析を行い定量的に把握する（図 31）。つぎに，行政が主体となって行われている緑化関係イベントの地域経済への波及効果分析に関する資料を収集し，上記分析結果と比較することにより，オープンガーデンの地域経済への波及効果量の水準を客観的に把握することとした。

表 56　平成 14 年開催の三田市，宝塚市のオープンガーデン実施概要

項　目	三田市	宝塚市
開催名称	第 3 回オープンガーデン	第 1 回宝塚市オープンガーデン・フェスタ
開催月日・期間	平成14年 5 月31日（金）から 6 月 3 日（月）まで 4 日間	平成14年 4 月21日（日）から 6 月 2 日（日）まで43日間
オープンガーデン実施軒件数	90軒	98軒
開催経緯	住民の自主的な活動として始まる	行政からの働きかけにより実施される
来訪者数	3,000人	10,000人

注）来訪者数は，ヒヤリングにより主催者が記帳所，案内所等で配布したチラシ枚数等から推計算出した数値である

C．オープンガーデン実施の地域経済波及効果分析

a．前提条件の整理

オープンガーデンの活動は，わが国ではまだ歴史が浅く，オープンガーデン実施グループの数は限られているが，既往文献，ガーデニング関係雑誌，関係ホームページ等[注1)]から全国で 18 のグループが把握された。本章研究では，産業連関分析を適用するため，一定の経済活動量の把握が必要であることから，これらのなかから参加庭主数の最も多かった兵庫県宝塚市と三田市のグループによるもので平成 14 年度に実施されたものを調査対象とした。両グループとも，平成 14 年度実施時に市内の一定地域内（2，3 の町丁目内）で約 100 軒の庭が公開されており，全体規模，密度において最大であった。

また，この両地域の実施経緯・状況等を詳細に調査したところ，オープンガーデンに関する行政の関与も若干異なっており，三田市では市民の自主的，主体的な活動として行われているが，宝塚市では，行政が積極的に市民へ働きかけることにより実施されたという違いもあり，そのような違いも踏まえて地域経済への波及効果を把握することができるものである（表 56）。

オープンガーデンの実施による地域経済への波及効果は，前述のように①オープンガーデンへの来訪者の消費支出，②オープンガーデン実施者の投資・消費支出の二つの投資・支出を基点としている。①については，来訪者記帳所でのデータおよび関係者ヒアリング，②については，グループ代表者へのヒアリングにより把握した。

① 来訪者の出発地および消費支出

来訪者の消費支出には，交通費と飲食費などが考えられる。このうち，交通費の把握は来訪者の出発地を把握することとし，記帳所において宝塚市と三田市の出発地記帳が得られ，そのデータを出発地市町村毎にまとめた（表 57，表 58）。そして，来訪に係る交通費については，出発地毎に兵庫県の公用出張旅費規程を適用してその支出額を算出した。また，来訪時の消費行動および支出については，オープンガーデン実施者へのヒアリングから簡単な飲食行動があることが把握されたので，オープンガーデン実施地区の近隣地区に出発地がある来訪者については最小限の飲料費支出を，それ以外の来訪者については，簡単な昼食程度の支出があるものと想定した。以上から，把握された来訪者支出額を全体来訪者推計値（表 56）に換算した（表 59，表 60 各下段）。

② オープンガーデン実施者の投資・消費支出

オープンガーデンの実施者がその実施に向けて行う準備項目としては，園芸植物購入や水やりの管理の他，グループ会員同士の会議，ガーデン技術向上のためのガーデンデザイン関係図書購入，来訪者のためのマップやガイドブックづくり等の広報活動があることがわかった。また，それらの支出額についても把握された（表 59，表 60 の各上段）。

b．分析と分析結果

以上のデータを当初の支出額として，これら

表 57　宝塚市（H 14.4.21～6.2）での来訪者出発地一覧

兵庫県	584
宝塚市内	419
川西市	46
神戸市	23
芦屋市	9
西宮市	35
尼崎市	5
伊丹市	18
猪名川町	9
加西市	4
明石市	3
洲本市	3
三田市	8
西脇市	1
神崎郡	1
大阪府	121
大阪市	28
池田市	11
吹田市	5
豊中市	28
高槻市	2
箕面市	11
茨木市	2
守口市	1
東大阪市	2
阪南市	1
堺市	10
貝塚市	2
高石市	1
藤井寺市	3
富田林市	3
羽曳野市	4
豊能郡	3
枚方市	3
川辺郡	1

奈良県	19
奈良市	4
大和郡山市	3
桜井市	2
吉野郡	2
生駒市	7
香芝市	1
京都府	19
京都市	7
長岡京市	8
宇治市	2
京田辺市	2
滋賀県	5
滋賀	1
八日市市	2
大津市	2
その他	50
三重県上野市	2
和歌山県和歌山市	5
鳥取県倉吉市	1
香川県高松市	1
福岡県春日市	3
熊本県天草市	2
横浜市	2
東京都	7
千葉市	1
福島県いわき市	1
長野県小布施町	25
全体合計	798
（内訳）	
近隣地発者	623
遠隔地発者	175

注）表 57, 58 ともハッチ市町は，近隣地発者の市町を示す

表 58　三田市（H 14.5.31～6.3）での来訪者出発地一覧

兵庫県	1,056
三田市内	599
宝塚市	26
神戸市	184
西宮市	34
芦屋市	5
尼崎市	9
伊丹市	5
川西市	16
猪名川町	8
三木市	7
小野市	1
明石市	2
加古川市	4
姫路市	5
相生市	64
洲本市	1
社町	1
滝野町	2
東浦町	3
日高町	20
吉川町	1
篠山市	10
柏原町	33
氷上町	2
春日町	5
太子町	5
揖保川町	1
上郡町	2
佐用町	1
京都府	13
京都市	4
大山崎町	2
八幡市	2
宇治市	2
長岡京市	1
加茂町	2

大阪府	94
大阪市	15
堺市	4
箕面市	2
池田市	26
豊中市	5
吹田市	11
高槻市	2
枚方市	3
守口市	1
東大阪市	4
茨木市	3
四条畷市	1
大東市	3
松原市	1
富田林市	3
河内長野市	2
和泉市	1
豊能町	6
島本町	1
滋賀県	23
八日市市	1
栗東市	22
奈良県	5
奈良市	2
斑鳩町	2
柏原市	1
その他	5
和歌山市	1
岡山市	3
川越市	1
全体合計	1,196
（内訳）	
近隣地発者	886
遠隔地発者	310

が地域経済に及ぼす波及効果を，平成 9 年兵庫県産業連関表（延長表）[193] を用い，産業連関分析を行って間接二次効果まで定量的に把握する。なお，兵庫県産業連関表での該当部門は表 61，表 62 のとおりである。この結果，生産誘発効果について表 63 のような結果が得られた。

この結果，このような小規模で市民手づくりともいえるイベントでも，数千万円規模の波及効果量があり，それは当初支出額の約 1.5 倍弱にのぼることがわかった。

c．分析評価

以上のようにオープンガーデンという住民の手作りによる小規模なイベントとはいえ一定の地域経済波及効果があることがわかった。しかも，これらは大規模な公園等の緑の資源やグリーンツーリズムのような農山村の緑資源を活かしているのとは異なり，都市部において個人住宅の庭等住民の手づくり資源が活かされてい

表 59　宝塚市におけるオープンガーデン実施に係る開催経費および消費額

		金額（円）	積算内訳	積算単価等の根拠
〔実施者〕（98軒）	園芸植物等購入費	9,800,000	100,000円/軒×98軒	園芸植物等の購入費等で，ヒヤリング結果による
	水道代	1,960,000	20,000円/軒×98軒	潅水用の水道代でヒヤリング結果による
	PR 費用（ちらし印刷）	1,100,000		市からのヒアリング結果による
	準備作業費用	1,960,000	20,000円/軒×98軒	ガーデンデザイン関係図書購入費等で，ヒヤリング結果による
	運営経費(看板，案内板作成)	1,100,000		市からのヒアリング結果による
	運営経費（マップ案内冊子印刷）	2,350,000	8,000部作成	市からのヒアリング結果による
	運営経費（案内員配置）	700,000	8,100円×2名×43日	市からのヒアリング結果による
開催経費計A		18,970,000		
〔来訪者〕（10,000人）	交通費	20,002,000		公用旅費計算式による
	飲食代（遠隔地発者）	2,190,000	1,000円/人×2,190人	昼食代，飲み物代として計上
	飲食代（近隣地発者）	1,171,500	150円/人×7,810人	飲み物代として計上
	おみやげ代（遠隔地発者）	1,095,000	500円/人×2,190人	菓子類代として計上
消費額計B		24,458,500		
合計A＋B		43,428,500		

注 1）交通費は，訪問者名簿の記帳記録から居住地から宝塚市までの交通費を計算し，来訪者 10,000 人に換算
注 2）来訪者のうち近隣地発者とは，宝塚市内，川西市，三田市，神戸市，芦屋市，西宮市，尼崎市，伊丹市，猪名川町および大阪府の池田市，豊中市，箕面市からの来訪者をいい，遠隔地発者は，その他の府県，市町からの来訪者をいう
注 3）記帳記録者 798 名のうち，近隣地発者は 623 名（78.1%），遠隔地発者は 175 名（21.9%）であった

表 60　三田市におけるオープンガーデン実施に係る開催経費および消費額

	項目	金額（円）	積算内訳	積算単価等の根拠
〔実施者〕（90軒）	園芸植物等購入費	9,000,000	100,000円/軒×90軒	園芸植物等の購入費で，ヒヤリング結果による
	水道代	1,800,000	20,000円/軒×90軒	潅水用の水道代でヒヤリング結果による
	PR 費用（マップ印刷）	300,000		市からのヒアリング結果による
	準備作業費用	1,800,000	20,000円/軒×90軒	ガーデンデザイン関係図書購入費等で，ヒヤリング結果による
	運営経費（無料バス運行）	150,000	50,000円×3日	
開催経費計A		13,050,000		
〔来訪者〕（3,000人）	交通費	3,190,000		公用旅費計算式による
	飲食代（遠隔地発者）	777,000	1,000円/人×777人	昼食代，飲み物代として計上
	飲食代（近隣地発者）	333,450	150円/人×2,223人	飲み物代として計上
	おみやげ代（遠隔地発者）	388,500	500円/人×777人	菓子類代として計上
消費額計B		4,688,950		
合計A＋B		17,738,950		

注 1）交通費は，訪問者名簿の記帳記録から居住地から三田市までの交通費を計算し，来訪者 3,000 人に換算
注 2）来訪者のうち近隣地発者とは，三田市内，宝塚市内，川西市，神戸市，芦屋市，西宮市，尼崎市，伊丹市，猪名川町からの来訪者をいい，遠隔地発者は，その他の府県，市町からの来訪者をいう
注 3）記帳記録者 1,196 名のうち，近隣地発者は 886 名（74.1%），遠隔地発者は 310 名（25.9%）であった

表 61　宝塚市における開催経費および消費額の平成 9 年兵庫県産業連関表の該当部門

費用項目	平成 9 年兵庫県産業連関表の該当部門
（実施者）	
園芸植物等購入費	1　農業
水道代	21　水道・廃棄物処理
PR 費用（ちらし印刷）	18　その他の製造工業製品
準備作業費用	18　その他の製造工業製品
運営経費（看板，案内板作成）	31　対事業所サービス
運営経費（マップ案内冊子印刷）	18　その他の製造工業製品
運営経費（案内員配置）	31　対事業所サービス
（来訪者）	
交通費	25　運輸
飲食代（遠隔地発者）	32　対個人サービス
飲食代（近隣地発者）	32　対個人サービス
おみやげ代(遠隔地発者)	5　食料品

表 62　三田市における開催経費および消費額の平成 9 年兵庫県産業連関表の該当部門

費用項目	平成 9 年兵庫県産業連関表の該当部門
（実施者）	
園芸植物等購入費	1　農業
水道代	21　水道・廃棄物処理
PR 費用（マップ印刷）	18　その他の製造工業製品
準備作業費用	18　その他の製造工業製品
運営経費(無料バス運行)	25　運輸
（来訪者）	
交通費	25　運輸
飲食代（遠隔地発者）	32　対個人サービス
飲食代（近隣地発者）	32　対個人サービス
おみやげ代(遠隔地発者)	5　食料品

表 63　オープンガーデン経済波及効果分析の結果

（金額単位：千円）

都市名	項目	経費・消費額（最終需要額）	生産誘発額	生産誘発倍率
宝塚市	実施者による支出	18,970	26,354	1.39
	来訪者による支出	24,459	38,246	1.56
	合計	43,429	64,600	1.49
三田市	実施者による支出	13,050	17,821	1.37
	来訪者による支出	4,689	7,270	1.55
	合計	17,739	25,091	1.41
全体合計値		61,167	89,681	1.47

注）二市合計値の生産誘発額および生産誘発倍率は，三田市，宝塚市の最終需要額を一つにまとめ計算しなおしたもの

るという点である。このような地域経済への波及効果のレベルをさらに客観的に把握するため，既存の他の公共主導による緑化関係イベントにおける地域経済への波及効果推計との比較を試みた。

比較対照として取り上げたのは,昭和 58 年以来建設省（現国土交通省，以下同じ）の提唱により全国の都道府県・政令指定市等の持ち回りにより行われている全国都市緑化フェア（以下「都市緑化フェア」）と，平成 12 年に，兵庫県淡路島で開催された国際園芸･造園博覧会「ジャパンフローラ 2000」（以下「淡路花博」）である。

都市緑化フェアは，都市緑化の普及啓発を目的として様々な緑化イベントを組み合わせて行われており，また，開催記録等の一定のデータが整備されている。なお，開催規模は 100 万人規模の来場があり，オープンガーデンに比べれば規模において大きな差があるが，花や緑を開催テーマに据えているところには類似なものがあると言える。また，淡路花博は，これも開催期間，来場者数等規模等の点で大きな差があるが,同じ兵庫県内で開催されたものであること，開催テーマ等が同種といえることなどから比較対象とした。

ここでは,これまで開催されたものの中から，公式開催記録等により主催者側からその経済効果分析が行われているもので入手できたもの[194)195)196)197)198)199)]よりまとめた（表 64)。

表 64　これまでの全国都市緑化フェア等における経済波及効果

（金額単位：百万円）

開催地	宮崎県	熊本県	埼玉県	札幌市	神戸市	兵庫県
開催名称	グリーン博みやざき'99	緑と水の博覧会クマモトグリーンピック86	グリーンハーモニーさいたま87	札幌市花と緑の博覧会	コウベグリーンエキスポ'85	淡路花博「ジャパンフローラ2000」
開催年度	1999	1986	1987	1986	1985	2000
使用産業連関表	「平成２年宮崎県産業連関表」	「昭和55年熊本県産業連関表」	「昭和55年埼玉県産業連関表」	「昭和55年札幌市産業連関表」	「昭和55年神戸市産業連関表」	「平成２年兵庫県産業連関表」
最終需要額	32,812	9,443	8,062	10,456	9,600	167,000
主催者投資額	3,793	—	—	2,525	5,400	86,000
関連投資額	602	—	—	2,455	—	—
来場者消費額	22,994	—	—	5,477	4,200	81,000
生産誘発額	49,183	17,457	13,142	21,956	18,900	295,000
主催者投資額	5,609	—	—	—	—	153,900
関連投資額	9,394	—	—	—	—	—
来場者消費額	34,180	—	—	—	—	141,100
誘発倍率	1.50	1.80	1.63	2.10	1.97	1.77

注１）表中で「—」となっているところは記録に公表されていない

注２）宮崎県，熊本県，埼玉県，兵庫県はそれぞれ各県内への経済波及効果を，また，札幌市，神戸市はそれぞれ各市域への経済波及効果を算出している

表 65　全国都市緑化フェア等とオープンガーデンにおける当初の公共投資・支出と最終需要額・生産誘発額の割合比較

項　　目	全国都市緑化フェア等（金額単位：百万円）				オープンガーデン（金額単位:千円）	
開　催　地	宮崎県	札幌市	神戸市	兵庫県	宝塚市	三田市
最終需要額（a）	32,812	10,456	9,600	167,000	43,429	17,739
うち公共投資・支出額（下記項目の計）（b）	9,818	5,076	5,400	86,000	5,150	450
（最終需要額に占める割合（b/a））	29.9%	48.5%	56.3%	51.5%	11.9%	2.5%
主催者投資額	3,793	1,976	5,400	86,000	—	—
関連投資額	6,025	3,100	—	—	—	—
生産誘発額（c）	49,183	21,956	18,900	295,000	64,600	25,091
公共の支出割合（b/c）	20.0%	23.1%	28.6%	29.2%	8.0%	1.8%

この結果と前述のオープンガーデンの誘発倍率を比較（表 65）してみると，平均的には都市緑化フェアの方が概して高くなっている。（なお，ここで行っているのはあくまで単純比較であり，イベントの開催時期や適用されている地域産業連関表もそれぞれ異なるので，あくまで概ねの違いを比較検討するためのものであることに注意を要する。）

しかし，上記の都市緑化フェアでは，県や市の公共団体がフェア会場整備として公園事業や周辺関連道路整備等として道路事業等の公共投資を行っており，経済波及効果はそれらの上に成り立っているものであるとも言える。たとえば，主催者および関連投資額が最終需要額に占

める割合は，札幌市の場合で 48.5%，宮崎県の場合で 29.9%となっている。一方，今回のオープンガーデンの場合，実施者の開催経費のうち，宝塚市，三田市が負担した割合はそれぞれ 11.9%，2.5%であり，公共側の支出はごく少額である。行政主導で実施した宝塚市の場合でさえ 11.9%であり，緑化フェアと比較してもかなり低水準である。しかし，このような行政側の支出が少額で住民手づくりのものであるにも関わらず，県外からも多くの来訪者を集めており，それらによる消費額からも相当の経済波及効果があるといえること，また，その水準は絶対額では公共主導の緑化フェアには及ばないものの生産誘発倍率では遜色ないことがわかった。特に，行政側から見れば，当初の公共支出額に対する生産誘発額の割合で比較すると，緑化フェアより高い効率があることが指摘できる。

D．ま　と　め

自然資源に恵まれているとはいえない都市部においても，「市民の手づくり」によって，市民自身が楽しみながら，大きな緑化イベント資源が形成される可能性があることが把握された。

さらに，それらは「地域のまちなみ景観の向上，自然環境保全の推進効果」，「地域住民同志の交流促進によるコミュニティ形成効果」等の諸効果のみならず，地域経済の活性化にも大きな効用をもたらす可能性があることも示された。ここで注目すべきは，このようなオープンガーデンは，行政主導というものよりも，むしろ市民の自主的な活動が多いということである。今回は，宝塚市のように市がかなり主導的役割を担ったものもとりあげたが，そのような場合でも市の財政的支出水準はごく小さいものであった。さらに，その公共の支出額と生産誘発額を比較すると既存の都市緑化フェアよりも大きな効果を上げていることがわかった。これまでも様々な緑化イベントが行われ，これからも行われていくであろうが，いずれも行政が緑化等の普及啓発のため，多額の財政支出をしているケースが多い。それらに比較すれば，オープンガーデンは「純粋民活イベント」とも言えるものであるが，相応の経済波及効果も期待できるものである。

行政としては，このような動きを捉えつつ，いわば「黒子」に徹してその動きを活性化していくような支援の方策や体制づくりが，これらの動きの活性化と効果の増大につながるものと思われる。

【注】

注 1）たとえば園芸雑誌「My Garden」のほか以下のようなホームページで各地のオープンガーデン実施グループが紹介されている。
http://www.asahi-net.or.jp/~de9m-yskw/openlink.htm（2002.10.1）
http://allabout.co.jp/family/gardening/subject/msub_open.htm（2002.10.1）

第X章　総　　括

A．本章研究の位置付け，目的

第II章から第IX章まで，兵庫県の事例を中心に都道府県おける近年の公園緑地整備および都市緑化施策における状況，特徴等を検証し，その多様性，先鞭性，総合調整的等の役割・機能や地域整備や地域活性化に果たす役割・機能について，その一端を明らかにすることができた。本章では，各章ごとの内容のポイントをまとめながら結論を整理するとともに，今後の地方における公園緑地および都市緑化施策への提言を行うことを目的とする。

B．各章のまとめ

第 I 章では，本研究に取り組むにあたっての背景，意義，目的，対象と範囲，既存研究等前提条件を整理した。

第II章では，都道府県営都市公園の歴史が，地盤国有公園を府県営公園として管理することから始まり，その多くが存続し，管理運営されてきていること，近年は広域レクリエーション需要の高まりへの対応等から，都道府県は主に広域公園を担当する考え方が昭和 40 年代後半頃に確立したことを明らかにした。また，平成 14 年度末現在では全国で 463 箇所，16,681 ha の都道府県営都市公園が把握され，このうち，約 6 割が広域公園等大規模公園であるものの，墓園を除くすべての種別にみられ多様な役割・

機能を担っていることがわかった。

兵庫県においては，平成 14 年度末現在，14 箇所，615 ha の県立都市公園が整備され，昭和 55 年度から平成 14 年度までの箇所数，面積の伸びをベクトルで表した都市公園整備指数では，全国平均に対し約 2 倍の指数を示すとともに，西日本では最も高い値を示すことがわかった。兵庫県立都市公園の特性把握からは，国有地・県有地の有効活用，国または県のプロジェクト，広域レクリエーション需要対応としての役割・機能が顕著であるが，歴史的・文化的，行政課題解決型，地域振興，先取的な特徴的公園施設整備等の役割・機能をもつことが把握できた。

第Ⅲ章では，北淡路地域の淡路島国際公園都市は公共的なプロジェクトの複合整備であり，県立淡路島公園が公園都市の「種地」となるとともに，公園都市成立過程等から，その「契機」および「中核事業」としての役割・機能を持ったことがわかった。公園都市計画における先鞭性・先行性，中心性とともに，国営明石海峡公園等後続プロジェクトへの柔軟な対応による整合性の役割・機能が明らかとなった。また，斜面地緑化事業は大規模な土取り跡地の自然環境の復元創出事業で，新たな自然修復に大きく寄与，実現した事例で，これから県立都市公園の自然環境や緑環境の保全，復元という大きな役割・機能が明らかとなった。また，淡路花博の開催や淡路景観園芸学校の開校などとも密接に関連し機能するとともに，緑地施策に係るソフト展開と，その後の事業発展における大きな役割・機能が明らかとなった。

第Ⅳ章では，HO 事業が道路・公園相互に利用者の利便性，快適性，利用者数向上の面や地域活性化に資する役割・機能が明らかとなった。淡路 HO は近畿圏域，三大都市圏域で最初で，規模的にもわが国で最大規模であり，Uターン機能と IC 機能を併設し，明石海峡大橋などの展望など淡路の新たなランドスケープづくりへの貢献，さらに，県独自の事業提案競技による民間事業者導入は，民間活力導入の一つのあり方を示すとともに，その後の PFI 事業，指定管理者制度に先行する取り組みとして評価できるといえる。さらに，入込客数等から淡路地域に与える影響が大きく，また，島内雇用，販売品仕入れ等においても地元割合が大きく，関連産業も含めた地域産業等への経済的波及効果の大きさも類推できた。

第Ⅴ章では，瀬戸内海の沿岸域における公園緑地の整備の実態調査から，公園緑地が海域近接という立地特性を持ちながら，海水，水際等に関わる「自然環境の保全・創出」および海域に関係する「スポーツ・レクリエーション」の役割・機能のウェイトが低いことが明らかになった。また，沿岸域の公園緑地の役割・機能は全体に多様化しており，干潟の保全・復元など自然環境の保全・創出は，特に最近，公園緑地に求められるていることがわかった。沿岸域の都市公園は，松林・樹林地の保全・創出やスポーツなど動的空間に重点，港湾緑地は防災（防風，防潮等）に重点という役割・機能の違いがあったが，今後は，都市公園と港湾緑地が連携，役割分担するなど計画論の必要性を指摘した。この意味でも尼崎の森中央緑地は他に示唆を与える事例と指摘できるが，尼崎 21 世紀の森構想自体がまだスタートしたばかりであり，広大な地域における長期にわたる森づくりという初めてのプロジェクトであり，自然環境の創造，再生にはより専門的な知識，技術，技能等と幅広い県民等の積極的な参画と協働，今後の推進等を課題として指摘した。

第Ⅵ章では，全県広域防災拠点となる三木総合防災公園は県立都市公園にあらたに広域防災拠点としての役割・機能を付与し，平時の全県の地域スポーツ振興拠点となる運動公園であるとともに，防災活動機能を効率的，一体的に計画・整備し，公園施設の有効活用等を図っていることがわかった。また，当公園はわが国の防災公園制度に影響を与えたことが明らかになった。

第Ⅶ章では，兵庫県立都市公園で取り組まれている「管理運営協議会」について設置目的，役割等について類型化でき，今後設立する協議会に方向性の示唆を与えることができた。有馬富士公園等の事例は，住民の主体性・自主性を生かした組織づくり等を志向しており，今後の管理運営協議会のあり方に示唆を与える先進的

事例と指摘できる。また，新たな企画づくりから取り組む場合の協議会については，別途の検討が必要であることが指摘された。また，協議会全体のネットワーク等連絡，連携，情報交換等による活動内容のレベルアップ等今後の課題が指摘された。

第Ⅷ章では，兵庫県立播磨中央公園の整備，管理運営における県内に及ぼす地域経済波及効果について，主に兵庫県産業連関表を用い経済波及効果について計測，分析した結果，施設整備においては国営公園等他の既存結果より低いものの，建設投資額に対してほぼ 1.5 倍の生産誘発効果と粗付加価値額等が推計できた。この結果は，純粋に当公園独自の投入構造とはいえず，経済波及効果も当公園独自の特徴とはいえなかった。滝野町への経済波及効果については，県民所得等から推定し，当公園整備工事の発注状況から滝野町所在企業に 1 割程度帰着していると推定できた。

開園後の維持管理費の経済波及効果は，管理事務所職員への支払給与が消費支出の増加をもたらし，生産誘発効果，生産誘発額が推計できた。また，維持管理工事の発注においては，請負工事の発注においても約 1 割程度の滝野町所在企業への受注が推定できた。

来園者の消費支出では年間利用者 42 万人の園内消費額を把握したが，他の国営公園や民間レジャー施設の消費額と比較すると低廉な額ではあるが，平成 2 年の園内消費額について，生産波及効果の推計結果を得た。

雇用面では，管理を担当する㈶兵庫県公園協会の職員数から滝野町の全従業者数の 0.7%，サービス業従業者数の 4.0%占めるとともに，滝野町全事業所の 5 %の事業所に相当する規模とみなせ，大きな位置を占めると指摘できた。本章研究から，近年の地方における公園緑地整備の役割・機能としての地域経済波及効果について把握することができた。

第Ⅸ章では，兵庫県内で行われているオープンガーデンの地域経済波及効果について，兵庫県産業連関表により経済波及効果について計測，分析した結果，地域経済の活性化にも大きな効用をもたらす可能性があることが示された。ここで注目すべきは，オープンガーデンは市民の自主的な活動が多く，今回は，宝塚市がかなり主導的役割を担っていたが，この場合でも市の財政的支出水準はごく小さいものであった。さらに，その公共の支出額と生産誘発額を比較すると既存の都市緑化フェアよりも大きな効果を上げていることがわかった。行政としては，このような動き活性化する支援方策，体制づくりが重要と指摘した。

C．提　　言

以上，各章の結論を踏まえ，今後の都道府県を主とした地方における公園緑地整備および都市緑化施策について，地方の状況や独自性の発揮，住民のニーズに対応した効率的で効果的なあり方等における提言は以下のとおりである。

① 都道府県営都市公園の多様な役割・機能を踏まえ，地域の個性や状況・特性とともに時代変化にも柔軟に対応した都道府県による公園緑地整備の推進

② 地域振興，観光振興に資するとともに，他事業や民間事業との連携，協調等による都道府県による公園緑地整備の推進や，これらを生かした園芸･造園博覧会,全国都市緑化フェア等の緑化イベントの開催など

③ 自然環境の保護，保全とともに，都市再生や自然再生等新たな視点からの自然環境の復元，創出のための公園緑地整備や都市緑化施策の推進

④ 広域防災拠点となる都道府県による公園緑地整備の推進

⑤ 住民の参画と協働による公園緑地の計画，整備，管理運営体制の推進

⑥ 地域への経済的な効果を踏まえた地方の公園緑地整備や都市緑化施策の推進

⑦ 兵庫県についてみるならば，県立都市公園の配置上にみられる地域的アンバランスの解消，地域振興・観光振興に資する取り組み，多様な住民の参画と協働による取り組み推進，県立都市公園間の有機的連携による新たなあり方や利活用促進

以上の提言を踏まえて，ここでは，今後の都道府県営都市公園のひとつのあり方をイメージすると，図 32 のように描ける。都道府県営都市

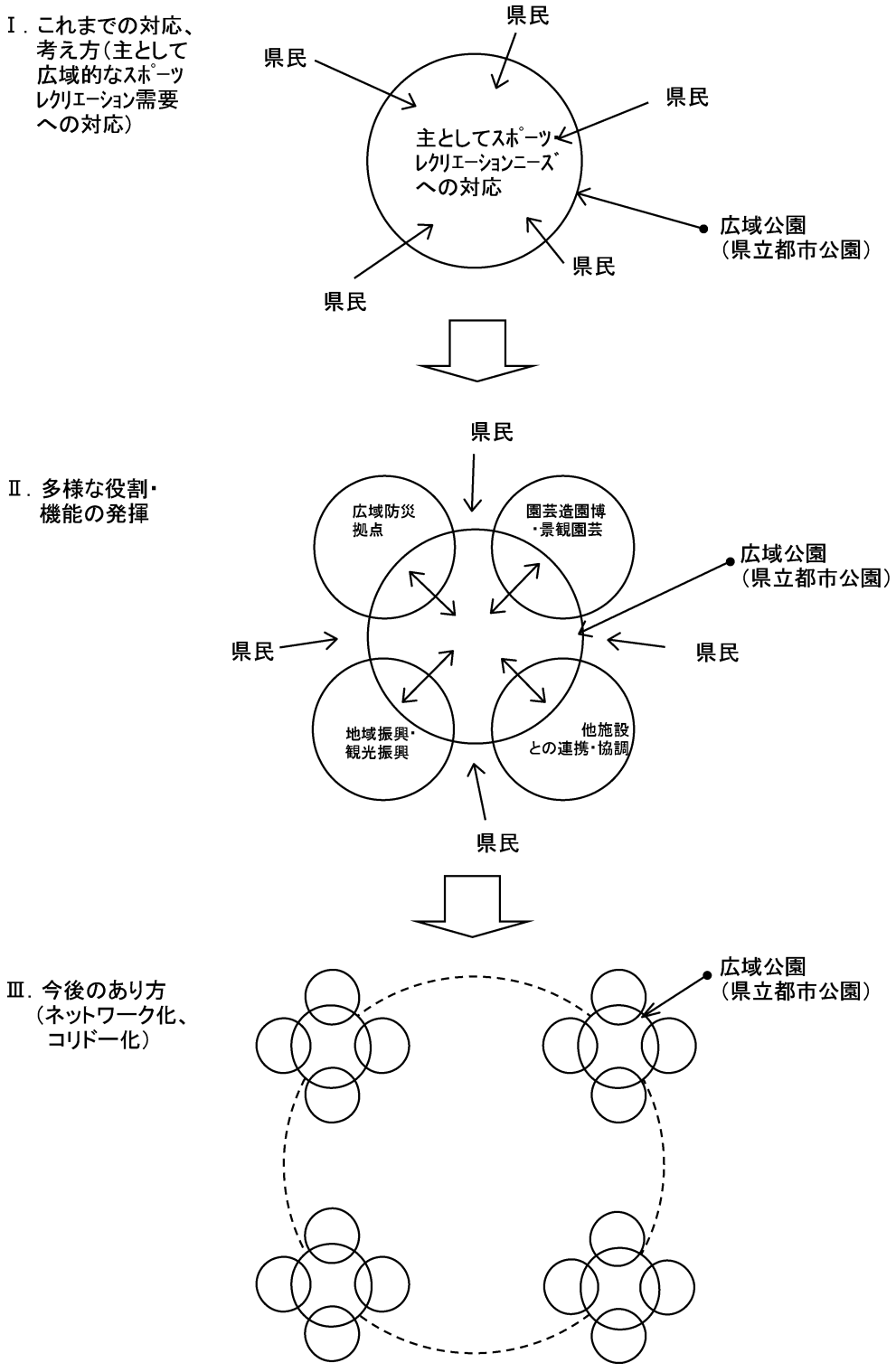

図 32　県立都市公園（広域公園）の役割・機能の変遷と今後のあり方

公園が主として広域レクリエーション需要に対応するという単一した考え方から，実は多様な役割･機能を有していることから，これらが個々に整備等存在するのではなく，有機的にネットワーク，あるいはコリドー化した形で存在，機能していく姿がのぞましいものと考えられるのである。

D．今後の課題

本研究において，地方における公園緑地整備および都市緑化施策の多様な役割・機能について把握できたが，十分に網羅的，理論的とは言いがたく，他の役割・機能についての把握等は今後の課題である。

さらに，公園緑地整備および都市緑化施策は，時間的，長期的視点からの取り組みであり，その効果の発現には時間的な制約がある。また，時間的，歴史的なスパンで見たときには，当然，内容等は変化・変容するものと考えられ，これらについては継続的視点が必要である。

また，今回は「兵庫県」の事例を中心に進めたが，他の都道府県の具体的事例等も含めた実証的研究には多くの調査が必要であることから，これらに関わる研究は引き続き必要であり，今後の課題である。

地方分権の推進等が進むなか，都道府県の役割･機能には多くの議論があるとともに，今後，さらにこれらの変化等を踏まえた，公園緑地整備や都市緑化施策における都道府県の取り組みのあり方について議論が深まり，真に住民にとって有効な公園緑地整備や都市緑化施策が推進されることを期待するものである。

引 用 文 献

1）東京市政調査会（2001）：「都市問題」第 92 巻第 3 号，特集のことば，p.2

2）今村都南雄（2001）：「問われる都道府県の役割」都市問題，第 92 巻第 3 号，東京市政調査会，pp.3-13

3）兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課（2004）：「市町要覧」pp.22-23

4）今井修平・小林基伸他（2004）：「兵庫県の歴史」山川出版社，pp.289-364

5）塩島大（1980）：「都市公園整備の地域開発に及ぼす効果に関する研究」東京大学学位申請論文，pp. 1 -111

6）塩島大（1982）：「みどりの挑戦」鹿島出版会，pp. 1 -211

7）坂本新太郎（1995）：「わが国の緑地整備手法に関する研究」千葉大学学位申請論文，pp.1-257

8）申龍徹（2004）：「都市公園政策形成史―協働型社会における緑とオープンスペースの原点」法政大学出版局，pp.1-335

9）島尾勝（1991）：「広域緑地保全のための戦略的方法論の研究」東京大学学位申請論文，pp.1-311

10）清水正之（1998）：「博覧会が公園緑地の形成並びに啓発に及ぼした影響に関する研究」東京大学学位申請論文，社団法人大阪府公園・都市緑化協会，pp.1-137

11）佐藤昌（1977）：「日本公園緑地発達史（上巻）」㈱都市計画研究所，pp.94-100，pp.110-126，pp.624-626

12）佐藤昌（1977）：「日本公園緑地発達史（下巻）」㈱都市計画研究所，pp.281-286

13）日本公園百年史刊行会（1978）：「日本公園百年史（総論･各論）」㈳日本公園緑地協会，pp.1-690

14）田邊昇學（1979）：「大規模公園の系譜」公園緑地，第 40 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.12-20

15）日本都市センター（1974）：「都市と公園緑地―人間性回復の道―」㈶日本都市センター，pp.1-390

16）建設省都市局都市計画課（1979）：「都市計画法施行規則の一部を改正する省令の制定等について」公園緑地，第 40 巻第 1 号，㈳日本公園緑地協会，pp.76-79

17）日本造園学会編（1978）：「造園ハンドブック」技法堂出版，p.527

18）福富久夫・石井弘（1985）：「緑の計画―都市公園と自然公園―」地球社，pp.40-41

19）高橋理喜男･井手久登･渡辺達三･亀山章･勝野武彦・輿水肇（2001）：「造園学（訂正版）」朝倉書店，p.148

20）丸田頼一，島田正文（1979）：「広域公園等

大規模公園の配置構想」公園緑地，第 40 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.21-28
21）丸田頼一（1983）：「都市緑地計画論」丸善，pp.152-163
22）島村子之吉（1979）：「埼玉県における広域公園の現況と配置構想」公園緑地，第 40 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会 pp.41-47
23）三浦頼彦（1979）：「大阪府における広域公園の現況と配置計画」公園緑地，第 40 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.48-54
24）渡辺照二（1979）：「いわき公園について」公園緑地，第 40 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.55-59
25）兵庫県公園街路課（1979）：「播磨中央公園について」公園緑地，第 40 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.60-64
26）山根康雄（1979）：「東郷湖羽合臨海公園について」公園緑地，第 40 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.65-70
27）佐藤博文（1979）：「石見海浜公園について」公園緑地，第 40 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.71-75
28）建設省都市局公園緑地課監修（1993）：「都市公園整備大要―都市公園制度制定 120 年記念出版―」㈳日本公園緑地協会，pp.105-412
29）臨時増刊月刊政策（1993）：「日本の公園・緑地」，「月刊政策」政治月報社，pp.93-407
30）丸田（1983）：前掲書 21），p.154
31）丸田（1983）：前掲書 21），p.155
32）丸田頼一（1999）：「大規模公園計画の視点と展望」ランドスケープ研究，第 62 巻第 4 号，pp.298-299
33）国土交通省都市・地域整備局公園緑地課・緑地環境推進室監修（2004）：「公園緑地マニュアル（平成 16 年度版）」㈳日本公園緑地協会，pp.556-573
34）兵庫県都市住宅部公園緑地課（1997）：「PARKS OF HYOGO」pp. 1 -40
35）兵庫県県土整備部公園緑地課（1999）：「PARKS AND GREEN OF HYOGO」pp. 1-43
36）辰巳信哉（1999）：「兵庫県公園史」私家版，pp.1-249
37）辰巳信哉（2000）：「神戸からの公園文化―兵庫の公園 1886-2000」ブレーンセンター，pp.1-295
38）辰巳信哉（2002）：「かくて緑は残った　甲山森林公園の歴史」㈶日本造園修景協会兵庫県支部，pp.1-135
39）辰巳信哉（2003）：「西武庫公園・西猪名公園の歴史」神戸新聞総合出版センター，pp. 1-126
40）辰巳信哉(2005)：「歴史の証人　明石公園」神戸新聞総合出版センター，pp.1-306
41）財団法人兵庫県園芸・公園協会(2001)：「兵庫県立舞子公園百年史」㈱兵庫ジャーナル社，pp.1-128
42）明石公園百年史編集委員会（1982）：「明石公園百年史」兵庫県，pp.1-294
43）辰巳（2000）：前掲書 37），p.127
44）辰巳（2000）：前掲書 37），p.128
45）貝原俊民（2000）：「21 世紀・環境の世紀に向けて―淡路島国際公園都市の整備および淡路園芸学校の創設など「緑」政策推進と今後の方向―」ランドスケープ研究，第 64 巻第 1 号，pp.39-46
46）橘俊光（2001）：「淡路島国際公園都市整備等の特徴と今後の方向性について」第 12 回技術研究発表論文集（アーバンインフラ・テクノロジー推進会議），pp.31-36
47）石田善人・落合重信・田中眞吾・八木哲浩（1994）「兵庫県風土記」旺文社，pp.145-158
48）「角川日本地名大辞典」編纂委員会（1988）「角川日本地名大辞典　28 兵庫県」角川書店，pp.124-126
49）㈶21 世紀ひょうご創造協会(1996)：「兵庫県における総合計画と地域開発計画の変遷に関する研究」p.150
50）兵庫県まちづくり部まちづくり政策課（2000）：「兵庫の都市づくり 100 年のあゆみ」p.354
51）兵庫県まちづくり部まちづくり政策課（2000）：前掲書 50），p.354
52）㈶21 世紀ひょうご創造協会（1996）：前掲書 49），pp.9-10，pp.30-31

53）㈶21 世紀ひょうご創造協会（1996）：前掲書 49），pp.150-151
54）兵庫県企業庁資料（1999）：「淡路島国際公園都市の整備について」pp.1-6
55）兵庫県企業庁（2000）：「「淡路夢舞台」建設記録誌」pp.17-26
56）海外行政視察団（1993）：「花と緑の街づくりをめざして〈海外行政視察団調査報告書〉」pp.1-78，および貝原（2000）：前掲書 45）pp.41-42
57）辰巳（2000）：前掲書 37），pp.273-274
58）辰巳（2000）：前掲書 37），pp.141-142
59）橘俊光（1998）：「ハイウェイオアシス事業の課題と今後の方策についての一考察―県立淡路島公園ハイウェイオアシスの整備事例から―」平成 10 年度兵庫県政学会研究発表要旨集，pp.82-83
60）辰巳信哉，大綱強，橘俊光，首藤健一，東集成，大石博（2000）：「兵庫県立淡路島公園ハイウェイオアシス」ランドスケープ研究造園作品選集 2000，pp.72-73
61）日仏友好のモニュメント日本委員会事務局（1994）：「日仏友好のモニュメント」パンフレット資料
62）日仏友好のモニュメント日本委員会事務局（2004）：「日仏友好のモニュメント」パンフレット資料
63）国土交通省都市・地域整備局公園緑地課（2002）：「公園緑地マニュアル平成 14 年度版」pp.322-324，および公園緑地管理財団（2003）：「国営公園の概要」pp.191-201
64）石原憲一郎（2000）：「淡路公園島づくり―淡路花博の果たす役割―」ランドスケープ研究，第 64 巻第 1 号，pp.20-24
65）芝原幸夫（2000）：「淡路花博会場の緑化・植栽計画」ランドスケープ研究，第 64 巻第 1 号，pp.27-30
66）井上芳一（2000）：「岩盤斜面地の再生緑化―淡路花博の「地」の緑化手法について」ランドスケープ研究，第 64 巻第 1 号，pp.31-34
67）兵庫県企業庁（2000）：前掲書 55），pp.180-184
68）塚原淳・伊藤信太郎・青田泰樹・前野拓也（2003）：「兵庫県淡路島灘山における斜面地緑化事業」第 6 回日・中・韓国際ランドスケープ専門家会議 2003，pp.39-44
69）吉田博宣（2000）：「淡路夢舞台の斜面地緑化がなしえた 3 つの意義」「淡路夢舞台」建設記録誌，p.184
70）安藤忠雄（1999）：「建築を語る」東京大学出版会，pp.246-249
71）兵庫県立淡路景観園芸学校（1999）：兵庫県立淡路景観園芸学校パンフレット等資料
72）フロリアード調査団（1992）：「フロリアード調査団報告書」pp.1-104
73）橘俊光（1994）：「国際園芸・造園博ジャパンフローラ '98 開催への取組み」都市問題研究，第 46 巻第 4 号，pp.110-130
74）財団法人国際花と緑の博覧会協会（1991）：「国際花と緑の博覧会公式記録」
75）国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000 日本委員会」・財団法人夢の架け橋記念事業協会（2000）：「国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」公式記録」pp.1-588
76）㈶21 世紀ひょうご創造協会他（2001）：「「ジャパンフローラ 2000」の開催が県内園芸産業等にもたらした影響に関する研究」
77）道路緑化保全協会（1992）：「ハイウェイ・オアシスの整備に関する調査検討報告書」日本道路公団，p.7
78）日本造園学会（1986）：「高速道路のランドスケープ・プランニング―横断道時代における豊かでうるおいのある道路造園のあり方に関する研究」日本道路公団，pp.1-112
79）日本造園学会（1987）：「高速道路のランドスケープ・プランニング（その 2）―横断道時代における豊かでうるおいのある道路造園のあり方に関する研究」日本道路公団，pp.1-103
80）日本造園学会（1988）：「高速道路のランドスケープ・プランニング（その 3）―横断道時代における豊かでうるおいのある道路造園のあり方に関する研究」日本道路公団，pp.1-106
81）日本造園学会（1989）：「高速道路造園の

サービス基準に関する調査研究（その１）」日本道路公団，pp.1-142
82）日本造園学会（1990）：「高速道路造園のサービス基準に関する調査研究（その２）」日本道路公団，pp.1-123
83）道路緑化保全協会(1992)：前掲書 77)，pp.1-78
84）道路緑化保全協会（1992）：「ハイウェイ・オアシスの整備に関する調査検討(その２）報告書」日本道路公団，pp.1-193
85）亀山章（1993）：「ハイウェイ・オアシスとサービス施設のあり方」高速道路と自動車，第 36 巻第 11 号，pp.16-22
86）エレン・ワング（1995）：「ハイウェイオアシス―高速道路上の休憩施設を活用した地域拠点整備事業」土木学会誌，第 80 巻第 11 号，pp.2-5
87）松本信吾(1997)：「ハイウェイオアシス(地域拠点整備事業）の現況と計画」高速道路と自動車，第 40 巻第 8 号，pp.30-33
88）安藤良輔（2002）：「高速道路の休憩施設を活用した地域づくりについて」(Ryosuke ANDO: Japanese New Policy Methods on Using Service Areas of Expressways And Their Effects on Urban Development) 土木学会年次学術講演会講演概要集共通セッション Vol.57，pp.365-366
89）竹本勝典（1997）：「佐久平ハイウェイオアシスの利用状況について」交通工学，第 32 巻第 1 号，pp.48-52
90）JH 日本道路公団計画部計画第二課（1996）：「ハイウェイオアシスの整備事例」道路行政セミナー，建設省道路局監修，pp.25-33
91）井上淳一（1991）：「ハイウェイ・オアシス事業の展開　砂川 SA の事例」道路，No.608，pp.19-24
92）鈴木卓（1997）：「ハイウェイオアシス―佐久平ハイウェイオアシスの事例」日本道路会議論文集第 21 回，No.702，pp.63-64
93）佐久市都市開発部都市計画課（1996）：「活力ある地域と道づくり　平尾山公園とハイウェイ・オアシス整備による地域活性化」道路，No.664，pp.47-49
94）小林芳夫（1986）：「高速自動車道の整備と広域レクリエーション」公園緑地，第 46 巻第 5 号，pp.16-19
95）竹本（1997）：前掲書 89)，p.49
96）橘俊光（1999）：「地域振興と大規模都市公園―兵庫県立広域公園整備の地域経済効果について―」ランドスケープ研究，第 62 巻第 4 号，pp.319-320
97）建設省・日本道路公団（1998）：「高速自動車国道活用施設の連結実施要領」平成 10 年 12 月，pp.1-62，および日本道路公団（1998）：「利便増進施設の占用実施要領」平成 10 年 12 月，pp.1-35
98）橘（1998）：前掲書 59)，p.82
99）辰巳信哉（1998）：「兵庫県立淡路島公園，ハイウェイオアシス開園」公園緑地，第 59 巻第 2 号，pp.56-61
100）橘俊光(1998)：「県立淡路島公園ハイウェイオアシス」月刊公園緑地建設産業，平成 10 年 6 月号，pp.8-13
101）兵庫県・㈶兵庫県公園協会（1996）：「県立淡路島公園ハイウェイオアシス事業提案競技募集要項」pp.1-42
102）染谷昭夫（1995）：「沿岸域計画の視点」鹿島出版会，pp.1-254
103）リヒトホーフェン，海老原正雄訳(1943)：「支那旅行日記(上巻)」慶応書房，pp.16-17
104）樋渡達也（1981）：「東京の港と海の公園」郷学舎，pp.1-108
105）樋渡達也（1989）：「葛西地区オープンスペースの計画と整備」都市公園，No.106，㈶東京都公園協会，pp.29-44
106）細川卓巳(1999)：「市民空間としての水辺の再生」都市に水辺をつくる，技術書院，pp.222-229
107）東京都(1996)：「潮風公園の再整備について」公園緑地，第 57 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.59-62
108）兵頭信二(1989)：「お台場海浜公園の再整備について」都市公園，No.144，㈶東京都公園協会，pp.39-49
109）習志野市（1997）：「谷津干潟の保全と活

用」公園緑地，第 58 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.17-20
110）三宅祥介・津田主税（1998）：「大阪府りんくう公園（シンボル緑地南ゾーン）」造園作品選集 No. 4，㈳日本造園学会，pp. 64-65
111）大阪市（2001）：「矢倉緑地の整備の概要について」公園緑地，第 61 巻第 6 号，㈳日本公園緑地協会，pp.59-62
112）小河原孝生（1997）：「米子水鳥公園の計画と設計」「自然との共生」公園緑地事例集，㈶日本造園修景協会，pp.50-51
113）㈶中海水鳥国際交流基金財団（1997）：「コハクチョウのネグラとしてのエコロジーパーク」公園緑地，第 58 巻第 2 号，㈳日本公園緑地協会，pp.27-30
114）中村正博（1997）：「水俣港公園水鳥の池周辺整備（熊本県水俣市）」「自然との共生」公園緑地事例集，㈶日本造園修景協会，pp. 56-57
115）貝原俊民（2000）：「発信兵庫から　瀬戸内臨海工業地帯に森を」平成 12 年 6 月 23 日付け朝日新聞朝刊
116）兵庫県（2002）：「尼崎 21 世紀の森構想―本編―」，同：「同―資料編―」
117）兵庫県（2004）：「尼崎の森中央緑地基本計画」，同：「同―基礎資料―」
118）あまがさき健康の森株式会社（2005）：「尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設」パンフレット
119）中瀬勲・林まゆみ（2002）：「みどりのコミュニティデザイン」学芸出版社，pp. 1-222
120）中瀬勲，橘俊光他公園緑地の復興に関する調査研究グループ（1996）：「阪神・淡路大震災後の公園緑地の復旧・復興と住民参加活動状況に関する調査研究」平成 8 年度調査研究報告，㈶兵庫地域政策研究機構，pp. 143-181
121）斎藤庸平（2005）：「街並み緑化・公園整備に向けた取り組み」復興 10 年委員会，―阪神・淡路大震災―復興 10 年総括検証・提言報告《第 3 編分野別検証》Ⅴまちづくり分野，pp.Ⅶ-265-Ⅶ-321
122）中瀬勲（2005）：「豊かな自然環境の保全と創造に向けた取り組み」復興 10 年委員会，―阪神・淡路大震災―復興 10 年総括検証・提言報告《第 3 編分野別検証》Ⅴまちづくり分野，pp.Ⅶ-322-Ⅶ-363
123）Tachibana, T. ; Saito, Y. ; Shen, Y. : “Plan for the Effective Use of the Sports Facility at A Comprehensive Emergency Management Park- Example of Plans at Hyogo Prefectural Miki Comprehensive Emergency Management Park- : The 5th International Landscape Architectural Symposium of China, Japan and Korea, pp. 204-209
124）秋谷晃（1985）：「防災拠点整備再開発事業と東白鬚公園」公園緑地，第 46 巻第 3 号，pp.28-32
125）塚越健（1989）：「東京の防災公園整備と今後」新都市，第 43 巻第 7 号，pp.44-51
126）東京都中野区公園緑地課（1982）：「中野区の防災公園づくり」新都市，第 36 巻第 9 号，pp.65-67
127）鍵山喜昭（1986）：「中野区「平和の森公園」（旧称中野防災公園）の設計」造園雑誌，第 50 巻第 1 号，pp.50-56
128）菊池律（2000）：「杉並区における防災公園の取り組み」都市公園，No.149，pp.32-42
129）杉並区公園緑地課（2002）：「杉並区における最近の防災公園づくり」グリーンエージ，No.340，pp.18-23
130）神奈川県都市計画課（1985）：「東海地震対策緊急整備事業―茅ヶ崎中央公園・平塚中央公園―」公園緑地，第 46 巻第 3 号，pp. 33-36
131）梅澤稔（1988）：「防災公園「平塚市総合公園」」公園緑地，第 49 巻第 2 号，pp.49-54
132）杉山輝（1996）：「平塚防災公園の整備」新都市，第 50 巻第 5 号，pp.51-57
133）平塚市都市整備部みどりの公園課（1996）：「平塚市総合公園について」公園緑地，第 57 巻第 4 号，pp.64-68
134）名古屋市農政緑地局施設部緑化推進課

（1996）：「名古屋市稲永東公園・稲永公園について（防災公園）」公園緑地，第 56 巻第 6 号，pp.17-21
135）大阪市建設局花と緑の推進本部緑化推進部企画課（1996）：「大阪市城北公園における耐震性貯水槽の設置について」公園緑地，第 56 巻第 6 号，pp.22-27
136）榎本利明，小川武郎（1983）：「尼崎市における防災公園計画」新都市，第 37 巻第 8 号，pp.12-20
137）辰巳（2000）：前掲書 37），p.154
138）松島光明（2000）：「大阪府における「減災の視点」に立った防災公園の取り組みについて」都市緑化技術，No.36，pp.14-17
139）兵庫県（1995）：「阪神・淡路震災復興計画」pp.1-70
140）兵庫県防災会議（1996）：「兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）」（平成 8 年修正），第 6 節　防災拠点の整備　第 1 款県域防災拠点の整備，pp.94-97
141）辰巳信哉（1996）：「兵庫県における広域防災拠点計画」ランドスケープ研究，第 60 巻第 2 号，pp.136-137
142）辰巳（2000）：前掲書 37），pp.238-245
143）増田昇（1996）：「都市公園の利用実態から見た安全・安心環境づくりに対する今後の課題」ランドスケープ研究，第 60 巻第 2 号，pp.113-115
144）兵庫県・㈱総合計画機構（1993）：「東播磨スポーツ・レクリエーション回廊計画調査」pp.1-223
145）東播磨流域文化協議会・兵庫県（1995）：「東播磨スポーツ回廊計画」pp.1-108
146）辰巳（2000）：前掲書 37），p.242
147）うつくしい緑のまちづくり研究会（2001）：「市民参加時代の美しい緑のまちづくり」㈶経済調査会，pp.406-417，前田文章，菅博嗣ら：「みどりのまちづくりへの参加事例 100 年年表」
148）岡本全勝（2002）：「「利己的でない民間部門」が重要に―公私二元論から官共私三元論へ」地方行政，平成 14 年 12 月 16 日付け，pp.2-8
149）国土庁（1996）：平成 8 年度版防災白書，大蔵省印刷局，pp.82-88
150）日本造園学会（1997）：「特集・ランドスケープデザインにおける住民参加論」ランドスケープ研究，第 60 巻第 3 号，pp.211-255
151）日本造園学会（2000）：「特集・ランドスケープと住民主体のまちづくり」ランドスケープ研究，第 63 巻第 4 号，pp.261-320
152）日本造園学会（1999）：「特集・運営からの公園づくり―ランドスケープ・ソフトウェアの展開に向けて―」ランドスケープ研究，第 63 巻第 2 号，pp.87-109
153）山口泰・麻生恵・勝野武彦・出来正典：「運営からの公園づくり―ランドスケープ・ソフトウェアの展開に向けて―」特集にあたって，日本造園学会（2000）：前掲書 151），p.87
154）田代順孝・中瀬勲・金子忠一（2002）：「平成 13 年度日本造園学会全国大会分科会報告・パークマネージメントの理論的枠組みの構築を目指して」ランドスケープ研究，第 65 巻第 4 号，pp.306-313
155）田代順孝・中瀬勲・金子忠一（2003）：「平成 14 年度日本造園学会全国大会分科会報告・パークマネージメントの理論的構築に向けて（その 2）公園経営とユーザーサービスの原点からの考察」ランドスケープ研究，第 66 巻第 4 号，pp.302-307
156）池邊このみ・伊藤章雄・林まゆみ・宮崎吾朗・鈴木修二（2003）：「パークマネージメントの理論的構築に向けて（その 3）」平成 15 年度日本造園学会全国大会シンポジウム・分科会講演集，pp.64-78
157）平山実（1997）：「住民参加プロセスと制度」，日本造園学会（1997）：前掲書 150），p.216
158）藤本真里（2003）：「兵庫県立有馬富士公園における協議会方式初動期の住民参加型運営」兵庫県政学，第 9 号，pp.41-46
159）兵庫県丹波県民局（2003）：「丹波並木道中央公園管理運営計画策定業務報告書」
160）建設省都市局公園緑地課（1978）：「都市公

園事業の景気浮揚効果」公園緑地，第 39 巻第 1 号，pp.44-45
161）建設省都市局公園緑地課・㈳日本公園緑地協会（1986）：「昭和 60 年度都市公園整備長期計画調査」pp.1-106，および建設省都市局公園緑地課・㈳日本公園緑地協会（1988）：「昭和 62 年度都市公園整備長期計画調査概要報告書」pp.1-59
162）建設省都市局公園緑地課・㈳日本公園緑地協会（1988）：「昭和 62 年度都市公園整備長期計画調査報告書」pp.1-147
163）建設省東北地方建設局国営みちのく杜の湖畔公園工事事務所・㈶計量計画研究所（1988）：「昭和 62 年度国営公園経済波及効果報告書」pp.1-139
164）㈳日本公園緑地協会（1994）：「国営公園整備における地域経済影響評価調査【国営武蔵丘陵森林公園】報告書」pp.1-85
165）㈳日本公園緑地協会（1994）：「国営公園整備における地域経済影響評価調査【国営昭和記念公園】報告書」pp.1-90
166）㈳日本公園緑地協会（1994）：「国営公園整備における地域経済影響評価調査【国営常陸海浜公園】報告書」pp.1-85
167）㈶神戸都市問題研究所（1979）：「公共投資の効果に関する実証的分析」総合研究開発機構助成研究 NR-78-10，pp.1-364
168）㈱住環境計画研究所（1980）：「公共投資の実態とそのあり方に関する実証的研究―農村地域を実験室として―」総合研究開発機構委託研究 NRC-78-25，pp.1-236
169）㈱エー・エー・ピー（1981）：「文化施設の経済効果―国立民族学博物館をモデルとして―」総合研究開発機構委託研究 NRC- 79-12，pp.1-459
170）村山皓編（2001）：「施策としての博物館の実践的評価―琵琶湖博物館の経済的・文化的・社会的効果の研究―」雄山閣，pp.1-206
171）坂井時忠（1973）：「緑の回廊―兵庫改創論―」のじぎく文庫，pp.239-243
172）佐藤（1977）：前掲書 12），p.286
173）塩島（1982）：前掲書 6），p.135
174）塩島（1982）：前掲書 6），pp.136-137
175）塩島（1982）：前掲書 6），p.138
176）兵庫県企画部統計課（1995）：「平成 2 年（1990 年）兵庫県産業連関表」pp.1-152
177）兵庫県企画部統計課（1995）：前掲書 176），p.83，p.141
178）建設省建設経済局調査情報課（1994）：「平成 2 年（1990）建設部門分析用産業連関表」
179）建設省建設経済局調査情報課（1994）：前掲書 178），p.346
180）兵庫県企画部統計課（1995）：前掲書 176），p.10
181）兵庫県企画部統計課（1989）：「昭和 60 年（1985 年）兵庫県産業連関表」pp.40-45
182）兵庫県企画部統計課（1995）：前掲書 176），p.74-79
183）建設省建設経済局調査情報課（1994）：前掲書 178），p.75
184）建設省建設経済局調査情報課（1994）：前掲書 178），p.74
185）土居英二・浅利一郎・中野親徳（1996）：「はじめよう地域産業連関分析」日本評論社，pp.143-154
186）兵庫県企画部統計課（1993）：「平成 2 年度市町内生産所得（純生産）・市町民所得（分配）」p.66
187）兵庫県企画部統計課（1993）：前掲書 186），p.66
188）相田明・鈴木誠・進士五十八（2002）：「英国ナショナル・ガーデン・スキームによるオープンガーデンの発祥と活動」ランドスケープ研究，第 65 巻第 5 号，pp.393-396
189）AIDA, A., HATTORI, T., SHINJI, I. (2000):「Aspect of Private Gardens Open to the Public under the National Garden Scheme in England and Wales」Journal of The Japanese Institute of Landscape Architecture, International Edition, Vol. 1, pp. 9-12
190）AIDA, A., HATTORI, T., SHINJI, I. (2000):「Definition of “Open Garden” and case studies in Japan, Journal of The Japanese Institute of Landscape Architecture, International Edition, Vol.

1, pp. 189-190 (poster)
191）野中勝利(2002)：「長野県小布施町におけるオープンガーデンの特徴と課題」ランドスケープ研究，第 65 巻第 5 号，pp.805-808
192）土居ほか（1996)：前掲書 185)，p.268
193）兵庫県企画管理部(2001)：「平成 9 年兵庫県産業連関表（延長表)」
194）第 16 回全国都市緑化みやざきフェア実行委員会（1999)：「「グリーン博みやざき'99」経済的･社会的波及効果に関する報告書」
195）第 4 回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会(1987)：「緑と水の博覧会クマモトグリーンピック 86 公式記録」pp.166-169
196）全国都市緑化さいたまフェア 87 実行委員会(1988)：「グリーンハーモニーさいたま 87 公式記録」pp.164-165
197）全国都市緑化さっぽろフェア実行委員会（1986)：「86 さっぽろ花と緑の博覧会公式記録」pp.208-210
198）神戸グリーンフェア実行委員会（1985)：「コウベグリーンエキスポ '85 公式記録」p.141
199）㈶21 世紀ひょうご創造協会・㈱さくら総合研究所（2000)：「「ジャパンフローラ 2000」の開催に伴う経済効果に関する調査」pp.16-18

摘　　要

わが国では環境問題への対応等から都市の緑とオープンスペースの確保はより重要な課題であるが，行政も国と地方の役割分担のもと，連携し効率的・効果的な公園緑地および都市緑化施策を推進する必要がある。しかし，これまで広域行政としての都道府県がこれらに果たす役割･機能について明らかとはいえず，このため，本研究では，近年の地方，特に都道府県レベルにおける公園緑地および都市緑化施策の役割・機能の内容について明らかにし，今後の方向性について考察，提言することを目的とする。本研究では，特に兵庫県における近年の事例を中心とし多面的に捉えることとして論述展開を行った。

本論文は 10 章からなり，第Ⅰ章では研究の背景，目的を整理し，研究対象および研究方法を述べ，第Ⅱ章から第Ⅸ章まで各研究結果と考察を行い，第Ⅹ章において総括と提言を行っている。

第Ⅱ章は，わが国の都道府県営都市公園整備の現況，特徴を把握し，その役割・機能を分析した。その結果，地方としての都道府県が事業主体である都道府県営都市公園は，明治期からの歴史的経緯から成り立つもののほか，昭和 47 年にスタートした都市公園等整備五箇年計画により，昭和後期から平成期に供用されたものが 7 割，また，約 6 割が広域公園等大規模公園で，墓園を除くすべての種別にみられ，多様な役割・機能を担っていることがわかった。近年の箇所数，面積の伸びをベクトルで示した都市公園整備指数では，東日本の都道県において指数値が高く，また，兵庫県は，西日本では最も高い値を示すことを指摘した。兵庫県立都市公園の特性把握からは，国･県有地の有効活用，国･県のプロジェクト，広域レクリエーション需要対応としての役割･機能が顕著であるが，歴史･文化的，行政課題解決，地域振興，先取的な特徴的公園施設整備等の役割・機能をもつことが明らかにされた。

第Ⅲ章および第Ⅳ章は，北淡路地域を事例に取り上げ，県立・国営都市公園を中心とする淡路島国際公園都市が面的都市開発事業ではなく，公共的なプロジェクトの複合整備であり，県立淡路島公園が公園都市の「種地」となるとともに，公園都市成立過程の時間的経緯から，その「契機」および「中核事業」として機能し，先鞭性･先行性，中心性とともに，後続プロジェクト事業への柔軟な対応による整合性の役割・機能を持ったことを指摘した。淡路花博の開催や淡路景観園芸学校の開校などとも密接に関係し機能するなどハードとソフトの展開においても大きな役割･機能を有したことがわかった(Ⅲ章)。また，県立淡路島公園と淡路サービスエリアを一体的に整備した淡路ハイウェイオアシスは，位置，規模，施設内容等において全国的にも大きな特徴を有し，県独自の事業提案競技による民間事業者導入は，その後の PFI 事業，指

定管理者制度に先行する民間活力導入の取り組みとして評価され，利用者数，雇用，地場産品の地元割合から地域経済への波及効果の大きさも指摘した（Ⅳ章）。

第Ⅴ章では，瀬戸内海沿岸域における公園緑地整備の実態を把握し，海域に近接という立地特性にもかかわらず，水際自然環境の保全・創出，海域に関係するスポーツ・レクリエーションの役割・機能のウェイトの低さを説明した。しかし，沿岸域公園緑地の役割・機能は多様化しており，干潟の保全・復元など自然環境の保全・創出は，特に最近，公園緑地に求められていることを指摘した。都市公園は，松林・樹林地の保全・創出やスポーツなど動的空間に，港湾緑地は防災に，それぞれ重点があるという差違があったが，今後は，都市公園と港湾緑地の連携，役割分担などの重要性を指摘した。県立尼崎の森中央緑地は，一体事業として評価されるが，今後の推進が課題として説明した。

第Ⅵ章は，阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ，わが国ではじめての全県的広域防災拠点として整備されている県立三木総合防災公園を取り上げた。この公園は，平時には全県の地域スポーツ振興拠点となる運動公園であるが，防災活動機能を効率的，一体的に計画・整備するため，公園施設の本来活用，非常時の防災活用，平常時の防災活用の三つの視点からの活用可能性を検討した。その結果，三つ全ての活用が可能な施設は，陸上競技場，体育館，スポーツゾーンの芝生広場，遊びの園地，キャンプ場，幹線園路であり，二つの活用が可能な施設は，球技場，野球場，テニスコート，駐車場であると判断された。また，三木総合防災公園がわが国の防災公園整備制度に影響を与えたことを指摘した。

第Ⅶ章では，兵庫県立都市公園で取り組まれている管理運営協議会を分析し，設置目的，役割の重点の置き方について類型化し，今後の協議会のあり方に関して示唆を得た。特に，県立有馬富士公園の事例では住民の主体性・自主性を生かした組織づくりの志向など，今後の管理運営協議会の運営手法に示唆を与える先進的事例と指摘した。また，協議会への住民の参画と協働はニーズ把握や情報公開機会，利活用促進などの役割・機能を担っているということができ，協議会はその具体的手法と指摘し，協議会相互のネットワーク化等今後の課題を指摘した。

第Ⅷ章，第Ⅸ章は，兵庫県産業連関表を用い，地域産業連関分析による経済波及効果の役割・機能について分析した。第Ⅷ章の播磨中央公園の施設整備においては，国営公園等他の既存結果より低いものの，建設投資額に対してほぼ 1.5 倍の経済波及効果を得た。また，開園後の維持管理費，来園者の消費支出，雇用面などからも一定量の地域経済への波及効果が得られ，これらから地域経済に果たす役割・機能を持つことが明らかにされた。第Ⅸ章では，三田市，宝塚市の事例から都市緑化施策としてのオープンガーデンの地域経済への波及効果が得られ，その結果，市民の手づくりによる緑化イベントも地域経済の活性化にも大きな効用をもたらす可能性があることが示された。ここでは，行政の支出額と生産誘発額を比較すると既存の都市緑化フェアよりも大きな効果を上げていることがわかり，このような動きを活性化させる行政の支援方策，体制づくりの重要性を指摘した。

第Ⅹ章では本論の総括を行い，提言と課題を述べた。提言として，都道府県営都市公園の多様な役割・機能を踏まえ，１）地域個性や時代変化にも柔軟に対応した都道府県による公園緑地整備の推進，２）地域振興，観光振興に資するとともに，他事業や民間事業との連携，協調等による整備や，これらを生かした緑化イベントの開催など効果的な都市緑化施策の推進，３）都市再生や自然再生等新たな視点からの自然環境の復元，創出のための公園緑地整備や都市緑化施策の推進，４）広域防災拠点となる都道府県による公園緑地整備の推進，５）住民の参画と協働による公園緑地の計画，整備，管理運営体制の推進，６）地域への経済的効果を踏まえた地方の公園緑地整備や都市緑化施策推進の必要性，を提言した。また，今後の課題として幅広い実証的研究や理論的整理の必要性について指摘した。

謝　　辞

本論文は，北海道大学農学部に提出した学位申請論文である。筆者は，北海道大学農学部花卉造園学教室を卒業後，兵庫県庁に入り，幸いにも希望する公園緑地および都市緑化にかかる行政を歩んできた。この間，２年間の建設省都市局公園緑地課，３年間の県外郭団体の㈶夢の架け橋記念事業協会などの経験があるが，それ以外のほとんどを県土整備部まちづくり局公園緑地課で業務してきた。

これらの仕事を通じ，特に都道府県レベルの広域行政における公園緑地の役割や機能の側面に強い興味を持つようになった。これらは多面的な要素をもつものといえ，この一端を明らかにしたいというのが本研究の動機となっている。

平成７年１月に発生した阪神･淡路大震災は，直接，間接にその後の筆者の研究への取り組みのきっかけとなったといえ，大震災後，社会人大学院生として学んだ同志社大学大学院総合政策科学研究科修士課程での研究をはじめとして，その後，学会等への研究発表の機会を得ることができた。兵庫自治学会，日本造園学会各支部大会，IFLA（国際造園家会議）イースタンリージョン大会，日韓中国際ランドスケープ専門家会議，IFPRA（国際公園レクリエーション管理行政連合）世界大会 in 浜松などである。

そして，これらの一連の研究結果を今回，論文というかたちでまとめるにあたり，最初から最後までご指導下さったのは，北海道大学大学院教授の淺川昭一郎先生である。これまで，実務をベースにしつつ，地方における公園緑地および都市緑化施策の役割・機能についてのこのような形での研究が見当たらず，是非取り組んでみたいという筆者の願いを快く聞いていただいた。これまでのご指導に対して心からお礼申し上げたい。

また，北海道大学大学院教授石井寛先生，同教授出村克彦先生，同助教授近藤哲也先生には，論文作成過程において，内容，進め方，表現等に対して適切かつ丁寧なご指導，ご助言をいただいた。感謝申し上げる。

兵庫県立人と自然の博物館副館長で兵庫県立大学教授の中瀬勲先生には，共同研究者としてご協力，ご指導いただくとともに，人と自然の博物館次長で兵庫県立大学自然・環境科学研究所長・教授田原直樹先生には，共同研究に大きなご理解とご協力をいただいた。ここに感謝申し上げる。

また，本論文は，兵庫県立淡路景観園芸学校の教員であり，兵庫県立大学自然・環境科学研究所の平田富士男教授，斉藤庸平教授，望月昭教授，竹田直樹助教授，沈悦助教授ほかとのこれまでの共同研究があったからこそであり，各先生方に感謝申しあげるとともに，特に，平田先生からは，今回の論文作成にあたり考え方など基本的事項からのご指導，ご協力をいただいた。ここに深く感謝申しあげる。

さらに，今回の論文作成にあたっては，兵庫県における公園緑地および都市緑化にかかる多くの資料を引用，使用させていただいたが，これらの作成等にあたっては，筆者の所属する県土整備部まちづくり局公園緑地課の上司，同僚の皆さんに，また，兵庫県産業連関表の使用については企画管理部管理局統計課の皆さんにいろいろとご協力いただいた。心よりお礼申しあげたい。

最後に，筆者のこの論文作成にあたり，理解と協力を惜しまず筆者を支えてくれた妻京子，そして娘達美緒，真悠に感謝の意を捧げたい。家族の協力なくして本研究は成り立ち得ず，感謝の気持ちを記すことで償いたい。

Abstract

A Study about the Role and Function of Local Administrations in Parks and Green Policy — Recent Case Examples in Hyogo Prefecture —

Within the goal of responding to environmental problems, one of the most important issues is the reservation of green and open spaces in urban areas. Governments and local administrations ought to efficiently promote parks and green policy. However, the specific roles and functions of local administrations in parks and green policy as a broader unit have not yet been thoroughly analyzed to date.

Therefore, in this study, I will clarify the role and function of local administrations (especially those of prefectures) in parks and green policy. And I examine and propose further direction. This is done through the examples of recent cases in Hyogo prefecture, with a many-sided analysis.

This thesis is organized into 10 chapters. In the first, I detail the background and purpose of this study. In chapters 2 through 9, I consider the results of each. Compiled analysis and proposals make up the tenth chapter.

In Chapter 2, I explain the situation and features of urban prefectural parks in Japan, analyzing their role and function. This includes the results of several urban prefectural parks in which a prefecture has taken on the role of primary contractor as well as various other roles and functions. These parks make up 70% of those that opened in the latter Showa era into the Heisei era. They were developed under The Five-year Program for Development of Urban Parks by the Ministry of Construction, beginning in 1972. Many of the other 30% of such parks had the historical background by the Meiji era in their founding. 60% of urban prefectural parks consist of large-scale regional parks.

In the index of urban park development, while growth is shown in park numbers in all 47 Japanese prefectures from the 1980s to 2002, we can see that eastern Japan shows more overall growth. Hyogo prefecture shows the highest growth in western Japan.

Hyogo's urban prefectural parks take the role of being available recreational demand and act as a counterpart in the effective usage of governmental or prefectural owned land. However, it should be noted that they also reflect historical, cultural and regional improvement aspects as a result of administrative assignment that enhances park characteristics.

In the third and fourth chapters, I use a case study from the North Awaji district. The Awaji Island International Park City, which contains a governmental park and prefectural parks at its core, is not a real urban development *per se*, but the combined development of several public projects. Prefectural Awaji Island Park has become a "source site" in the temporal process of Park City's achievements. It has also functioned

as a precursor and a core for projects that followed.

Awaji Island International Park City had played an important "software" role, building a close relationship with the International National Gardening and Landscaping Exhibition (Japan Flora 2000) and the Awaji Landscape Planning and Horticultural Academy (ALPHA).

The Awaji Highway Oasis works integrally with both prefectural Awaji Island Park and the Awaji Service Area (a highway rest area) is the big leagues in Japan in terms of its location, scale, and facilities. It has inducted civilian enterprises through competitive business proposals. This induction was an appreciated precedent, helping ensure the success of PFI projects and the civil designated management system. Awaji Highway Oasis has had a great spillover effect on the regional economy in a multitude of ways, including the sale of local products, employment, and the number of user.

In Chapter 5, I look at the actual condition of park and open space developments on coastal areas of the Seto Inland Sea. Though this area is adjacent to the sea, little emphasis has yet to be put on coastal environment conservation, natural ecological creation and sport/recreation demand. The roles and functions of parks and open spaces in coastal areas has become multifaceted. Parks are becoming required natural environment conservation and ecological creations, used to do things like preserve tidal wetlands.

Urban parks in coastal areas place an importance on the conservation and creation of greenery, including pinewood. Harbor parks, meanwhile, place emphasis on disaster-prevention. I point out the importance of having these two entities cooperate and share roles.

Prefectural Amagasaki Forest Central Green Space is a case in point, being the combined development of a prefectural urban park and a harbor park. But how to proceed in the future remains a point of contention.

In the 6th chapter, I take a look at prefectural Miki Disaster Management Park, designed to build on lessons learned from the Great Hanshin Earthquake experience. It has become the central base in Hyogo prefecture for disaster prevention of all types. Like many other parks, Miki Disaster Management Park is also a base for sports, but in an emergency, it can serve as a disaster management facility. I look into its utility from 3 viewpoints — primary normal use, emergency disaster management use, and daily disaster prevention use.

Several facilities can be available at all times for the above 3 ways of usage. These include the athletics stadium, gymnastics hall and turf ground in the Sports Zone, the play equipment area, camp sites and the park's main road. Areas that can play roles for two of the above mentioned usages include the ball game stadium, baseball field, tennis courts and car parking area.

The Miki Disaster Management Park has already had a great effect on disaster prevention systems in Japan.

In Chapter 7, I analyze the park management councils for Hyogo's urban prefectural parks. I categorize them by purpose of organization and major emphasis.

This is particularly appropriate in regards to prefectural Arimafuji Park, which has oriented its council in such a way that each member has an initiative and independence. I believe this policy is quite progressive compared to the management of other

councils.

Citizen participation in park management councils functions to help grasp user's needs, disclose information and promote utilization. In practice, the councils are operative examples, but I think mutual networking will become an issue in the future.

In the eighth chapter, I analyze the effect of prefectural parks on regional economy using the Hyogo Prefectural Input-Output Table for 1992. Facility development in prefectural Harima Central Park has 1.5 times economic effect by stake.

Also, in areas of maintenance costs, visitors' consumption expenditures, and in local staff employment, Harima Central Park has shown it plays a certain part in the regional economy.

In Chapter 9, annual citizen supported events like the "Open Garden" held in the cities of Sanda and Takarazuka, have a great effort on regional economy.

Comparing the entire gross product from outgo to administration, Open Garden events achieve larger economic effect existing urban green events. I note the importance of administrative support and institutionalization for similar citizen movements.

In the final chapter, I sum up the thesis, point out issues and make recommendations.

My recommendations are as below.

(1) Promotion of parks development by local administration requires a flexible correspondence with the region character and to adapt to changing social needs.
(2) Also required is effective promotion of parks and green policies, such as park development in cooperation with other projects or private business.
(3) Parks and green areas should be established and promoted for the purpose of recovery and creation of natural environment.
(4) Local administration ought to promote parks development on a regional disaster prevention basis.
(5) Promotion of Planning, development and management of parks and green areas with citizen participation and cooperation.
(6) Build on its economic effect on the region.

The issue is below.

We need ordered theory after wide-ranged empirical research.